

附 錄

1 水防法

(昭和二十四年六月四日法律第百九十三号)

最終改正：令和五年五月三十一日法律第三十七号

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 水防組織（第三条―第八条）

第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）

第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）

第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）

第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）

第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）

第八章 罰則（第五十二条―第五十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭

和三十三年法律第七十九号) 第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。) の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行

う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2** 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3** 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4** 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5** 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
- 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

- 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項
- （地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
- 第十五条の二** 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災

害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項

に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。
(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則 （昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号） 抄

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月八日法律第一六三号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三十一年七月一日法律第六一号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十一年六月一日法律第一四一号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 （昭和三十三年五月一六日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三十三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三十三年六月三〇日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

(経過規定)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 (昭和四七年六月二三日法律第九四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年七月一六日法律第六六号)

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年一二月二五日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年六月二一日法律第六九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成七年四月二一日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一三年六月一三日法律第四六号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成一七年五月二日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下

「新法」という。)第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二二年一一月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法(附則第六条において「新水防法」という。)第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（政令への委任）

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二六年一一月一九日法律第一〇九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年五月二〇日法律第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二九年五月一九日法律第三一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和五年五月三十一日法律第三七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2 水防法施行規則

(平成十二年十一月二十一日建設省令第四十四号)

最終改正：令和三年十一月一日国土交通省令第六十九号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第三十七条の二の規定に基づき、水防法第三十七条の二の規定により地方整備局長又は北海道開発局長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

(洪水浸水想定区域の指定)

第一条 水防法（以下「法」という。）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域（以下単に「洪水浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって堤防その他の施設（以下「堤防等」という。）の決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。ただし、同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川については、想定最大規模降雨により溢流が想定される連続する区間を設定することその他の水災による被害の軽減を図るために適切であると認められる方法により洪水浸水想定区域の指定を行うことができる。

- 2 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。
- 3 第一項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まれなければならない。
- 4 第一項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。
- 5 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第一項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。
- 6 洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

(洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準)

第一条の二 法第十四条第一項第三号及び第二項第三号の国土交通省令で定める基準は、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができることとする。

(洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第二条 法第十四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）
- 四 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（第三条第二項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

(洪水浸水想定区域等の公表)

第三条 法第十四条第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあっては官報により、都道府県知事にあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること（前条第四号に掲げる事項を表示した図面にあっては当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること）を明示しなければならない。

（雨水出水浸水想定区域の指定）

第四条 法第十四条の二第一項 に規定する雨水出水浸水想定区域（以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。）の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域（以下この項において「河川等」という。）に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

2 第一条第六項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。

（雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設の基準）

第四条の二 法第十四条の二第一項第四号及び第二項第四号の国土交通省令で定める基準は、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができることとする。

（雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第五条 法第十四条の二第二項 の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定の区域

二 浸水した場合に想定される水深

三 浸水継続時間

2 法第十四条の二第一項第一号又は第二項第一号に掲げる排水施設に係る雨水出水浸水想定区域の指定は、前項各号に掲げる事項のほか、主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を明らかにしてするものとする。

（雨水出水浸水想定区域等の公表）

第六条 法第十四条の二第三項 の規定による同条第二項 の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

（高潮浸水想定区域の指定）

第七条 法第十四条の三第一項 に規定する高潮浸水想定区域（以下単に「高潮浸水想定区域」という。）の指定は、同項 に規定する想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものによって堤防等の決壊が想定される当該海岸の全ての区間において堤防等が決壊することを想定して行うものとする。

2 高潮浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。

3 前項の場合には、都道府県知事は、堤防等の構造及び管理の状況について、海岸管理者その他の関係のある施設の管理者の意見を聴くものとする。

4 第一条第六項の規定は、高潮浸水想定区域の指定について準用する。この場合において、同項中「想定最大規模降雨」とあるのは、「想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの」と読み替えるものとする。

(高潮による災害の発生を警戒すべき海岸の基準)

第七条の二 法第十四条の三第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、当該海岸の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の高潮時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の高潮時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における高潮の発生のおそれに関する気象の状況その他の情報を入手することができることとする。

(高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第八条 法第十四条の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間

(高潮浸水想定区域等の公表)

第九条 法第十四条の三第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、高潮浸水想定区域の指定の前提となる高潮が想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものであることを明示しなければならない。

(大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準)

第十条 法第十五条第一項第四号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

(市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置)

第十一条 法第十五条第三項の住民、滞在外その他の者（以下この条において「住民等」という。）に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項（次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

ロ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置くこと。

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十二条 法第十五条の二第一項 の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項
 - 二 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
 - 三 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
 - 四 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
 - 五 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
 - 六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 法第二条第三項 に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項
- 2 地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第二号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

（統括管理者の設置等）

第十三条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

- 2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。
- 3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

（連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置）

第十四条 法第十五条第一項 の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第十五条の二第一項 に規定する計画を作成するときは、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

（地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項）

第十五条 法第十五条の二第十項 の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 統括管理者の氏名及び連絡先
- 二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置
- 三 法第十五条第一項第一号 に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十六条 法第十五条の三第一項 の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号 ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

- 四 要配慮者利用施設における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
- イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
- ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
- ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)

第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第二七項」と読み替えるものとする。
(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十八条 法第十五条の四第一項 の大規模工場等（法第十五条第一項第四号 ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。）の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 大規模工場等における洪水時の防災体制に関する事項
 - 二 大規模工場等における洪水時の浸水の防止のための活動に関する事項
 - 三 大規模工場等における洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
 - 四 大規模工場等における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
 - 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項
- (自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用)

第十九条 第十三条及び第十五条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

(その状況が帯状の盛土構造物が存する土地に類する土地)

第十九条の二 法第十五条の六第一項の国土交通省令で定める土地は、河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲の土地より高くなった帯状の土地（次条第一項第四号及び第十九条の四第一号ロにおいて「自然堤防」という。）とする。

(浸水被害軽減地区の指定の公示)

第十九条の三 法第十五条の六第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、市町村、水防事務組合又は水害予防組合の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 浸水被害軽減地区の指定をする旨
- 二 当該浸水被害軽減地区の名称及び指定番号

- 三 当該浸水被害軽減地区の位置
- 四 当該浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
- 2 前項第三号の浸水被害軽減地区の位置は、次に掲げるところにより明示するものとする。
 - 一 市町村、大字、字、小字及び地番
 - 二 平面図

(浸水被害軽減地区の標識の設置の基準)

第十九条の四 法第十五条の七第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事項を明示したものであること。
- イ 浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
- ロ 浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
- ハ 浸水被害軽減地区の管理者及びその連絡先
- ニ 標識の設置者及びその連絡先
- 二 浸水被害軽減地区の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出)

第十九条の五 法第十五条の八第一項の規定による届出は、別記様式の届出書を提出して行うものとする。

- 2 法第十五条の八第一項本文に規定する行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。
- 3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
浸水被害軽減地区の位置図	浸水被害軽減地区の位置	二千五百分の一以上	
浸水被害軽減地区の現況図	浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
法第十五条の八第一項本文に規定する行為の計画図	当該行為を行う場所	二千五百分の一以上	
	当該行為を行った後の浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出書の記載事項)

第十九条の六 法第十五条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、同項本文に規定する行為の完了予定日並びに当該行為の対象となる浸水被害軽減地区の名称及び指定番号とする。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出の内容の通知)

第十九条の七 法第十五条の八第二項の規定による通知は、第十九条の五第一項の届出書の写しを添付してするものとする。

(氾濫による被害の拡大を防止するための作業)

第二十条 水防法施行令（平成二十三年政令第四百二十八号）第二条第五号の国土交通省令で定める作業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

（水防協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第二十一条 法第三十六条第一項 の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

（権限の委任）

第二十二条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十七条第一項 及び第四十八条 の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十条第二項 の規定により河川を指定すること。
- 二 法第十三条第一項 の規定により河川を指定すること。
- 三 法第十六条第一項 の規定により河川、湖沼又は海岸を指定すること。
- 四 法第三十一条 の規定により指示をすること。
- 五 法第四十六条 の規定により表彰を行うこと。

附 則

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年六月二六日国土交通省令第一〇二号）

この省令は、水防法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十六号）の施行の日（平成十三年七月三日）から施行する。

附 則 （平成一七年六月一日国土交通省令第六二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附 則 （平成二三年一二月二六日国土交通省令第一〇〇号）

この省令は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

附 則 （平成二五年七月五日国土交通省令第五九号）

この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年七月十一日）から施行する。

附 則 （平成二五年九月一三日国土交通省令第七六号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。

附 則 （平成二七年一月一六日国土交通省令第二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

附 則 （平成二七年七月一七日国土交通省令第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

附 則 （平成二十九年六月十九日国土交通省令第三十六号）

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

附 則 （令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和三年七月一四日国土交通省令第四八号）

この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。

附 則 （令和三年一〇月二九日国土交通省令第六九号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

3 水防施設費国庫補助規則

(昭和二十六年三月二十九日建設省令第五号)

最終改正：平成二三年七月一日国土交通省令第五〇号

水防施設費国庫補助規則を次のように定める。

(補助の目的)

第一条 国土交通大臣は、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減するために必要な水防施設の充実強化を図るため、都道府県に対して、この規則の定めるところにより、補助金を交付する。

(定義)

第二条 この規則で「水防施設」とは、水防に必要な器具、資材及び設備をいう。

(補助の対象)

第三条 国は、左に掲げる費用について、毎年度予算の範囲内において、補助金を当該都道府県に対して交付する。

- 一 都道府県が水防施設を整備するために要する費用
- 二 水防管理団体が水防施設を整備するために要する費用について、都道府県が当該水防管理団体に対して助成する費用
- 三 都道府県がその助成に係る水防管理団体の水防施設の整備の状況を監督するために要する費用

(計画書の提出・内定額の通知)

第四条 都道府県知事は、水防施設について国庫の補助を受けようとするときは、あらかじめ、別に定める様式の計画書を水管理・国土保全局長に提出しなければならない。

- 2 前項の計画書に基き国庫において補助しようとする額が内定したときは、水管理・国土保全局長は、内定した金額を当該都道府県知事に通知しなければならない。

(国庫補助申請書の提出)

第五条 都道府県知事は、同条第二項の内定通知を受けたときは、都道府県の議会のこれに関する議決を経て、当該予算書の関係部分の写及び実施計画書を添えて、国土交通大臣に国庫補助申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の実施計画書及び国庫補助申請書の様式は、別に定める。

(国庫補助通知書の交付)

第六条 国土交通大臣は、前条の国庫補助申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助額を決定し、国庫補助通知書を交付するものとする。

(実施計画書の変更)

第七条 前条の国庫補助通知書を受けた後において、実施計画書の内容について著しい変更をしようとするときは、都道府県知事は、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

(報告事項)

第八条 都道府県知事は、天災その他の災害により国庫の補助に係る水防施設に著しい被害を受けたときは、直ちにその状況を水管理・国土保全局長に報告しなければならない。

(検査)

第九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、国庫の補助に係る水防施設に関して、必要な検査をすることができる。

(認定)

第十条 国庫の補助に係る水防施設が整備されたときは、都道府県知事は、直ちに別に定める様式の精算書を国土交通大臣に提出して、その認定を受けなければならない。

(補助金の返納)

第十一条 水防施設が整備された場合において、整備費に剰余を生じたときは、その剰余のうち、補助金に相当する額は国庫に返納しなければならない。但し、百円に満たないときは、この限でない。

(補助金の返還命令)

第十二条 補助金の交付を受けた都道府県について、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、国土交通大臣は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一 補助金を使用しないとき、又は補助の目的に反して使用したとき。
- 二 この規則の規定に違反したとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。

(水防管理団体に対する助成の手続)

第十三条 水防管理団体に対して都道府県が助成をする場合の手続その他必要な事項は、都道府県知事が定める。

附 則

この省令は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和二十七年七月一四日建設省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年一一月二〇日建設省令第四一号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成二三年七月一日国土交通省令第五〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

4 水害予防組合法

(明治四十一年四月十三日法律第五十号)

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

第一条 堤防水閘門等ノ保護ニ依ル水害防禦ニ関スル事業ニシテ特別ノ事情ニ依リ地方公共団体ノ事業ト為スコトヲ得サルモノアル場合ニ於テハ水害予防組合ヲ設置スルコトヲ得

第二条 水害予防組合ハ法人トス

第三条 水害予防組合ハ組合規約ヲ設ケ組合ニ関スル重要ノ事項ヲ規定スヘシ

○2 組合規約ハ之ヲ告示スヘシ其ノ改正アリタルトキ亦同シ

第四条乃至第七条 削除

第八条 水害予防組合ハ水害ヲ受クヘキ土地ヲ以テ区域トシ其ノ区域内ニ於テ土地、家屋若ハ組合規約ニ指定スル工作物其ノ他ノ物件ヲ所有スル者及所有権以外ノ権原ニ基キ之等ノモノヲ占有スル者ヲ以テ組合員トス但シ旧慣アルモノハ其ノ旧慣ニ依リ区域ヲ画スルコトヲ得

第九条 削除

第二章 組合ノ設置及廃止

第十条 水害予防組合ヲ設置セムトスルトキハ都道府県知事ニ於テ組合区域ヲ指定シ関係地ノ市町村長ノ内一人又ハ数人ニ創立委員ヲ命スヘシ

○2 第三十三条第三項ノ規定ハ創立委員ニ之ヲ準用ス

第十一条 創立委員ハ組合規約案ヲ調製シ関係者ノ総会議ニ付スヘシ関係者百人以上アルトキハ都道府県知事ノ許可ヲ得テ便宜総代人ヲ選ハシメ其ノ集会ヲ以テ総会議ニ充ツルコトヲ得

○2 総会議又ハ総代会会ノ議長ハ創立委員ヲ以テ之ニ充ツ創立委員数人アルトキハ都道府県知事其ノ中一人ヲ指定ス

○3 総会議又ハ総代会会ハ関係者又ハ総代人ノ三分ノ二以上出席スルニ非サレハ会議ヲ開クコトヲ得ス但シ特別ノ事情アルトキハ創立委員ハ都道府県知事ノ定ムル所ニ依リ関係者又ハ総代人ノ代人ヲ許スコトヲ得

○4 総会議又ハ総代会会ノ議事ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

○5 総会議費又ハ総代会会費其ノ他創立ニ関スル費用ハ組合設置ノ後組合費ヨリ之ヲ支弁スヘシ

第十二条 創立委員ハ組合規約ノ議決ヲ経タルトキ都道府県知事ニ其ノ許可ヲ請フヘシ

第十三条 水害予防組合関係者ノ総会議若ハ総代会会成立セス又ハ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セス又ハ議決スルモ其ノ議決公益ニ害アリト認ムルトキハ都道府県知事ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ処分スルコトヲ得

第十四条 水害予防組合ハ組合規約ノ許可又ハ前条ニ依ル組合規約ノ設定ニ依リ成立ス

○2 前項ノ場合ニ於テハ都道府県知事ハ組合設置ノ旨ヲ告示スヘシ

第十五条 水害予防組合ノ廃置分合又ハ区域ノ変更ハ組合会ノ意見ヲ徴シ都道府県知事之ヲ行フ

○2 前項の場合ニ於テ組合規約ノ設定若ハ改正又ハ財産処分ヲ要スルトキハ組合会ノ議決又ハ協議ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ協議調ハサルトキハ都道府県知事之ヲ定ム

○3 水害予防組合ハ民法 上ノ義務ヲ完了スルニ非サレハ之ヲ廃止スルコトヲ得ス

第十六条 水害予防組合ノ廃置分合又ハ区域ノ変更アリタルトキハ都道府県知事ハ之ヲ告示スヘシ

第三章 組合ノ会議

第十七条 水害予防組合ニ組合会ヲ置ク

第十八条 組合会議員ハ其ノ被選挙権アル者ニ就キ選挙人之ヲ選挙ス

○2 組合会議員選挙人被選挙人ノ資格議員ノ定数任期及選挙ニ関スル事項ハ組合規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

○3 組合会議員ノ選挙ヲ終リタルトキハ管理者ハ直ニ選挙録ノ謄本ヲ添ヘ之ヲ都道府県知事ニ報告スヘシ

○4 当選者定リタルトキハ管理者ハ直ニ其ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ都道府県知事ニ報告スヘシ

5 組合会議員ノ選挙ニ付テハ衆議院議員選挙ニ関スル罰則ヲ準用ス

第十九条 選挙ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選挙ノ結果ニ異動ヲ生スルノ虞アル場合ニ限り其ノ選挙ノ全部又ハ一部ヲ無効トス

○2 当選者ニシテ被選挙権ヲ有セサルトキハ其ノ当選ヲ無効トス

第二十条 選挙人選挙又ハ当選ノ効力ニ関シ異議アルトキハ選挙ニ関シテハ選挙ノ日ヨリ当選ニ関シテハ告示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ管理者ニ申出ヅルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ管理者ハ十四日以内ニ組合会ノ決定ニ付スヘシ組合会ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ

○2 前項組合会ノ決定ニ不服アル者ハ都道府県知事ニ審査ヲ申立ツルコトヲ得

○3 都道府県知事ニ於テ選挙又ハ当選ノ効力ニ関シ異議アルトキハ選挙又ハ当選ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ処分スルコトヲ得

○4 前項ノ処分アリタルトキハ其ノ前後ニ為シタル異議ノ申出及組合会ノ決定ハ無効トス

○5 組合会議員ハ選挙又ハ当選ニ関スル異議ノ申出ノ決定審査ノ申立ノ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ会議ニ列席シ議事ニ参与スルノ権ヲ失ハス

第二十一条 組合会議員ニシテ被選挙権ヲ有セサル者ハ其ノ職ヲ失フ其ノ被選挙権ノ有無ハ組合会之ヲ決定ス

○2 管理者ニ於テ組合会議員中被選挙権ヲ有セサル者アリト認ムルトキハ之ヲ組合会ノ決定ニ付スヘシ

○3 本条組合会ノ決定ニ不服アル者ハ都道府県知事ニ審査ヲ申立ツルコトヲ得

○4 前条第五項ノ規定ハ本条ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二条 第二十条第一項ノ異議ノ申出ノ決定及前二条ノ審査ノ申立ノ裁決並ニ第二十条第三項ノ処分及前条第一項ノ決定ハ直ニ之ヲ告示スベシ

第二十三条 組合会ハ組合ニ関スル事件ヲ議決ス

○2 組合会ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

一 組合規約ヲ設定改正スル事

二 組合費ヲ以テ支弁スヘキ事業

三 歳入出予算ヲ定ムル事

四 決算報告ヲ認定スル事

五 法律政令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料手数料組合費及夫役現品ノ賦課徴収ニ関スル事

六 不動産ノ管理处分及取得ニ関スル事

七 積立基金ノ設置管理及処分ニ関スル事

八 歳入出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負担ヲ為シ及權利ノ拋棄ヲ為ス事

九 財産及営造物ノ管理方法ヲ定ムル事

十 組合ノ職員ノ身元保証ニ関スル事

十一 組合ニ係ル審査請求其ノ他ノ不服申立訴訟及和解ニ関スル事

第二十四条 組合会ハ組合ノ事務ニ関スル書類及計算書ヲ検閲シ管理者ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理議決ノ執行及出納ヲ検査スルコトヲ得

○2 組合会ハ議員中ヨリ委員ヲ選挙シ管理者又ハ其ノ指定シタル職員立会ノ上実地ニ就キ前項組合会ノ権限ニ属スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十五条 組合会ハ管理者ヲ以テ議長トス管理者故障アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ代理ス管理者及其ノ代理者共ニ故障アルトキハ臨時ニ議員中ヨリ仮議長ヲ選挙スヘシ

○2 組合会ハ組合ノ区域数市町村ニ渉ルモノニ在リテハ組合規約ヲ以テ議員中ヨリ議長副議長各一人ヲ選挙スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ニ代リ議長副議長共ニ故障アルトキハ前項ノ例ニ依ル

○3 前項選挙ニ関スル事項ハ組合規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

○4 議員中ヨリ議長ヲ選挙スル組合ニ在リテハ議長ハ会議録ヲ添ヘ会議ノ結果ヲ管理者ニ報告スヘシ

第二十六条 管理者及其ノ委任又ハ囑託ヲ受ケタル者ハ会議ニ於テ議事ニ付弁明ヲ為スコトヲ得

第二十七条 組合会ハ毎年一回通常会ヲ開キ其ノ他臨時ノ必要アル毎ニ臨時会ヲ開ク

○2 臨時会ニ付スヘキ事件ハ招集ノ告知ト共ニ之ヲ告知スヘシ但シ其ノ開会中急施ヲ要スル事件アルトキハ管理者ハ直ニ之ヲ其ノ会議ニ付スルコトヲ得

○3 組合会ハ管理者之ヲ招集ス議員定数三分ノ一以上ノ請求アルトキハ管理者ハ之ヲ招集スヘシ

○4 管理者ハ必要アル場合ニ於テハ会期ヲ定メテ組合会ヲ招集スルコトヲ得

○5 組合会ノ会議ハ公開ス但シ左ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 管理者ヨリ傍聴禁止ノ要求ヲ受ケタルトキ

二 議長ニ於テ傍聴禁止ノ必要アリト認メタルトキ

三 議員三人以上ノ発議ニ依リ傍聴禁止ヲ可決シタルトキ

○6 前項第三号ニ依リ発議ハ討論ヲ用キス其ノ可否ヲ決スヘシ

○7 招集ハ開会ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ告知スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

○8 組合会ハ管理者之ヲ開閉ス

第二十八条 組合会ハ議員定数ノ半数以上出席スルニ非サレハ会議ヲ開クコトヲ得ス但シ同一ノ事件ニ付招集再回ニ至ルモ仍半数ニ満たサルトキ又ハ招集ニ応スルモ出席議員定数ヲ闕キ議長ニ於テ更ニ出席ヲ催告シ仍半数ニ満たサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九条 組合会ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十条 組合規約ノ設定改正ニ関スル議決ハ議員定数ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第三十一条 組合会ノ職務権限及処務規程ニ関シテハ本章中規定スルモノノ外地方自治法 中市町村ニ関スル規定ヲ準用ス

第三十二条 特別ノ事情アル組合ニ於テハ都道府県知事ハ組合会ヲ設ケス組合員ノ總會ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得但シ總會ニ出席スヘキ組合員ニ関シテハ組合規約ノ定ムル所ニ依ル

○2 組合總會ニ関シテハ組合会ニ関スル規定ヲ準用ス

第四章 組合ノ管理

第三十三条 都道府県知事ハ水害予防組合関係地ノ市町村長ノ内一人ヲ指定シ其ノ組合ノ事務ヲ管理セシムヘシ但シ都道府県知事必要アリト認ムルトキハ当該都道府県ノ職員ヲ指定シ組合ノ事務ヲ管理セシムルコトヲ得

○2 都道府県知事ニ於テ管理者ヲ指定シタルトキハ直ニ之ヲ告示スヘシ

○3 管理者タル市町村長故障アルトキハ其ノ代理者之ヲ代理ス

○4 組合ノ区域数市町村ニ渉ル場合ニ於テ選挙区又ハ選挙分会ヲ設ケタルトキハ各市町村長又ハ其ノ代理者ハ管理者ノ求ニ依リ議員選挙ニ関スル事務ヲ管理スヘシ組合員及組合費賦課物件ノ異動ニ関スル事務ニ付テモ亦同シ

第三十四条 組合ノ出納其ノ他会計事務ハ都道府県ノ職員管理者タル場合ハ都道府県知事ノ指定シタル当該都道府県ノ職員ヲシテ之ヲ掌ラシメ市町村長管理者タル場合ハ其ノ市町村ノ会計管理者ヲシテ之ヲ掌ラシムヘシ

○2 特別ノ事情アル場合ニ於テハ管理者ニ於テ第三十六条ノ職員中ニ就キ会計事務ヲ掌ル者ヲ定ムルコトヲ得

○3 前項会計事務ヲ掌ル職員ヲ定メタルトキハ遅滞ナク都道府県知事ニ届出ヅベシ

第三十五条 組合ハ組合規約ヲ以テ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

○2 委員ノ組織選任任期等ニ関スル事項ハ組合規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第三十六条 組合ハ書記技術員其ノ他ノ常勤職員ヲ置クコトヲ得

○2 職員ハ管理者之ヲ任免ス

第三十七条 管理者ハ組合ヲ代表シ組合一切ノ事務ヲ担任ス

○2 管理者ノ担任スル事務ノ概目左ノ如シ

- 一 組合会ノ議決ヲ経ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ発シ及其ノ議決ヲ執行スル事
- 二 財産及営造物ヲ管理スル事
- 三 収入支出ヲ命令シ及会計ヲ監督スル事
- 四 証書及公文書類ヲ保管スル事

五 法令又ハ組合会ノ議決ニ依リ使用料手数料組合費及夫役現品ヲ賦課徴収スル事

第三十八条 管理者ハ組合ノ職員ヲ指揮監督シ其ノ任命ニ係ル組合ノ職員ニ対シテハ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒処分ハ譴責及五円以下ノ過怠金トス

第三十九条 組合会ノ議決若ハ選挙其ノ権限ヲ越エ又ハ法令若ハ組合規約ニ背クト認ムルトキハ管理者ハ其ノ意見ニ依リ又ハ都道府県知事ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ執行ヲ停止シ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選挙ヲ行ハシメ仍議決ニ付テハ其ノ議決ヲ改メサルトキハ都道府県知事ノ指揮ヲ請フヘシ但シ場合ニ依リ再議ニ付セスシテ直ニ指揮ヲ請フコトヲ得

○2 都道府県知事ハ前項ノ議決又ハ選挙ヲ取消スコトヲ得但シ指揮ノ申請アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

○3 組合会ノ議決公益ヲ害シ又ハ組合ノ収支ニ関シ不適当ナリト認ムルトキハ管理者ハ其ノ意見ニ依リ又ハ都道府県知事ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ執行ヲ停止シ之ヲ再議ニ付シ仍其ノ議決ヲ改メサルトキハ都道府県知事ノ指揮ヲ請フヘシ但シ場合ニ依リ再議ニ付セスシテ直ニ指揮ヲ請フコトヲ得

第四十条 組合会成立セス又ハ第二十八条但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハサルトキハ管理者ハ都道府県知事ニ具狀シテ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事件ヲ処分スルコトヲ得

○2 組合会ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキハ前項ノ例ニ依ル

○3 組合会ノ決定スヘキ事件ニ関シテハ前二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル管理者ノ処分ニ関シテハ各本条ノ規定ニ準シ審査ヲ申立ツルコトヲ得

○4 本条ノ処分ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ組合会ニ報告スヘシ

第四十一条 組合会ノ権限ニ属スル事件ニ関シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ組合会成立セス又ハ管理者ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ管理者ハ専決処分シ次回ノ會議ニ於テ之ヲ組合会ニ報告スヘシ

○2 前項管理者ノ処分ニ関シテハ各本条ノ規定ニ準シ審査ヲ申立ツルコトヲ得

第四十二条 委員ハ管理者ノ指揮監督ヲ承ケ財産又ハ營造物ヲ管理シ其ノ他組合事務ノ一部ヲ調査シ又ハ一時ノ委託ニ依リ事務ヲ処弁ス

第四十三条 職員ハ管理者ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第四十四条 組合會議員及委員ハ職務ノ為要スル費用ノ弁償ヲ受クルコトヲ得都道府県ノ職員又ハ市町村長ニ於テ管理者タル職務ヲ行フ為要スル費用第三十三条第四項ノ事務ヲ行フ為要スル費用及都道府県ノ職員又ハ市町村ノ會計管理者ニ於テ組合ノ會計事務ヲ行フ為要スル費用ニ付亦同シ

○2 職員ニハ退隱料退職給与金死亡給与金及遺族扶助料ヲ支給スルコトヲ得

第四十五条 費用弁償額給料額旅費額退隱料退職給与金死亡給与金遺族扶助料及其ノ支給方法ハ組合会ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第四十六条 費用弁償給料旅費退隱料退職給与金死亡給与金及遺族扶助料ハ組合ノ負担トス

第五章 組合ノ財務

第四十七条 組合ハ其ノ必要ナル費用及法律政令ニ依リ組合ノ負担ニ属スル費用ヲ支弁スル義務ヲ負フ

第四十八条 組合費ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ第八条ニ依ル土地、家屋及工作物其ノ他ノ物件ニ付之ヲ賦課スルコトヲ得

第四十九条 組合ハ其ノ事業ノ為夫役現品ヲ組合員ニ賦課スルコトヲ得

○2 組合ハ夫役ニ限り其ノ区域内ノ総居住者ニ之ヲ賦課スルコトヲ得

○3 夫役現品及其ノ代納ニ関スル規定ハ組合規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第五十条 非常災害ノ為必要アルトキハ組合ハ他人ノ土地ヲ一時使用シ又ハ其ノ土石竹木其ノ他ノ現品ヲ使用シ若ハ収用スルコトヲ得但シ其ノ損失ヲ補償スルコトヲ要ス

○2 出水ノ為危険アルトキニ限り管理者警察官警察吏員又ハ都道府県知事ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合区域内ノ総居住者ヲシテ防禦ニ従事セシムルコトヲ得但シ其ノ危険ガ去リタルトキハ此ノ限ニ非ズ

○3 第一項ニ依リ補償スヘキ金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徴シ都道府県知事之ヲ決定ス

○4 前項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知リタル日より六箇月以内ニ訴ヲ以テ補償金額ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

○5 前項ノ訴ニ於テハ組合ヲ以テ被告トス

第五十一条 組合内ノ一部ニ対シ特ニ利益アル事件ニ関シテハ組合ハ不均一ノ賦課ヲ為シ又ハ組合内ノ一部ニ対シ特ニ賦課スルコトヲ得

○2 旧慣アルモノハ組合規約ヲ以テ特別ノ賦課方法ヲ定ムルコトヲ得

第五十二条 組合費ノ賦課ヲ免除スヘキモノニ関シテハ市町村税ノ例ニ依ル

第五十三条 組合ハ其ノ営造物ヲ事業ノ妨害ト為ラサル範囲内ニ於テ他ノ目的ニ使用セシムルコトヲ得

○2 前項ノ使用ニ付テハ使用料ヲ徴収スルコトヲ得

第五十四条 組合ノ区域数市町村ニ渉ルトキハ各市町村ハ管理者ノ求ニ依リ其ノ市町村内ニ於ケル組合費其ノ他組合ノ収入ノ賦課徴収ヲ為スヘシ

○2 前項組合費其ノ他組合ノ収入ノ徴収ニ関シテハ組合規約ノ規定ニ依リ徴収金百分ノ四以内ヲ其ノ市町村ニ交付スルコトヲ得

第五十五条 市町村ハ避クヘカラサル災害ニ因リ既収ノ組合費其ノ他組合ノ収入ヲ失ヒタルトキハ其ノ納入義務ノ免除ヲ組合ニ請求スルコトヲ得

○2 組合ニ於テ前項ノ請求ニ応セサルトキハ市町村ハ其ノ通知ヲ受ケタル日より十四日以内ニ都道府県知事ニ審査ヲ申立ツルコトヲ得

○3 本条ノ裁決書ハ之ヲ市町村及組合ニ交付スヘシ

第五十六条 組合費其ノ他組合ノ収入ノ督促及滞納処分ニ関シテハ市町村税ノ例ニ依ル

○2 前項ノ場合ニ関シテハ第五十四条第一項ノ規定ヲ準用ス

第五十七条 組合費其ノ他組合ノ収入ノ督促ニ付テハ手数料ヲ徴収スルコトヲ得

○2 前条第二項ノ場合ニ於テハ前項ノ督促手数料ヲ其ノ市町村ニ交付スヘシ

○3 組合ノ徴収金ハ国税及地方税二次テ先取特権ヲ有シ其ノ追徴還付及時効ニ付テハ国税ノ例ニ依ル

第五十八条 管理者ハ組合費ノ賦課ヲ受ケタル者ノ中特別ノ事情アル者ニ対シ会計年度内ニ限り其ノ納付ノ延期ヲ許スコトヲ得其ノ年度ヲ超ユル場合ハ組合会ノ議決ヲ經ヘシ

○2 管理者ハ特別ノ事情アル者ニ限り組合会ノ議決ヲ經テ組合費ヲ減免スルコトヲ得

第五十九条 組合費及夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ不服アルトキハ賦課令状ノ交付後三月以内ニ審査請求ヲ為スコトヲ得

○2 使用料及手数料ノ徴収ニ付テモ亦前項ノ例ニ依ル

○3 本条ノ審査請求ハ組合会ノ決定ニ付スヘシ

○4 組合費其ノ他組合ノ収入ノ滞納処分中差押物件ノ公売ハ処分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第六十条 組合ハ特定ノ目的ノ為積立基金ヲ設クルコトヲ得

第六十一条 組合ハ其ノ事業ノ關係上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ為スコトヲ得

第六十二条 組合ハ其ノ負債ヲ償還スル為又ハ組合永久ノ利益トナルヘキ支出ヲ要スル為又ハ天災事変等ノ為已ムヲ得サル場合ニ限り組合債ヲ起スコトヲ得

○2 組合債ヲ起スニ付組合会ノ議決ヲ經ルトキハ併セテ起債ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法ニ付議決ヲ經ヘシ

○3 組合ハ予算内ノ支出ヲ為ス為本条ノ例ニ依ラス一時期ノ借入金ヲ為スコトヲ得

○4 前項ノ借入金ハ其ノ会計年度内ノ収入ヲ以テ償還スヘシ

第六十三条 管理者ハ毎会計年度ノ歳入出予算ヲ調製シ会計年度前通常組合会ノ議決ニ付スヘシ

○2 管理者ハ組合会ノ議決ヲ經テ既定予算ノ追加又ハ更正ヲ為スコトヲ得

○3 組合ノ会計年度ハ政府ノ会計年度ニ同シ

第六十四条 組合費ヲ以テ支弁スル事件ニシテ数年ヲ期シテ施行スヘキモノ又ハ数年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ組合会ノ議決ヲ經テ其ノ年期间各年度ノ支出額ヲ定メ継続費ト為スコトヲ得

第六十五条 予算外ノ支出又ハ予算超過ノ支出ニ充ツル為予備費ヲ設クヘシ

○2 予備費ハ組合会ノ否決シタル費途ニ充ツルコトヲ得ス

第六十六条 予算ハ議決ヲ經タル後直ニ之ヲ都道府県知事ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ

第六十七条 組合会ニ於テ予算ヲ議決シタルトキハ管理者ヨリ其ノ謄本ヲ組合ノ会計事務ヲ掌ル職員ニ交付スヘシ

○2 会計事務ヲ掌ル職員ハ管理者又ハ都道府県知事ノ命令アルニ非サレハ支払ヲ為スコトヲ得ス又命令ヲ受クルモ支出ノ予算ナキトキ又ハ予備費支出及費目流用其ノ他財務ニ関スル規定ニ依ラサルトキ亦同シ

第六十八条 組合ノ支払金ニ関スル時効ニ付テハ政府ノ支払金ノ例ニ依ル

第六十九条 組合ノ出納ハ翌年度六月三十日ヲ以テ閉鎖ス

○2 決算ハ出納閉鎖後一月以内ニ証書類ヲ併セテ会計事務ヲ掌ル職員ヨリ之ヲ管理者ニ提出スヘシ管理者ハ之ヲ審査シ意見ヲ付シテ次ノ通常会迄ニ組合会ノ認定ニ付スヘシ

○3 決算及其ノ認定ニ関スル組合会ノ議決ハ之ヲ都道府県知事ニ報告シ且決算ハ其ノ要領ヲ告示スヘシ

○4 決算ノ認定ニ関スル会議ニ於テハ管理者及其ノ代理者共ニ議長タルコトヲ得ス

第七十条 予算調製ノ式及費目流用其ノ他財務ニ関シ必要ナル規定ハ国土交通大臣之ヲ定ム

第六章 組合ノ連合

第七十一条 水害予防組合ニ於テ共同事業ヲ為スノ必要アルトキハ其ノ協議ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ得テ水害予防組合ノ連合ヲ設クルコトヲ得

○2 水害予防組合連合ハ之ヲ法人トス

○3 水害予防組合連合ニシテ其ノ連合組合ノ数ヲ増減シ又ハ共同事業ノ変更ヲ為サムトスルトキハ組合ノ協議ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クヘシ其ノ連合ヲ解カムトスルトキ亦同シ

○4 水害予防組合連合ニ関シテハ水害予防組合ニ関スル規定ヲ準用ス其ノ準用シ難キ事項及特ニ必要ナル事項ハ都道府県知事之ヲ定ム

第七章 組合ノ監督

第七十二条 組合ハ都道府県知事之ヲ監督ス

○2 都道府県知事ハ組合事務ノ監督上必要ナル命令ヲ発シ処分ヲ為スコトヲ得

○3 国土交通大臣ハ組合ノ活動ガ法令又ハ組合規約ニ違反スルト認ムルトキハ都道府県知事ニ対シ組合ノ事務ノ停止ノ命令又ハ組合規約ノ許可ノ取消ノ指示ヲ為スコトヲ得

第七十三条 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審査ノ申立ハ処分ヲ為シ又ハ決定書若ハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヘシ但シ本法中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

○2 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審査ノ申立ニ対スル決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ理由ヲ付シ之ヲ異議申出人又ハ審査申立人ニ交付スヘシ

○3 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審査ノ申立ニ関スル期間ノ計算ニ付テハ行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）ノ規定ニ依ル

○4 異議ノ申出又ハ審査ノ申立アルモ処分ノ執行ハ之ヲ停止セス但シ行政庁ハ其ノ職権ニ依リ又ハ関係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得

第七十四条 都道府県知事ハ必要アル場合ニ於テハ期間ヲ定メテ組合法ノ停会ヲ命スルコトヲ得

第七十五条 都道府県知事ハ組合法ノ解散ヲ命スルコトヲ得

○2 組合法解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ議員ヲ選挙スヘシ

第七十六条 組合ニ於テ法律政令ニ依テ負担シ又ハ当該行政庁ノ職権ニ依テ命スル所ノ費用ヲ予算ニ載セサルトキハ都道府県知事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ予算ニ加フルコトヲ得

○2 組合又ハ管理者其ノ他ノ職員ニ於テ執行スヘキ事件ヲ執行セサルトキハ都道府県知事ニ於テ之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ組合ノ負担トス

第七十七条 削除

第七十八条 左ニ掲クル事件アリタルトキハ遅滞ナク都道府県知事ニ届出ヅベシ

一 組合規約ヲ設定改正スル事

二 不動産ノ管理及処分ニ関スル事

三 不均一ノ賦課ヲ為シ又ハ組合内ノ一部ニ対シ特ニ賦課ヲ為ス事

四 使用料手数料ヲ新設シ増額シ又ハ変更スル事

五 積立基金ノ設置管理及処分ニ関スル事

六 寄附及補助ヲ為ス事

七 第六十二条第三項ノ借入金ヲ除クノ外負債ヲ起シ並起債ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ変更スル事

八 継続費ヲ定メ又ハ変更スル事

第七十九条 削除

第八十条 削除

第八十一条 都道府県知事ハ第三十五条ノ委員及第三十六条ノ職員ニ対シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒処分ハ譴責二十五円以下ノ過怠金及解職トス

○2 都道府県知事ハ職員ノ解職ヲ行ハムトスル前其ノ停職ヲ命シ且場合ニ依リ給料又ハ報酬ヲ支給セシメサルコトヲ得

○3 懲戒ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間水害予防組合ノ公職ニ選挙セラレ又ハ任命セラルルコトヲ得ス

第八十二条 組合ノ職員ノ服務紀律賠償責任身元保証及事務引継ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八章 雑則

第八十三条 本法ノ規定ニ依リ初テ議員ヲ選挙スル場合ニ於テ組合会ノ議決スヘキ事項ハ其ノ成立ニ至ル迄管理者ニ於テ之ヲ行フヘシ

第八十四条 本法ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ職権ニ属スル事件ニシテ数都府県ニ渉ルモノアルトキハ関係都府県知事ノ協議ニ依リ其ノ事件ヲ管理スベキ都道府県知事ヲ定ム

第八十五条 削除

附 則

第八十六条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○2 水利組合条例ハ之ヲ廃止ス

第八十七条 本法施行ノ際現ニ存スル水利組合ハ本法ニ依リ設置シタルモノト看做ス

第八十八条 水利組合条例ニ依リ為シタル諸般ノ行為ハ仍其ノ効力ヲ有ス

第八十九条 水利組合条例ニ依リ為シタル処分ニ対スル異議訴願又ハ訟訴ニ関シテハ水利組合条例ニ依ル

第九十条 本法施行ノ際現ニ存スル旧町村会又ハ水利土功会ニシテ其ノ目的トスル事業カ本法ノ規定ニ抵触セサルトキハ之ヲ本法ノ規定ニ依リ設置シタル水利組合ト看做ス

○2 前項ノ場合ニ於テ従来ノ吏員及議員ハ總テ其ノ職ヲ失フモノトス

○3 第一項ノ水利組合及其ノ管理者ハ府県知事ニ於テ直ニ之ヲ告示スヘシ

○4 前項ノ告示アリタルトキハ管理者ハ遅滞ナク組合規約ヲ定メ府県知事ノ許可ヲ受クヘシ

〔 附 則 省 略 〕

5 指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する条例

〔昭和24年9月5日〕
〔山形県条例第50条〕

県議会の議決を経て、水防法第34条の規定による指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する条例をここに公布する。

指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する条例

指定水防管理団体の水防団員の定員の基準は、おおむね次の各号の標準による。

- 1 水防上特に重要と認められる個所については、その延長20米につき1人
- 2 その他の個所については、その延長50米につき1人

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和24年8月3日から適用する。

6 山形県水防信号規則

〔昭和24年9月5日〕
〔山形県規則第80号〕

最終改正 平成17年7月15日規則第62号

山形県水防信号規則をここに公布する。

山形県水防信号規則

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第20条第1項の規定による水防信号については、この規則の定めるところによる。

第2条 水防信号は、次のように区分する。

- (1) 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの。
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの。
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ちのくべきことを知らせるもの。

第3条 前条の区分による水防信号は、別表に定める方法によって発信する。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和24年8月3日から適用する。

附 則（昭和41年規則第58号）

この規則は、昭和41年9月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

（平成17年7月15日）

7 自衛隊法（抄）

（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）

最終改正：令和三年六月十六日法律第七十五号

（特別の部隊の編成）

第二十二條

2 防衛大臣は、第七十七條の四の規定による国民保護等派遣、第八十二條の規定による海上における警備行動、第八十二條の二の規定による海賊対処行動、第八十二條の三第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十三條第二項の規定による災害派遣、第八十三條の二の規定による地震防災派遣、第八十三條の三の規定による原子力災害派遣、第八十四條の三第一項の規定による保護措置、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

（災害派遣）

第八十三條 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第一項の要請の手続は、政令で定める。

5 第一項から第三項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二条第四項 に規定する武力攻撃災害及び同法第百八十三條 において準用する同法第十四條第一項 に規定する緊急対処事態における災害については、適用しない。

（地震防災派遣）

第八十三條の二 防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第十一条第一項 に規定する地震災害警戒本部長から同法第十三條第二項 の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

（関係機関との連絡及び協力）

第八十六條 第七十六條第一項、第七十七條の二、第七十七條の四、第七十八條第一項、第八十一条第二項、第八十一条の二第一項、第八十二條の三第一項若しくは第三項、第八十三條第二項、第八十三條の二又は第八十三條の三の規定により部隊等が行動する場合には、当該部隊等及び当該部隊等に関係のある都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

（災害派遣時等の権限）

第九十四條 警察官職務執行法第四条 並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第八十三條第二項、第八十三條の二又は第八十三條の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項 中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

（土木工事等の受託）

第百條 防衛大臣は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、国、地方公共団体その他政令で定めるものの土木工事、通信工事その他政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。

2 前項の事業の受託に関し必要な事項は、政令で定める。

8 自衛隊法施行令（抄）

（昭和二十九年六月三十日政令第百七十九号）

最終改正：令和三年三月三十一日政令第八十一号

（警備区域）

第十四条 陸上自衛隊の方面隊の警備区域は、当該方面隊が警備実施計画の作成、警備地誌の調査及び作成若しくは警備情報の収集又はこれらの事項についての関係機関との連絡に関する事項を担当すべき区域とし、その名称、責任者及び区域は、別表第二のとおりとする。

（災害派遣を要請することができる者）

第一百五条 法第八十三条第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 海上保安庁長官
- 二 管区海上保安本部長
- 三 空港事務所長

（災害派遣の要請手続）

第一百六条 法第八十三条第一項の規定により都道府県知事及び前条各号に掲げる者が部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。第百四条第二項及び第三項の規定は、この場合について準用する。

- 一 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 二 派遣を希望する期間
- 三 派遣を希望する区域及び活動内容
- 四 その他参考となるべき事項

（出動等の場合の都道府県知事との連絡）

第一百八条 防衛大臣は、法第七十六条第一項、第七十八条第一項、第八十一条第二項又は第八十一条の二第一項の規定により自衛隊の全部又は一部が出動した場合には、すみやかに、関係都道府県知事に対し、出動している部隊等の指揮官の官職及び氏名その他必要な事項を通知するものとする。

4 第一項の規定は防衛大臣又はその指定する者が法第八十三条第二項の規定により災害の救援のため部隊等の派遣を命じた場合について、第二項の規定は災害の救援のため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「防衛大臣」とあるのは「防衛大臣又はその指定する者」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係都道府県知事又は第百五条各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

（施行の委託を受け、及び実施することができる事業の範囲）

第二百一十一条 法第百条第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 土地改良区
- 二 港務局

2 法第百条第一項に規定する政令で定める事業は、防疫事業、医療事業（へき地について行なうものに限る。）又は輸送事業とする。

（土木工事等の受託）

第二百二十二条 防衛大臣は、法第百条第一項の規定による土木工事、通信工事又は前条第二項に規定する事業（以下「土木工事等」と総称する。）の受託及びその実施をその指定する者に委任することができる。

2 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長若しくはその委任を受けた者又は地方公共団体若しくは前条第一項各号に掲げるものの長その他これに準ずる地位にある者は、防衛大臣又は前項の規定により防衛大臣が指定する者に法第百条第一項の規定による土木工事等の施行の委託及びその実施を申し出ることができる。

(土木工事等の委託の申出)

第二百二十三条 前条第二項の規定により防衛大臣又はその委任を受けた者に土木工事等の施行の委託、及びその実施を申し出ようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を防衛大臣又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

- 一 土木工事等の目的
- 二 土木工事等の計画（当該土木工事等に使用することができる予算額に関する事項を含む。）
- 三 土木工事等の期間
- 四 申出の理由
- 五 その他必要な事項

(土木工事等の費用の負担区分)

第二百二十四条 第二百二十二条の規定による土木工事等の実施に必要な費用のうち、次の各号に掲げるものの以外のもは、当該土木工事等の委託及び実施を申し出た者（以下「申出者」という。）が負担するものとする。

- 一 隊員の給与（旅費を除く。）
- 二 隊員の糧食費
- 三 自衛隊の車両、航空機、船舶、機械及び器具の修理費

(土木工事等の受託の取消し等)

第二百二十五条 法第百条第一項の規定により受託した土木工事等を実施中の部隊等に法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令、法第七十七条の規定による防衛出動待機命令、法第七十八条第一項の規定による治安出動命令、法第七十九条第一項の規定による治安出動待機命令、法第八十一条第二項の規定による治安出動命令若しくは法第八十一条の二第一項の規定による警護出動命令が発せられた場合、当該部隊等が法第七十七条の二の規定により防御施設を構築する措置を命ぜられた場合又は当該部隊等が法第七十七条の四、第八十三条第二項若しくは第八十三条の三の規定により国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置の実施、災害の救援若しくは緊急事態応急対策の実施の支援のため派遣を命ぜられた場合には、土木工事等を受託した者は、その土木工事等の受託を取り消し、又は実施中の土木工事等を一時中止することができる。

- 2 前項の規定により土木工事等の受託を取り消し、又は実施中の土木工事等を一時中止した場合における費用の負担その他必要な事項は、当該土木工事等を受託した者と申出者とが協議して定める。

(委任規定)

第二百二十六条 前五条に定めるもののほか、土木工事等の受託に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

9 自衛隊派遣申請様式

番 号
年 月 日

山形県知事 吉村美栄子 殿

市 町 村 長

〇〇自衛隊の災害派遣について（依頼）

このことについて、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき下記のとおり部隊の派遣を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を依頼する理由
- 2 派遣を希望する期間
年 月 日 時 分から救助活動終了までの間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 活動内容

※ 留意事項

- 1 緊急の場合は電話をもって依頼し、事後速やかに文書を提出すること。
- 2 災害支援に必要な資材等については別途協議すること。
- 3 連絡先は、県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課 電話 023(630)2231 とする。
但し勤務時間外は宿日直室 電話 023(630)2754 とする。

10 気象業務法（抄）

（昭和二十七年六月二日法律第百六十五号）

最終改正：令和六年四月二十五日（令和六年法律第二十号）

（目的）

第一条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによつて、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

（予報及び警報）

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

4 気象庁は、水防法第十一条の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たつて、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。

5 第十三条第三項の規定は、第一項から第三項までの予報及び警報をする場合に準用する。この場

合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

- 6 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）、西日本電信電話株式会社（同法第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

- 3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。

- 6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。

- 3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。

- 4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

- 5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

1 1 退職水防団員等報償規程

昭和38年2月9日

建設省告示162

(趣 旨)

第1条 水防団長又は水防団員（以下「団員等」という。）の勤務の特殊性にかんがみ、団員等として多年勤続した者が退職した場合において、その功労に報いるため、この規程の定めるところにより、報償を行う。

(報償を受ける者)

第2条 報償は、団員等として15年以上勤続して退職した者に対して行う。ただし、すでに報償を受けた者については、この限りでない。

(報償を行う者)

第3条 報償は、建設大臣が行う。

(報償の方法)

第4条 報償は賞状及び記念品を授与して行う。

2 団員等が死亡により退職し、又は退職後報償の日前に死亡したときは、その者に対する賞状及び記念品は、その者の遺族に交付する。

(勤続期間の計算)

第5条 報償の決定の基礎となる勤続期間の計算は、団員等としての在職期間による。

2 団員等が退職した後再び団員等となったときは、前項の勤続期間の計算については、前後の在職期間を合意する。

3 前2項の規定による在職期間の計算は、団員等となった日の属する月（前項の規定による後の在職期間については、再び団員等となった日の属する月の翌月）から退職した日の属する月までの月数による。

(報償の制限)

第6条 団員等が次の各号の1に該当する場合においては、その引き続いた在職期間については、報償を行わない。

- (1) 在職中禁こ以上の刑に処せられたとき。
- (2) 懲戒免職若しくは停職処分又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合はか、報償を行うことが不適當と認められるとき。

(報償の時期)

第7条 報償は、毎年1回11月に行う。ただし、特別の必要があるときは随時報償を行う。

(報償の手続)

第8条 都道府県知事は、その統括する都道府県の区域内においてこの規程により報償を受ける資格があると認められる者を調査してその名簿（以下「名簿」という。）を作成し、毎年9月15日までに建設大臣に提出しなければならない。

2 前項の調査は、毎年8月1日現在において行う。

3 建設大臣は、前2項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、期日を示して都道府県知事に第1項の調査並びに名簿の作成及び提出を求めることができる。

4 建設大臣は、名簿を審査して報償を受けるべき者を決定する。

5 名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所

- (2) 勤続期間
- (3) 所属水防団名及び当該水防団が所属する水防管理団体名

1 2 水防功労者表彰規則

(昭和三十一年三月三十日建設省令第六号)

最終改正：平成二八年一〇月一七日国土交通省令第七四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第三十四条の二の規定に基き、水防功労者報賞規則を次のように定める。

（通則）

第一条 国土交通大臣が、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるもの（以下「水防功労者」という。）に対して行う表彰については、この規則の定めるところによる。

（表彰の推薦）

第二条 都道府県知事は、当該都道府県に水防功労者であると認められる者があるときは、その旨を国土交通大臣に推薦するものとする。

（表彰の方法）

第三条 国土交通大臣は、前条の規定による推薦に基づいて表彰を行うものとする。

2 前項の表彰は、賞状を授与して行うものとする。

3 第一項の表彰は、前項の賞状に報賞金その他の副賞を付して行うことができる。

（報賞金）

第四条 前条第三項の報賞金は、表彰を受ける者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となった場合に付するものとし、その額は次のとおりとする。

一 死亡した者に対しては、その功労の程度に応じて別表第一に定める額

二 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条第二項に規定する第一級から第八級までの障害等級に該当する障害の状態となった者に対しては、その功労及び障害の程度に応じて別表第二に定める額

三 前二号に該当する者以外の者に対しては、その功労及び負傷、病気又は障害の程度に応じて百九十万円以下で国土交通大臣が定める額

（表彰の時期）

第五条 表彰は、毎年一回十一月に行う。ただし、特別の必要があるときは、随時表彰を行うことができる。

（死亡した者の表彰）

第六条 表彰を受ける者が、表彰の日以前に死亡したときは、その者に対する賞状及び報賞金その他の副賞は、その者の遺族に交付するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五五年五月七日建設省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五七年九月二九日建設省令第一三号）

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和六一年七月二五日建設省令第七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の水防功労者報賞規則別表第一及び別表第二の規定は、昭和六十一年三月一日以後に行われた水防に係る水防功労者に対する報賞金について適用し、同日前に行われた水防に係る水防功労者に

に対する報賞金については、なお従前の例による。

附 則 （平成一〇年三月三〇日建設省令第四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の水防功労者報賞規則第四条第三号、別表第一及び別表第二の規定は、平成十年一月一日以後に行われた水防に係る水防功労者に対する報賞金について適用し、同日前に行われた水防に係る水防功労者に対する報賞金については、なお従前の例による。

附 則 （平成一二年十一月二〇日建設省令第四一号） 抄
（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一七年六月一日国土交通省令第六二号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年一〇月三日国土交通省令第九九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年一〇月一七日国土交通省令第七四号）
この省令は、公布の日から施行する。

別表第一 （第四条第一号関係）

功労の程度	金額
(一) 特に抜群の功労があり他の模範となると認められる者	二五、二〇〇、〇〇〇円
(二) 抜群の功労があり他の模範となると認められる者	一八、七〇〇、〇〇〇円
(三) 特に顕著な功労があると認められる者	一三、六〇〇、〇〇〇円以下九、〇〇〇、〇〇〇円以上
(四) 多大な功労があると認められる者	四、九〇〇、〇〇〇円

別表第二 （第四条第二号関係）

功労の程度	(一) 抜群の功労があり他の模範となると認められる者	(二) 特に顕著な功労があると認められる者	(三) 多大な功労があると認められる者
障害の程度			
第一級	一八、七〇〇、〇〇〇円	一三、六〇〇、〇〇〇円以下九、〇〇〇、〇〇〇円以上	四、九〇〇、〇〇〇円

第二級	一五、五〇〇、〇〇〇円	一二、一〇〇、〇〇〇円以下七、九〇〇、〇〇〇円以上	四、六〇〇、〇〇〇円
第三級	一三、六〇〇、〇〇〇円	一〇、七〇〇、〇〇〇円以下七、一〇〇、〇〇〇円以上	四、一〇〇、〇〇〇円
第四級	一二、一〇〇、〇〇〇円	九、五〇〇、〇〇〇円以下六、四〇〇、〇〇〇円以上	三、六〇〇、〇〇〇円
第五級	一〇、三〇〇、〇〇〇円	八、二〇〇、〇〇〇円以下五、五〇〇、〇〇〇円以上	三、一〇〇、〇〇〇円
第六級	九、〇〇〇、〇〇〇円	七、〇〇〇、〇〇〇円以下四、七〇〇、〇〇〇円以上	二、八〇〇、〇〇〇円
第七級	七、六〇〇、〇〇〇円	五、九〇〇、〇〇〇円以下四、一〇〇、〇〇〇円以上	二、三〇〇、〇〇〇円
第八級	六、四〇〇、〇〇〇円	四、九〇〇、〇〇〇円以下三、四〇〇、〇〇〇円以上	一、九〇〇、〇〇〇円
一 この表の障害等級及び金額の決定については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条第五項から第八項まで（第六項第一号を除く。）の規定の例による。 二 特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であつて障害等級が第一級に該当するものについては、第一級の最高額に一、九〇〇、〇〇〇円を加算することができる。			

1 3 山形県水防協議会条例

昭和24年 9 月 5 日 山形県条例第49号

改正

昭和31年 9 月30日 条例第53号

平成12年 3 月21日 条例第 7 号

平成26年 3 月25日 条例第49号

県議会の議決を経て、山形県水防協議会条例をここに公布する。

山形県水防協議会条例

第 1 条 水防法（昭和24年法律第193号）第 8 条第 1 項の規定により、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、山形県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第 2 条 協議会の会長及び委員の定数は、それぞれ 1 人及び17人以内とする。

第 3 条 会長は、協議会を代表し及び会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第 4 条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

第 5 条 関係行政機関の職員たる委員の任期は当該職にある期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 知事において特別の事由があると認めたときは前項の規定に係わらずその任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

第 6 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第 7 条 協議会は、委員の 3 分の 1 以上が出席するのでなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 8 条 協議会は、幹事及び書記各々若干名をおき、会長が命じ又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

第 9 条 前各条に定めるもの及び協議会が自ら定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和24年 8 月 3 日から適用する。

附 則（昭和31年 9 月30日 条例第53号抄）

この条例は、昭和31年10月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月21日 条例第 7 号抄）

1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

2 従前の山形県水防協議会は、第 1 条の規定による改正後の山形県水防協議会条例の規定に基づく山形県水防協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則（平成26年 3 月25日 条例第49号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

1 4 山形県水防協議会名簿

県水防協議会は、水防法第8条及び昭和24年県条例第49号により、本県の水防計画並びにその他水防上重要な事項について調査審議する。

県水防協議会名簿を資料編に示す。

1 5 一般県民に対する要望事項

河川及び堤防等の保護ならびに出水時における処置について

水防の防護は、水防計画又はこれによる水防技術と団体作業等によって万全を期されるものではなく、郷土を直接護ってくれる堤防ならびに河川及び堤防等の付属工作物に対し常に保護又は修理を施すとともに間接的には山林の濫伐防止にも留意しなければならない、水防の掌にある者は勿論のこと一般県民もこれに協力するよう周知徹底を図ること。

なお、この要領は次の通りである。

一 河川及び堤防の保護

- 1 護岸水制測量計及び量水標等の河川の施設物を保護すること。
- 2 堤防を決壊し、又は流水の疎流を防げるような設備をしないこと。
- 3 河川の障害物を除去すること。
- 4 堤防に生ずる雑草、竹木を除去し、堤体を破損させないこと。
- 5 堤防にみだりに杭木を打ち込み、或いは植樹をしないこと。
- 6 堤防上或いは堤外に塵、その他の廃物を投棄しないこと。
- 7 河川敷内における土石採取については、特に護岸などに障害を及ぼさないように注意すること。
- 8 護岸のために植付した柳等の生育に絶えず注意し、適当な時期に間伐又は根分けをなし平均繫を計ること。
- 9 河川附属工作物たる渠巻揚機或いは水門及び門扉等を随時点検し、注油その他の修理をしておくこと。
- 10 その他河川及び堤防に害を及ぼすような行為をしないこと。

二 出水時における措置

- 1 堤防及び護岸に危険のおそれがあるときは、応急工事を施するとともに所轄県総合支庁建設部に急報し、その指示作業に協力すること。
- 2 出水時間、最大高水位及びその時刻を附近の建物、立木及び岩盤等に記録しておくと共に関係方面へ連絡すること。
- 3 風雨の強いとき又は降雨連日にわたったとき、河川を巡視し関係方面と緊密な連絡を保持しながら洪水時に万全を期しておくこと。
- 4 逆流のおそれがあるときは、堤防内の水門又は管渠を迅速に閉ずること。

16 洪水等に関する防災情報体系の見直しについて

国土交通省河川局長通達（平成18年10月1日国河情第3号）により、情報の受け手である住民や市町村の防災担当者、報道機関等に正確に理解され、受け手の的確な判断や行動につながるような情報の内容や表現に改善するため、洪水時に使用する防災用語を次のとおりとする。

改善を行う用語・表現

水位情報で用いる用語

現 行	改善後
計画高水位※	はん濫危険水位 ※河川計画や事業実施においては、堤防設計水位である計画高水位を使用
危険水位	はん濫危険水位
特別警戒水位	避難判断水位
警戒水位	はん濫注意水位
指定水位	水防団待機水位

河川の洪水予報※で用いる用語

（※国土交通大臣等と気象庁長官が共同で個別の河川毎に行う洪水警報等）

現 行	改善後
（〇〇川）洪水情報	〇〇川はん濫発生情報 〇〇川はん濫危険情報
（〇〇川）洪水警報	〇〇川はん濫警戒情報
（〇〇川）洪水注意報	〇〇川はん濫注意情報

その他の用語

現 行	改善後
破堤	堤防の決壊
決壊	決壊（対象地区を明確化／例：〇〇地区の堤防が決壊）
欠壊	一部流出（崩壊） （対象地区を明確化／例：〇〇地区の堤防が一部流出）
越水・溢水	水があふれる （対象地区を明確化／例：〇〇地区の堤防から水があふれる）
浸水	浸水（対象地区を明確化／例：〇〇地区が浸水）
冠水	浸水（対象地区を明確化／例：〇〇地区が浸水）
出水	増水
洗掘	深掘れ
漏水	漏水（対象地区を明確化／例：〇〇地区の堤防から漏水）
法崩れ	堤防斜面の崩れ
既往最大流量	過去最大流量
水防警報指定河川	水防警報河川
水位情報周知河川	水位周知河川
樋門・樋管	（排・取）水門
排水機場	排水ポンプ場
（堤防）天端	（堤防の）上端、上面
右岸・左岸	例：〇〇市側
AP	AP（東京湾中等潮位-1.1344m）
YP	YP（東京湾中等潮位-0.8402m）
堤内地・堤内	堤防の居住側、堤防より居住地側
堤外地・堤外	堤防の川側、堤防より川側
高水敷	河川敷

現 行	改善後
派川	派川（分岐して流れる川）
直轄区間	国管理区間
指定区間	県（都道府）管理区間
川裏	居住側、居住地側
川表	川側
法・法面	堤防斜面
沿川	川沿い
内水	内水（河川に排水できずにはん濫した水）
強雨域	強い雨が降る範囲（○時間○○ミリ以上）
（以下、ダム関係）	
設計洪水位	設計最高水位
サーチャージ水位	洪水時最高水位
常時満水位	平常時最高貯水位
洪水期制限水位	洪水貯留準備水位

17 ダム操作規則等抜すい

1 木地山ダム

基準数値

管理者	河川名	地 点	最 大 使 用 水 量
山形県	置賜野川	(木地山) 長井市寺泉	10m ³ /sec

第 4 章 洪水の処理等

(洪水警戒体制)

第 11 条 置賜総合支庁建設部長（以下「建設部長」という。）は、山形地方気象台から長井市に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警報が発せられた場合その他県土整備部長が定める場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第 12 条 建設部長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 県土整備部河川課その他県土整備部長が定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 貯水池への最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。
- (3) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水の処理)

第 13 条 建設部長は、洪水が発生した場合において水位が平常時最高貯水位を超えたときは、放流量が流入量に等しくなるまでダムから放流し、放流量が流入量に等しくなった後においては、流入量に相当する量をダムから放流することにより、洪水の処理を行わなければならない。ただし、建設部長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

(洪水の処理後における水位の低下)

第 14 条 建設部長は、前条の規定により洪水の処理を行った後において、水位が平常時最高貯水位を超えているときは、毎秒 150 立方メートルの水量を限度として、ダムから放流しなければならない。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 建設部長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第16条 ダムによって貯留された流水は、第13条、第14条及び第19条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流することができる。

- (1) 水位が平常時最高貯水位を超えるとき。
- (2) 第23条第1項の規定によりダム等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、県土整備部長が定める特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号に該当する場合の放流量の限度は、同項第1号の場合においては流入量に相当する量、同項第2号及び第3号の場合においては毎秒265立方メートルとする。

(放流の原則)

第17条 建設部長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めなければならない。

(放流量)

第18条 ダムから放流を行う場合における放流量は、第13条、第14条及び第16条第2項に規定する量及び次条の規定により放流する流水の量からそれぞれ野川第二発電所の使用水量(毎秒10立方メートル以内とする。)を控除した量を超えないようにしなければならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第19条 建設部長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表に掲げる地点においてそれぞれ同表に掲げる水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(放流量等の決定)

第20条 建設部長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、野川第二発電所の使用水量を確認して放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

2 建設部長は、前項の規定による決定をしようとする場合には、あらかじめ野川第二発電所に連絡するものとする。

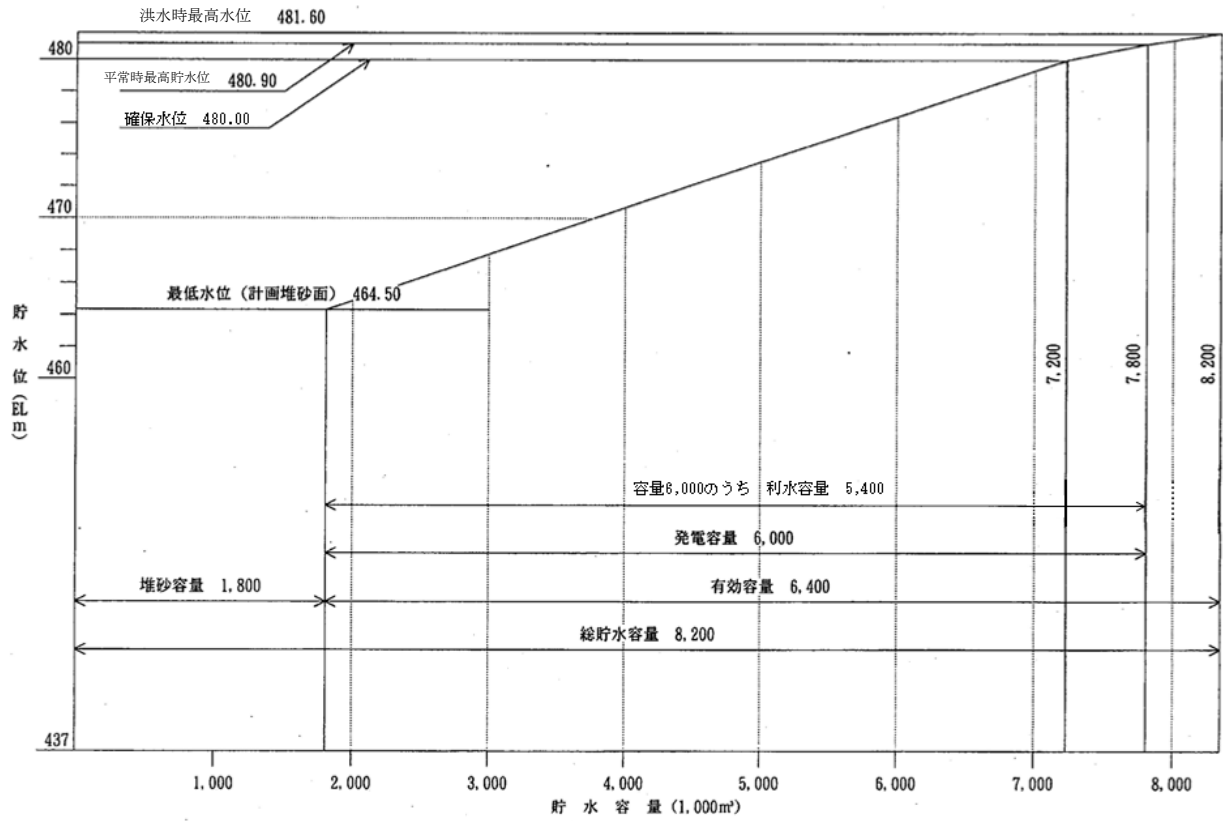
(放流に関する通知)

第21条 建設部長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって、流水の状況に著しく変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

第22条 ダムから放流を行う場合のゲート及び流じん扉(以下「ゲート等」という。)の操作については、県土整備部長が定める。

木地山ダム貯水池水位容量曲線図



2 蔵王ダム

基準数値

管理者	河川名	地 点	計 画 高 水 流 量	計 画 放 流 量	最 大 使 用 水 量
山形県	馬見ヶ崎川	山形市大字上宝沢	385m ³ /sec	100m ³ /sec	0.91m ³ /sec

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第 14 条 村山総合支庁建設部山形統合ダム管理課長（以下「課長」という。）は、山形地方気象台から山形市に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警報が発せられた場合その他県土整備部長が定める場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

2 課長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合には、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制における措置)

第 15 条 課長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 県土整備部河川課その他県土整備部長が定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- (3) 洪水調節計画をたて、非洪水期間にあつては、予備放流水位を定めること。
- (4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第 16 条 課長は、非洪水期間にあつては、次条の規定により洪水調節を行なう必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第 3 号により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第 17 条 課長は、流入量が毎秒 100 立方メートルに達した後は、流入量が一旦最大に達した後毎秒 100 立方メートルに減少するまで、毎秒 100 立方メートルの流水を放流することにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 18 条 課長は、洪水期間にあつては前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水貯留準備水位を超えているときは、速やかに、水位を洪水貯留準備水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第 19 条 課長は、洪水期間にあつては、気象、水象その他の状況により必要と認める場合におい

ては、県土整備部長が定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

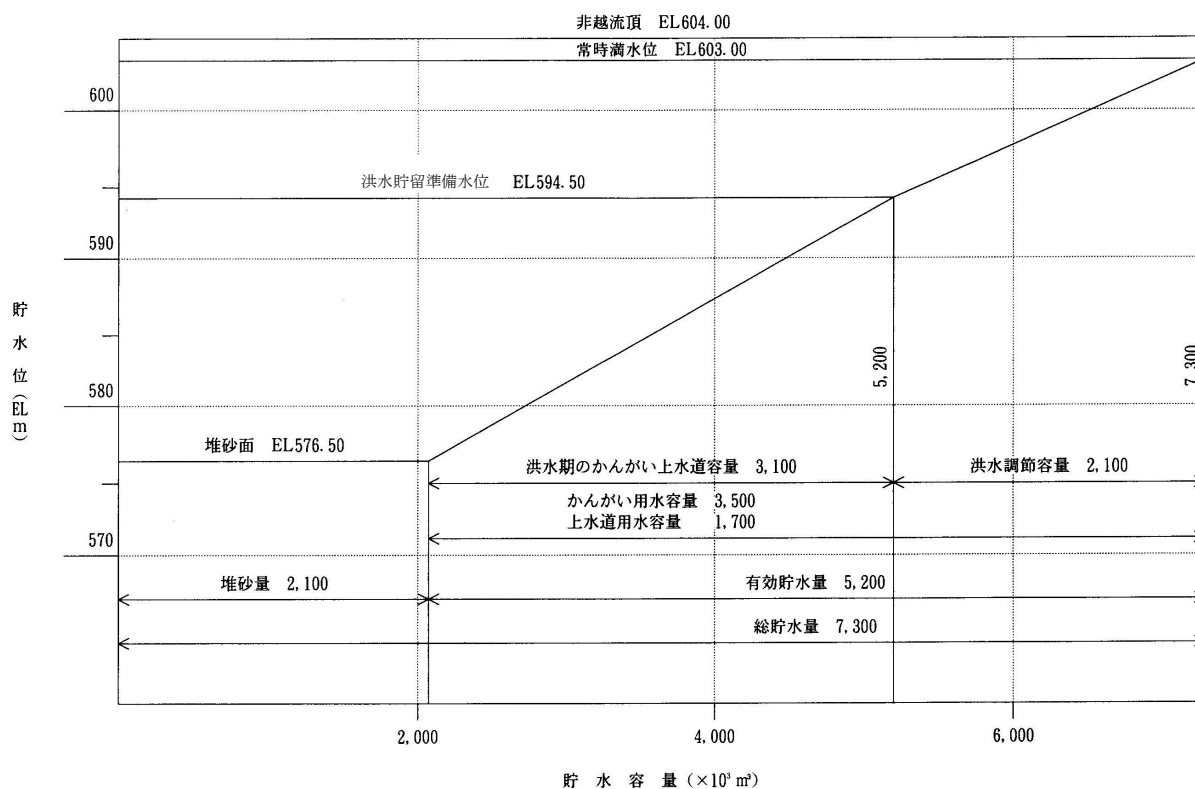
(洪水警戒体制の解除)

第 20 条 課長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第 21 条 課長は、非洪水期間にあつては、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

蔵王ダム貯水池水位容量曲線図



3 高坂ダム

基準数値

管理者	河川名	地 点	計画高水流量	計画放流量	最大使用水量
山形県	鮭 川	最上郡真室川町大字差首鍋	610m ³ /sec	200m ³ /sec	12m ³ /sec

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第 13 条 最上総合支庁建設部高坂ダム管理課長(以下「課長」という。)は、山形地方気象台から最上郡真室川町に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警報が発せられた場合その他県土整備部長が定める場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

2 課長は、第 18 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合には、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第 14 条 課長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 山形県県土整備部河川課その他県土整備部長が定める関係機関(以下「関係機関」という。)との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- (3) 洪水調節計画を立て、予備放流水位を定めること。
- (4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第 15 条 課長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第 3 号により定めた予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、毎秒 200 立方メートルの水量を限度として、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第 16 条 課長は、流入量が毎秒 200 立方メートルに達した後は、流入量が一旦最大に達した後毎秒 200 立方メートルに減少するまで毎秒 200 立方メートルの流水を放流することにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、課長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節後等における水位の低下)

第 17 条 課長は、前条の規定により洪水調節を行なった後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なった後において、水位が洪水期間にあっては洪水貯留準備水位、非洪水期間にあっては平常時最高貯水位をこえているときは、速やかに、水位を洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位に低下させるため、毎秒 200 立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第 18 条 課長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、県土整備部長が定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

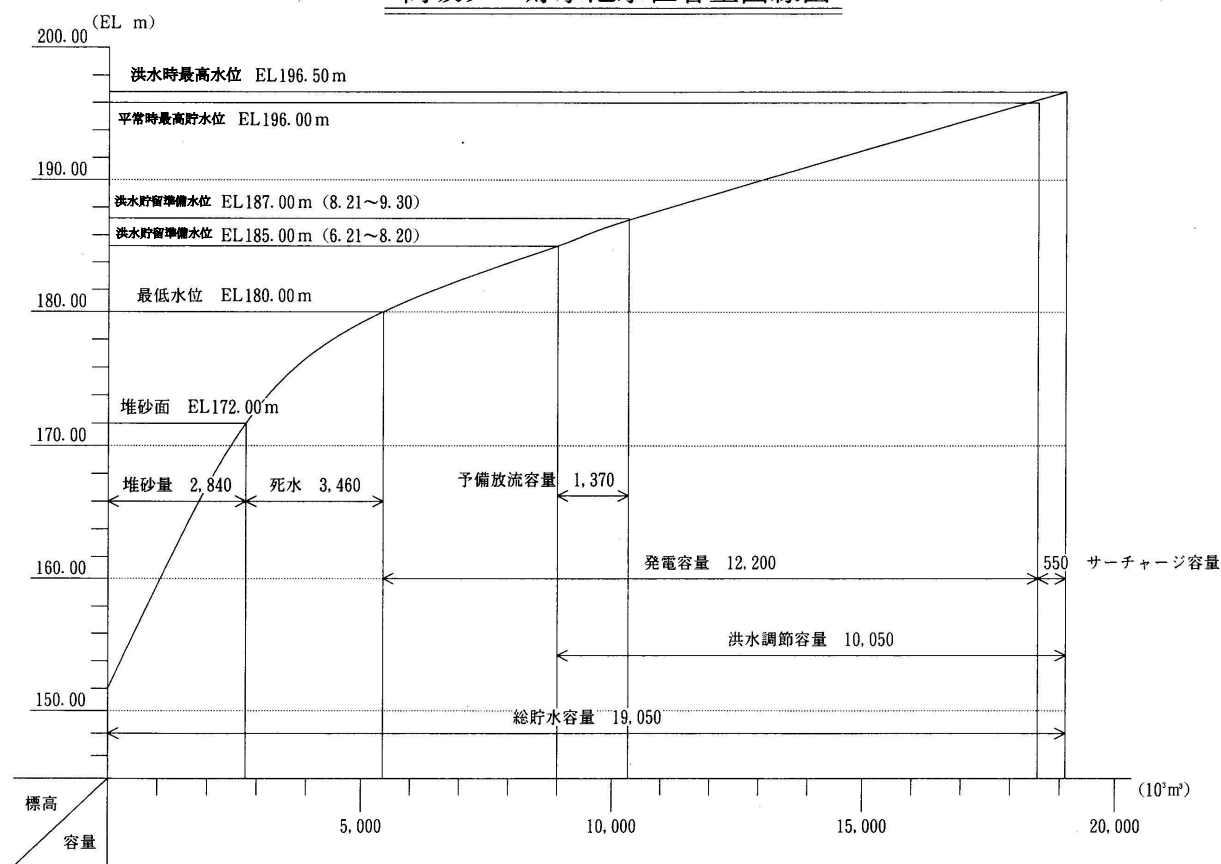
(洪水警戒体制の解除)

第 19 条 課長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第 20 条 課長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

高坂ダム貯水池水位容量曲線図



4 荒沢ダム

基準数値

管理者	河川名	地 点	計 画 高 水 流 量	計 画 放 流 量	最大使用水量
山形県	赤 川	鶴岡市荒沢	1,200m ³ /sec	360m ³ /sec	22m ³ /sec

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 庄内総合支庁建設部荒沢ダム管理課長（以下「課長」という。）は、山形地方気象台から鶴岡市に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警報が発せられた場合その他県土整備部長が定める場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

2 課長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合には、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第 15 条 課長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 県土整備部河川課その他県土整備部長が定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。
- (3) 洪水調節計画をたて、予備放流水位を定めること。
- (4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第 16 条 課長は、次条の規定により、洪水調節を行なう必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第 3 号により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流を行なわなければならない。

(洪水調節)

第 17 条 課長は、流入量が、毎秒 360 立方メートルに達した後は、流入量が一旦最大に達した後毎秒 360 立方メートルに減少するまで毎秒 360 立方メートルの流水を放流することにより、洪水調節を行なわなければならない。ただし、課長は、気象、水象その他の状況により、特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節後等における水位の低下)

第 18 条 課長は、洪水期間にあっては前条の規定により洪水調節を行なった後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なった後において、水位が洪水貯留準備水位を超えているときは、速やかに、水位を洪水貯留準備水位に低下させるため下流に支障を与えない程度の流量を限度としてダムから放流を行なわなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第 19 条 課長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行なうことができる。

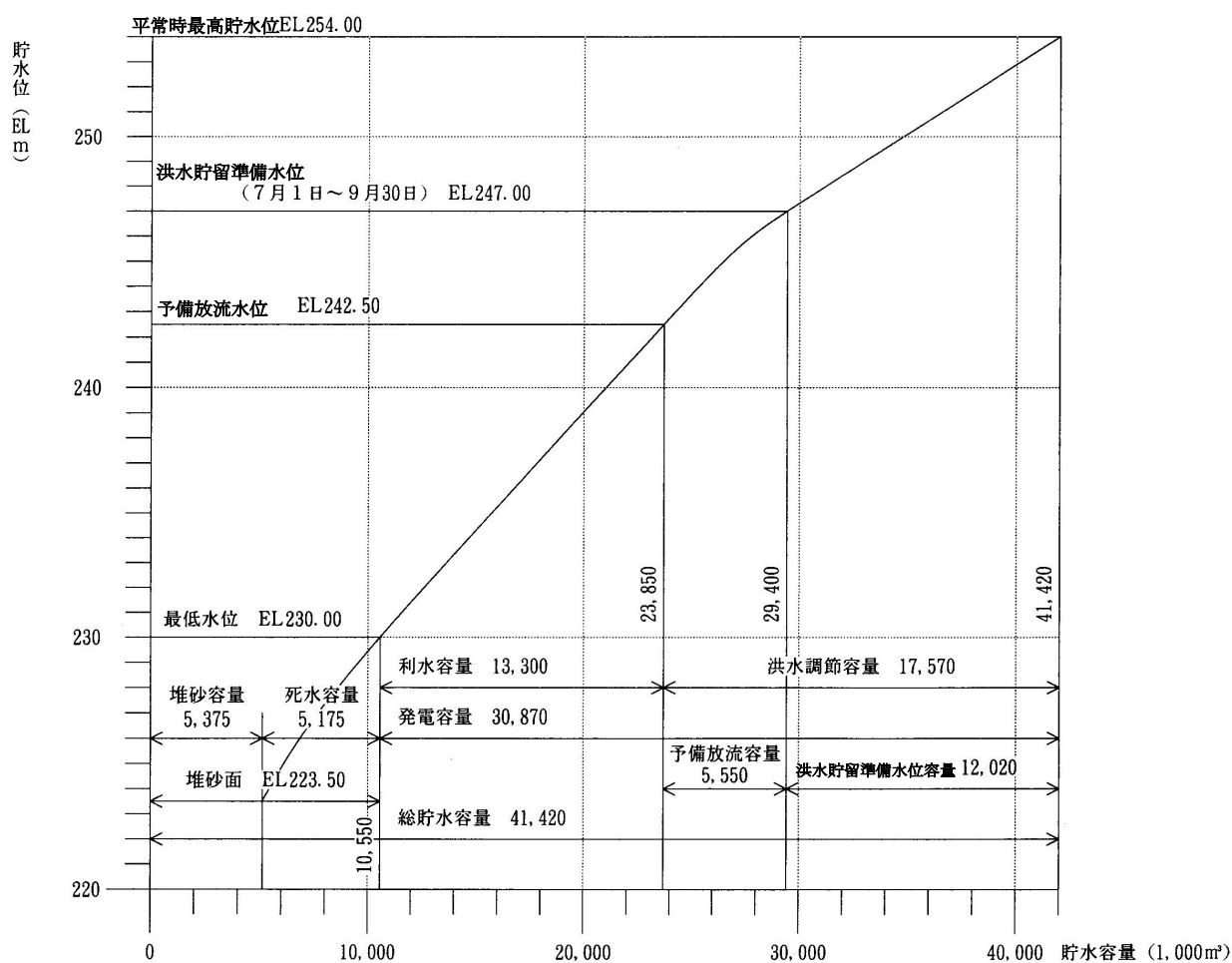
(洪水警戒体制の解除)

第 20 条 課長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第 21 条 課長は、気象、水象、その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

荒沢ダム貯水池水位容量曲線図



5 月光川ダム

基準数値

管理者	河川名	地 点	計画高水流量	計画放流量
山形県	月光川	飽海郡遊佐町吉出	470m ³ /sec	370m ³ /sec

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第8条 庄内総合支庁建設部長（以下「建設部長」という。）は、山形地方気象台から遊佐町に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警報が発せられた場合その他県土整備部長が定める場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第9条 建設部長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 県土整備部河川課その他県土整備部長が定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

(洪水調節等)

第10条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第11条 建設部長は、前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により水位を平常時最高貯水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第12条 建設部長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第13条 ダムによって貯留された流水は、第10条及び第11条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流することができる。

- (1) 第17条第1項の規定により、ダム等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、県土整備部長が定める特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当する場合に放流する水量の限度は、毎秒 20 立方メートルとする。

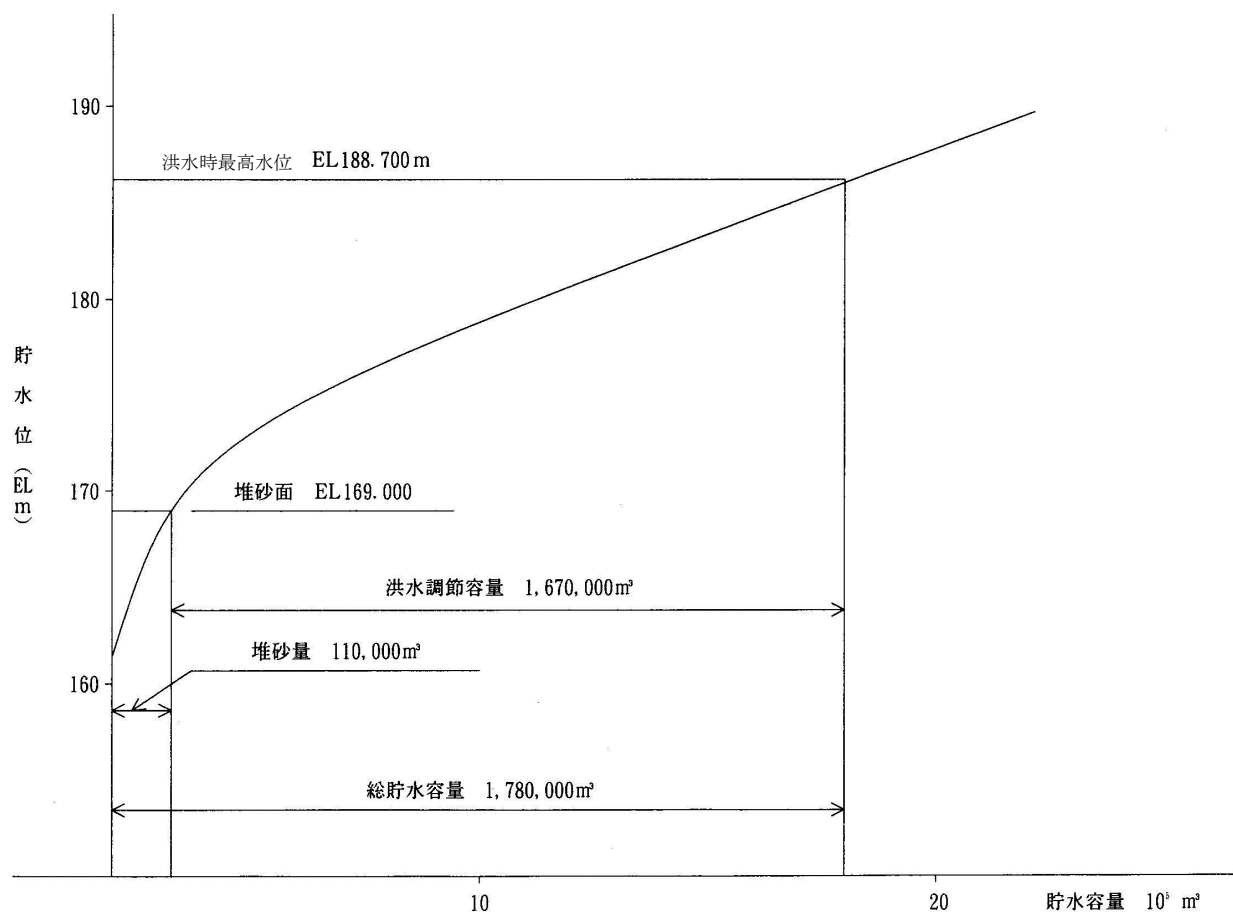
(放流の原則)

第14条 建設部長は、ダムから放流を行う場合には、当該放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流に関する通知等)

第 15 条 建設部長は、ダムからの放流によって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）第 32 条の規定に準じて関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとられなければならない。

月光川ダム貯水池水位容量曲線図



6 温海川ダム

基準数値

管理者	河川名	地 点	計画高水流量	計画放流量	最大使用水量
山形県	温海川	鶴岡市一霞	330m ³ /sec	120m ³ /sec	3.70m ³ /sec

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第 11 条 庄内総合支庁建設部長（以下「建設部長」という。）は、山形地方気象台から鶴岡市に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警報が発せられた場合その他県土整備部長が定める場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第 12 条 建設部長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次の措置をとらなければならない。

- (1) 県土整備部河川課その他県土整備部長が定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

(洪水調節等)

第 13 条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が平常時最高貯水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めた場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 14 条 建設部長は、前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により水位を平常時最高貯水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第 15 条 建設部長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第 16 条 ダムによって貯留された流水は、第 13 条、第 14 条及び第 18 条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流することができる。

- (1) 第 21 条第 1 項の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、県土整備部長が定める特にやむを得ない理由があるとき。

2 前号各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒 4.0 立方メートルとする。

(放流の原則)

第 17 条 建設部長は、ダムから放流を行う場合は、当該放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第 18 条 建設部長は、流水の正常な機能の維持のための必要があると認める場合には、葉月橋地点において別表に掲げる水量を確保できるようダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

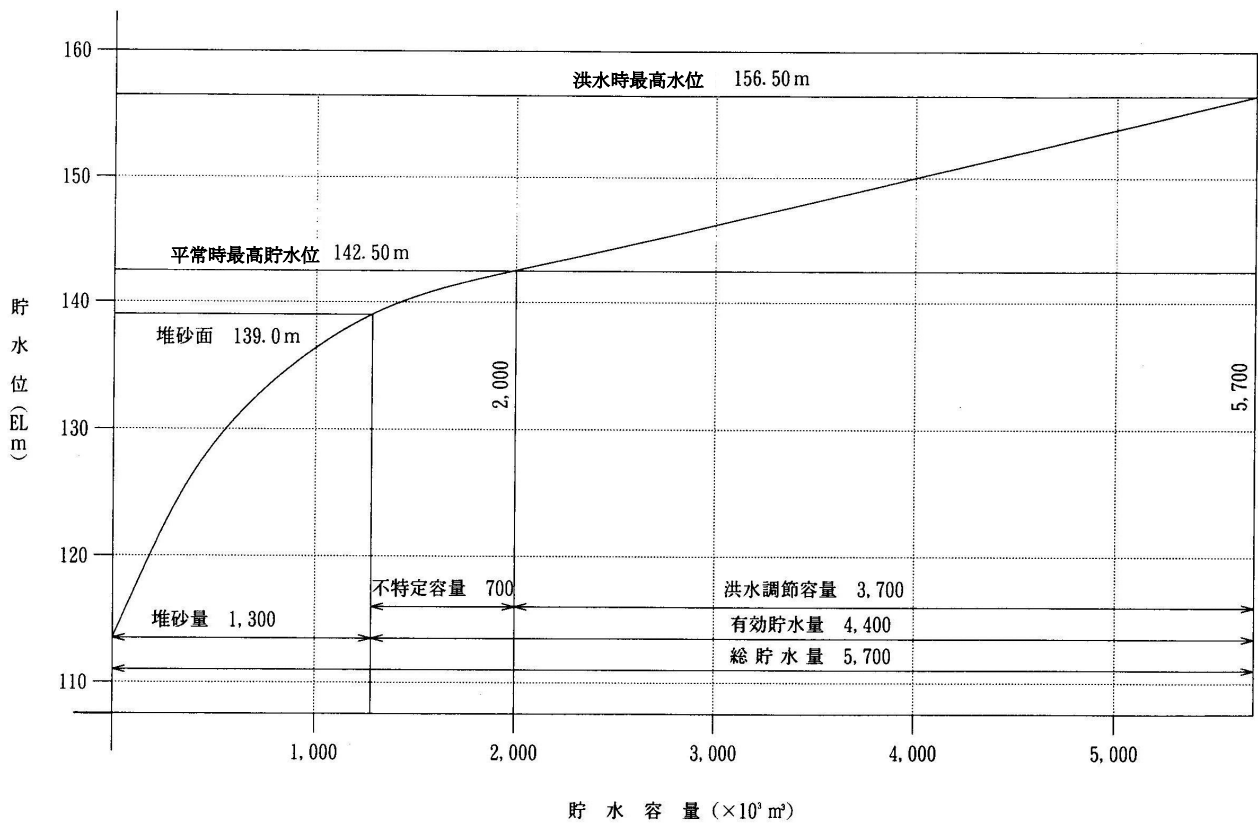
(放流に関する通知等)

第 19 条 建設部長は、ダムから放流することにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第 20 条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)の操作については、県土整備部長が定める。

温海川ダム貯水池水位容量曲線図



7 田沢川ダム

基準数値

管理者	河川名	地 点	計画高水流量	計画放流量
山形県	田沢川	酒田市山元	250m ³ /sec	50m ³ /sec

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第 10 条 庄内総合支庁建設部長（以下「建設部長」という。）は、山形地方気象台から酒田市に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警報が発せられた場合その他県土整備部長が定める場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第 11 条 建設部長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 県土整備部河川課その他細則で定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第 12 条 洪水調節等は、水位が平常時最高貯水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 13 条 建設部長は、前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を平常時最高貯水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第 14 条 建設部長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第 15 条 ダムによって貯留された流水は、第 12 条、第 13 条、第 17 条及び第 18 条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流を行うことができる。

- (1) 第 21 条第 1 項の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合として細則で定めるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流の限度は、毎秒 10.40 立方メートルとする。

(放流の原則)

第 16 条 建設部長は、ダムから放流を行う場合は、当該放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第 17 条 建設部長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表に掲げる地点において、それぞれ同表に掲げる水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

2 建設部長は、最上川の河川環境の保全又は水利使用に支障を与えないよう高屋地点の水量が毎秒 60 立方メートル以下である場合には、流入量又は前項の規定による放流量のうち、いずれか大きい量をダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第 18 条 建設部長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、ダム地点において毎秒 0.390 立方メートルの水量を取水可能ならしめるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

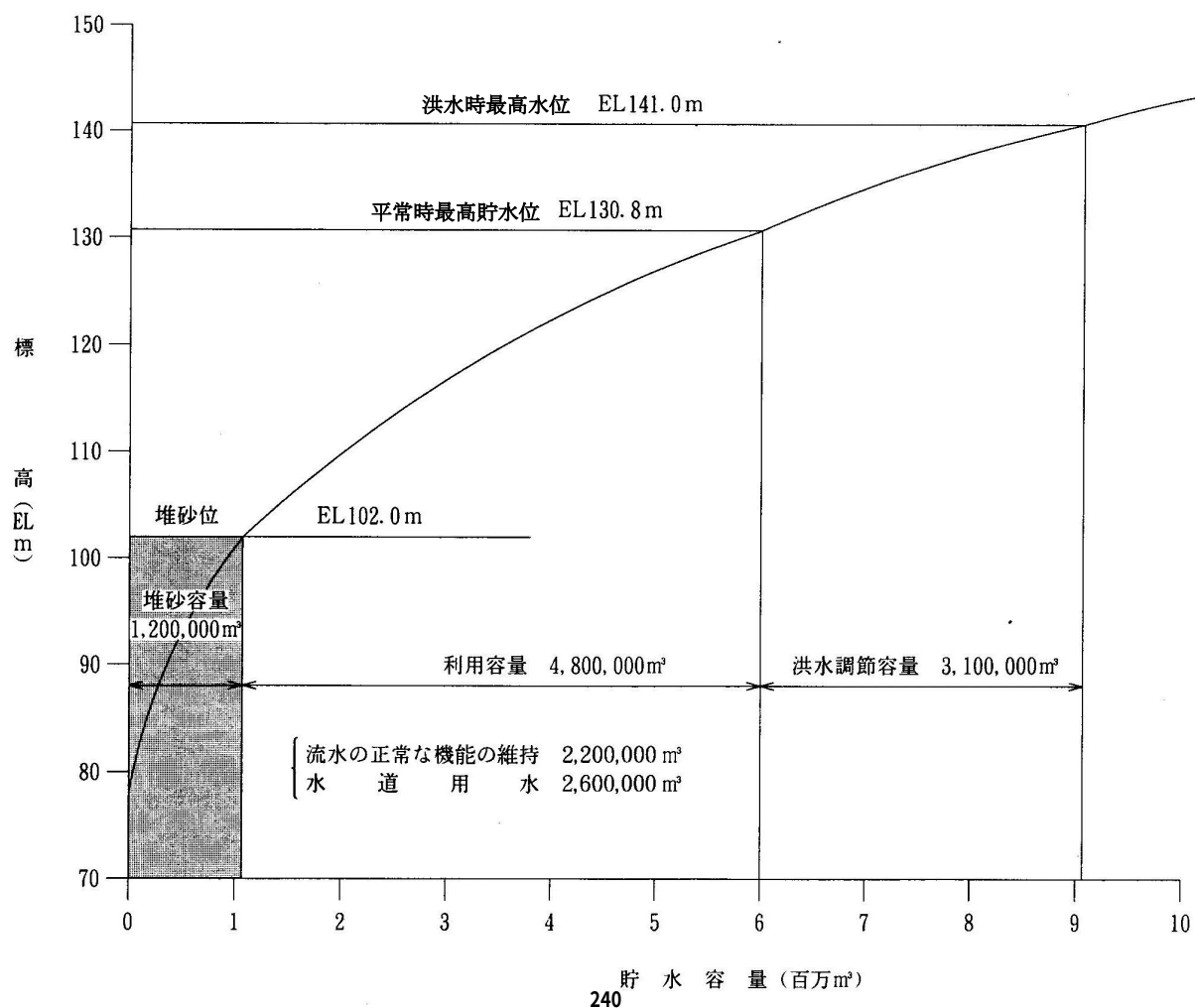
(放流に関する通知等)

第 19 条 建設部長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合においては、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細別で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

第 20 条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の操作については、細則で定める。

貯 水 位 ～ 容 量 曲 線 図



8 前川ダム

基準数値

管理者	河川名	地 点	計画高水流量	計画放流量
山形県	前 川	上山市川口	140m ³ /sec	0m ³ /sec

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第9条 村山総合支庁建設部山形統合ダム管理課長（以下「課長」という。）は、山形地方気象台から上山市又は南陽市に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警報が発せられた場合その他細則で定める場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

2 課長は、第12条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第10条 課長は前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに次に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 県土整備部河川課、その他細則で定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

(洪水調節)

第11条 課長は、次に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 分水口流量が毎秒5立方メートルから毎秒115立方メートルまでである場合にあっては、貯水池に流入する流水を全量貯留すること。

(2) 分水口流量が毎秒115立方メートルを超えた場合にあっては、分水口流量が最大に達した後、毎秒20立方メートルを限度として流水をダムから放流すること。

(洪水に達しない流水の調節)

第12条 課長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 課長は、第11条の規定による洪水調節又は前条の規定による洪水に達しない流水の調節を行った後において、貯水地の水位が平常時最高貯水位を超えているときは、北町地点の水位が水防団待機水位を下回ったことを確認した後、速やかに貯水池の水位を平常時最高貯水位に低下させるため、毎秒30立方メートルを限度として流水をダムから放流しなければならない。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 課長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第15条 ダムによって貯留された流水は、第11条から第13条まで及び第17条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流することができる。

- 一 第20条第1項の規定により、ダム等の点検又は整備を行うため、特に必要があるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、細則で定める特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合において放流する水量の限度は、毎秒30立方メートルとする。

(放流の原則)

第16条 課長は、ダムから放流を行う場合には、当該放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

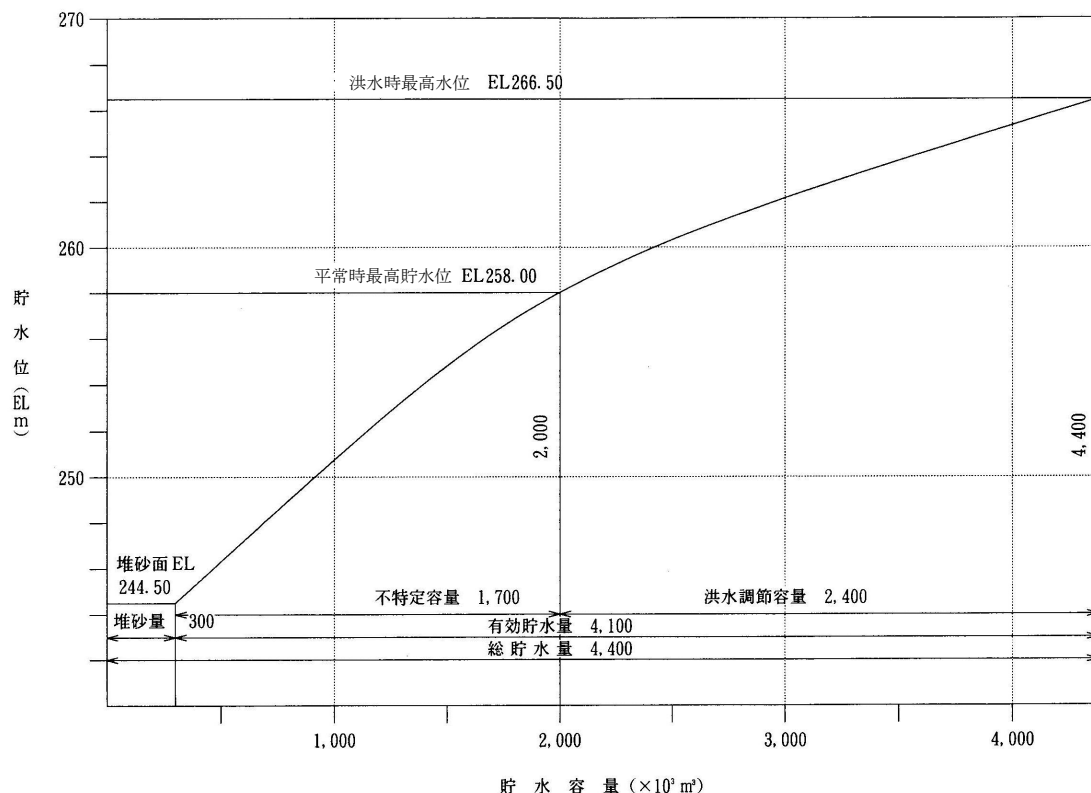
(流水の正常な機能の維持及び貯留制限のための放流)

第17条 課長は、流水の正常な機能の維持及び貯留制限のため必要があると認める場合には、河崎地点において、毎秒0.17立方メートルの水量を確保できるよう必要な水量をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第18条 課長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

前川ダム貯水池水位容量曲線図



9 白水川ダム

基準数値

管理者	河川名	地 点	計画高水流量	計画放流量	最大使用水量
山形県	白水川	東根市大字泉郷字梨木平	210m ³ /sec	39m ³ /sec	0.71m ³ /sec

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第10条 村山総合支庁建設部山形総合ダム管理課長（以下「課長」という。）は、山形地方気象台から東根市に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警報が発せられた場合その他細則で定める場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 課長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 県土整備部河川課その他細則で定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

(洪水調節等)

第12条 洪水調節等は、貯水池の水位が平常時最高貯水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 課長は、前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、貯水池の水位を平常時最高貯水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 課長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第15条 ダムによって貯留された流水は、第12条、第13条、第17条及び第18条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流することができる。

- (1) 第21条第1項の規定により、ダム等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、細則で定める特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当する場合において放流する水量の限度は、毎秒1.85立方メートルとする。

(放流の原則)

第16条 課長は、ダムから放流を行う場合には、当該放流により下流に急激な水位の変動を生じないよう努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第17条 課長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、ダム地点において毎秒0.093立方メートル及び別表第1に掲げる地点において一の沢溜池からの流水と合わせて同表に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

2 課長は、最上川の河川環境の保全又は水利使用に支障を与えないよう、別表第2に掲げる地点の水量が同表に掲げる水量に満たない場合には、流入量又は前項の規定による放流量のうち、いずれか大きい量をダムから放流しなければならない。

(かんがい用水の供給のための放流)

第18条 課長は、かんがい用水の供給のため必要があると認められる場合には、別表第3に掲げる地点においてそれぞれ同表に掲げる水量から有効雨量及び地区内利用可能量を控除した水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

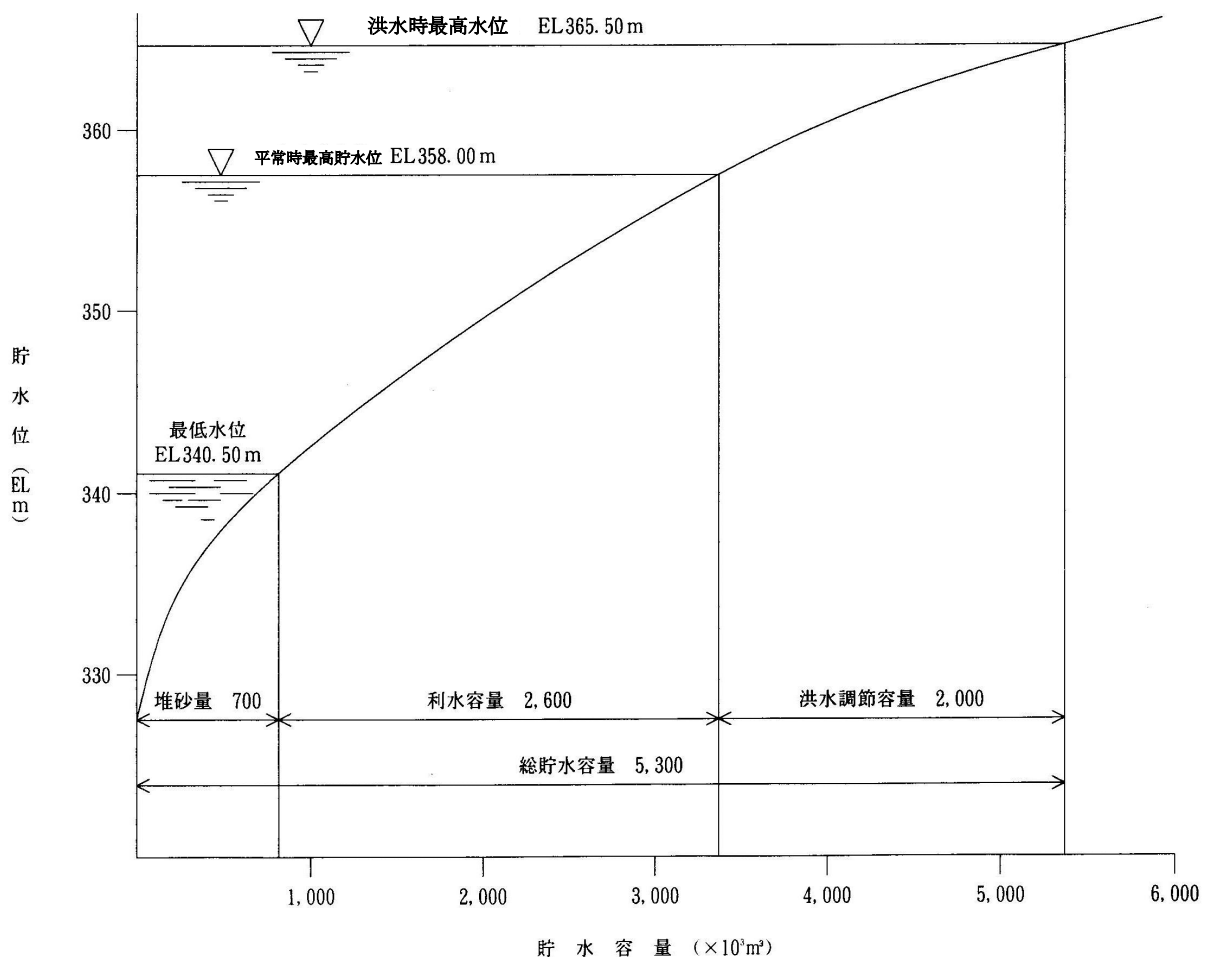
(放流に関する通知等)

第19条 課長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認める時は、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第20条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の操作については細則で定める。

白水川ダム貯水池水位容量曲線図



10 神室ダム

基準数値

管理者	河川名	地 点	計 画 高 水 流 量	計 画 放 流 量
山形県	金山川	金山町大字有屋字神室山	390m ³ /sec	118m ³ /sec

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第 10 条 最上総合支庁建設部河川砂防課長（以下「課長」という。）は、山形地方気象台から最上郡金山町に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警報が発せられた場合その他細則で定める場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第 11 条 課長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 県土整備部河川課その他細則で定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第 12 条 洪水調節等は、水位が平常時最高貯水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 13 条 課長は、前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を平常時最高貯水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第 14 条 課長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第 15 条 ダムによって貯留された流水は、第 12 条、第 13 条、第 17 条及び第 18 条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流を行うことができる。

- (1) 第 21 条第 1 項の規定により、ダム等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、細則で定める特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合において放流する水量の限度は、毎秒 5.87 立方メートルとする。

(放流の原則)

第 16 条 課長は、ダムから放流を行う場合には、当該放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第 17 条 課長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表に掲げる地点においてそれぞれ同表に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

2 課長は、最上川の河川環境の保全又は水利使用に支障を与えないよう、高屋地点の水量が毎秒 60 立方メートル以下である場合は、流入量又は前項の規定による放流量のうちいずれか大きい量をダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第 18 条 課長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、魚清水橋下流地点において毎秒 0. 261 立方メートルの水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

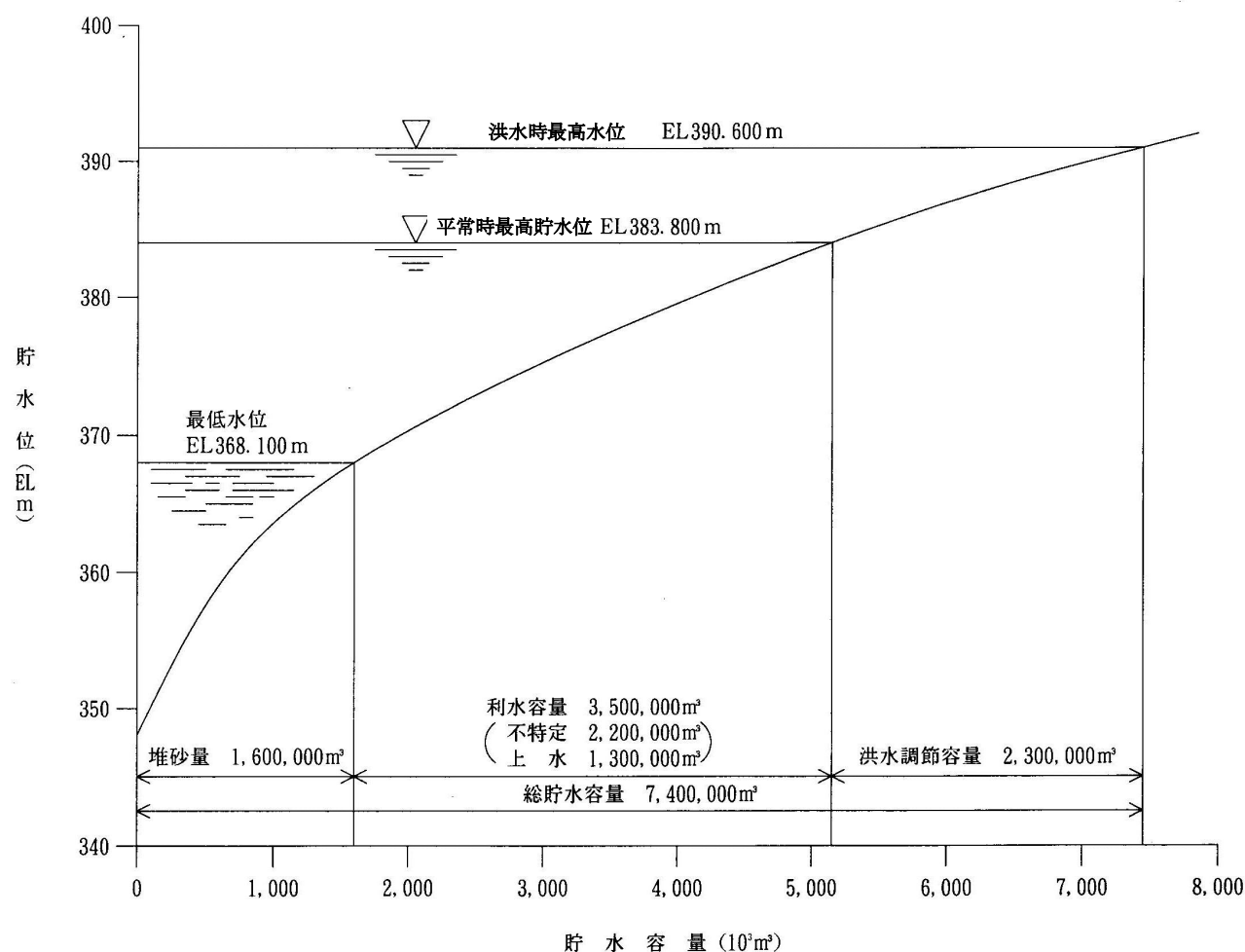
(放流に関する通知等)

第 19 条 課長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

第 20 条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の操作については、細則で定める。

神室ダム貯水池水位容量曲線図



11 綱木川ダム

基準数値

管理者	河川名	地 点	計画高水流量	計画放流量
山形県	綱木川	米沢市大字築沢	350m ³ /sec	115m ³ /sec

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第10条 置賜総合支庁建設部長（以下「建設部長」という。）は、山形地方気象台から米沢市に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警報が発せられた場合その他県土整備部長が定める場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 建設部長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 県土整備部河川課その他県土整備部長が定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに關し必要な措置

(洪水調節等)

第12条 洪水調節等は、水位が平常時最高貯水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 建設部長は、前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を平常時最高貯水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 建設部長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することかできる場合)

第15条 ダムによって貯留された流水は、第12条、第13条、第17条及び第18条の規定による場合ほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流を行うことができる。

(1) 第21条第1項の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、県土整備部長が定める特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合において放流する水量の限度は、毎秒7.013立方メートルとする。

(放流の原則)

第16条 建設部長は、ダムから放流を行う場合には、当該放流により下流に急激な水位の変動を

生じないよう努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第 17 条 建設部長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表に掲げる地点においてそれぞれ同表に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

2 建設部長は、最上川の環境の保全又は水利使用に支障を与えないよう高屋地点の水量が毎秒 60 立方メートル以下である場合又は長崎地点の水量が毎秒 11.3 立方メートル以下である場合は、流入量又は前項の規定による放流量のうちいずれか大きい量をダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第 18 条 建設部長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、ダム地点において毎秒 0.422 立方メートルの水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

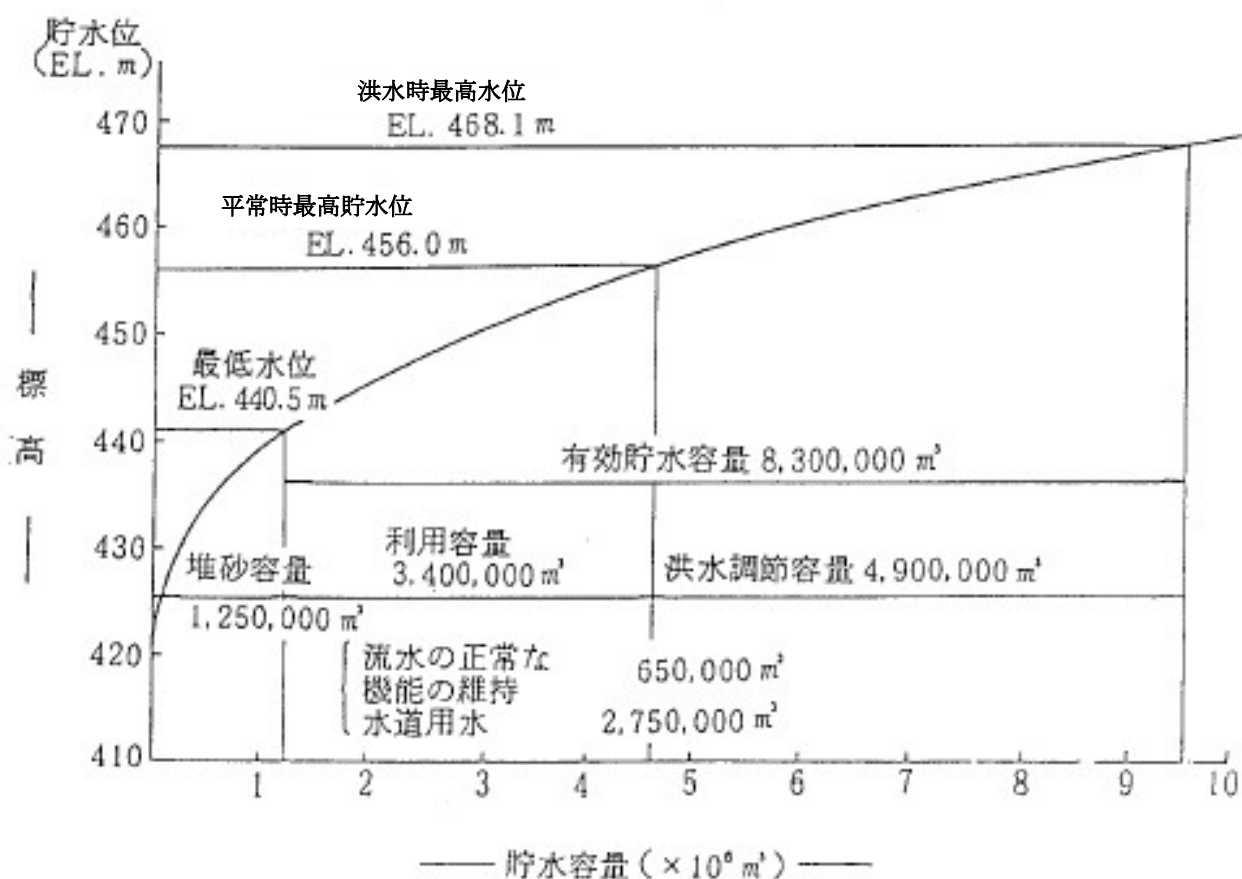
(放流に関する通知等)

第 19 条 建設部長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

第 20 条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の操作については、県土整備部長が定める。

貯水位－容量曲線



12 留山川ダム

基準数値

管理者	河川名	地 点	計画高水流量	計画放流量
山形県	留山川	天童市大字山口	9 5 m ³ /sec	2 0 m ³ /sec

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第9条 村山総合支庁建設部山形統合ダム管理課長（以下「課長」という。）は、山形地方気象台から天童市に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警報が発せられた場合その他県土整備部長が定める場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第10条 課長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 県土整備部河川課その他県土整備部長が定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

(洪水調節等)

第11条 洪水調節等は、水位が平常時最高貯水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第12条 課長は、前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を平常時最高貯水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 課長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第14条 ダムによって貯留された流水は、この規則による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流を行うことができる。

- 一 第19条第1項の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒1.20立方メートルとする。

(放流の原則)

第15条 課長は、ダムから放流を行う場合には、当該放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第16条 課長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表第1に掲げる地点において、それぞれ同表に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水を流入量の範囲内においてダムから放流しなければならない。

2 課長は、最上川の環境の保全又は水利使用に支障を与えないよう高屋地点の水量が毎秒60立方メートル以下である場合は、流入量または前項の規定による放流量のうちいずれか大きい量をダムから放流しなければならない。

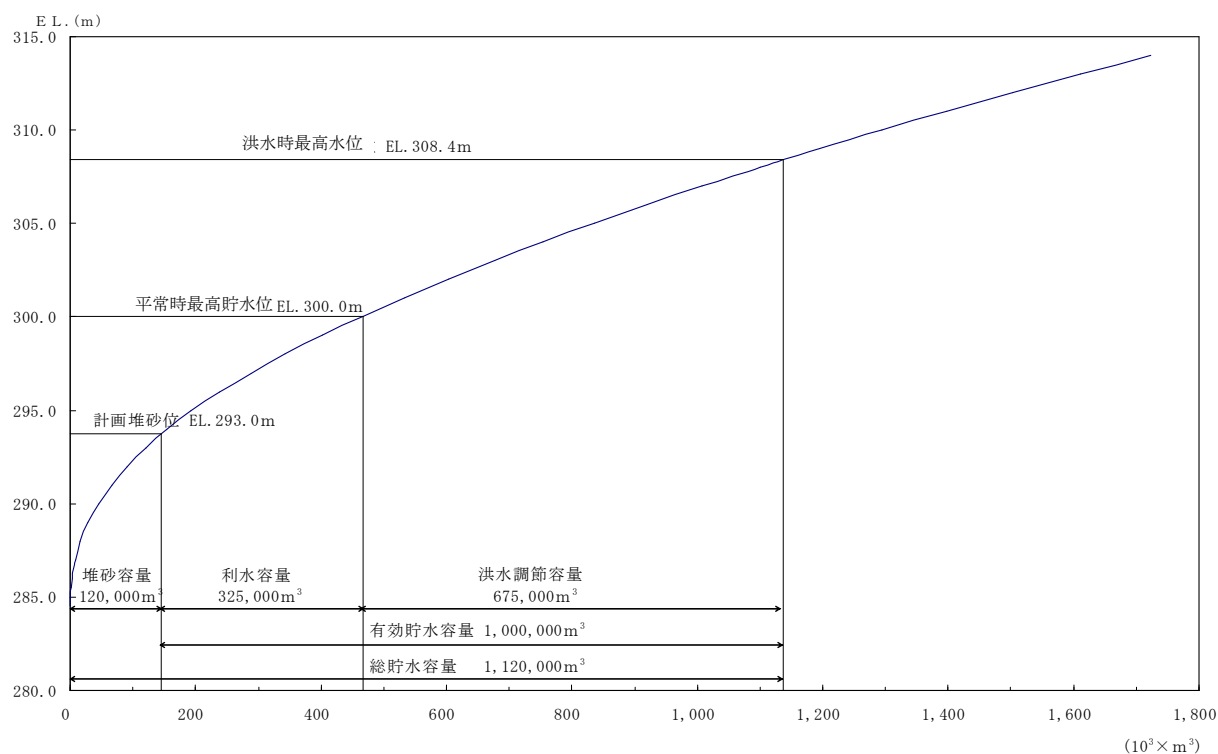
(放流に関する通知等)

第17条 課長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

第18条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の操作については、県土整備部長が定める。

留山川ダム貯水池水位容量曲線



13 最上小国川流水型ダム

基準数値

管理者	河川名	地 点	計 画 高 水 流 量	計 画 放 流 量
山形県	最上小国川	最上郡最上町大字富澤	330m ³ /sec	80m ³ /sec

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第7条 最上総合支庁建設部河川砂防課長（以下「課長」という。）は、山形地方気象台から最上郡最上町に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警報が発せられた場合その他県土整備部長が定める場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第8条 課長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 県土整備部河川課その他県土整備部長が定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

(洪水調節等)

第9条 洪水調節等は、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第10条 課長は、前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第11条 課長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第12条 ダムによって貯留された流水は、第9条及び第10条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流を行うことができる。

(1) 第15条第1項の規定によりダム等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、県土整備部長が定める特にやむを得ない理由があるとき。

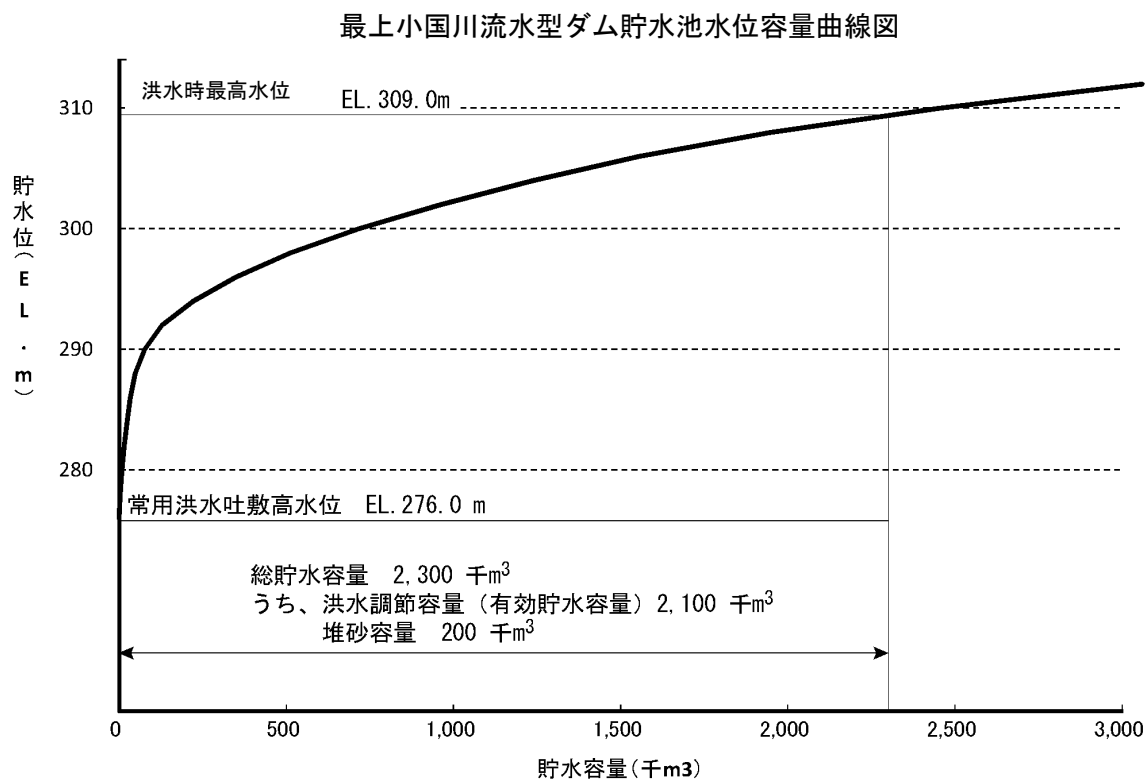
2 前項各号のいずれかに該当する場合において放流する水量の限度は、毎秒3.1立方メートルとする。

(放流等に関する通知等)

第 13 条 課長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲートの操作)

第 14 条 放流管から放流を行う場合のゲート操作については、県土整備部長が定める。



17 ダム

最＝最上川水系、赤＝赤川水系、荒＝荒川水系、月＝月光川水系、温＝温海川水系

番号	水系名	河川名	ダム名	管理者	用途	形式	竣工年	ダムの所在地	堤体諸元		
									堤高 (m)	堤長 (m)	堤体積 (千m3)
最－1	最上川	刈安川	水窪	県農林 米沢平野 土地改良区	A W I	R	S57	米沢市三沢	62	205	1,020
〃－2	〃	綱木川	綱木川	県土整備部	F N W管P	R	H19	米沢市大字築沢	74.0	367.5	2,155
〃－3	〃	置賜野川	木地山	〃	N P	HG	S35	長井市寺泉字桶沢	46	168.2	62
〃－4	〃	置賜白川	白川	国土交通省	FN AI WP	R	S56	飯豊町大字高峰	66	348.2	2,233
〃－5	〃	置賜野川	長井	〃	FNA WP	G	H23	長井市平野	125.5	381	1,200
〃－6	〃	菖蒲川	菖蒲川	上山市 土地改良区	A	GR	S48	上山市菖蒲	31.1	210	42.5
〃－7	〃	生居川	生居川	〃	A	R	H4	上山市上生居	47.8	313.7	936
〃－8	〃	馬見ヶ崎川	蔵王	県土整備部	FN W管P	HG	S45	山形市大字上宝沢	66	273.8	276
〃－9	〃	前川	前川	〃	FN	R	S58	上山市川口	50	265.5	690
〃－10	〃	本沢川	本沢	最上川中流 土地改良区	A	E	S27 改H15	上山市狸森	17.5	91.5	30.0
〃－11	〃	留山川	留山川	県土整備部	F N	G	H23	天童市大字山口	46.0	115	57
〃－12	〃	最上川	上郷	東北電力	P	G	S37	朝日町大滝	23.5	166	39
〃－13	〃	朝日川	木川	県企業局	P	G	S33	朝日町朝日岳国有林 (木川)	31.5	73.5	17
〃－14	〃	寒河江川	水ヶ瀬	東北電力	P	G	H2	西川町入間	34	372	116
〃－15	〃	大谷川	馬神	朝日村 土地改良区	A	E	S61	朝日町大谷	24.8	128.5	32
〃－16	〃	寒河江川	寒河江	国土交通省	FNA WP	R	H2	西川町月岡 (砂子関)	112	510	10,350
〃－17	〃	白水川	白水川	県土整備部	FNA 管P	G	H3	東根市大字泉郷	54.5	367	314
〃－18	〃	銀山川	銀山川	県農林 (尾花沢市)	D A	G	S38	尾花沢市銀山新畑	21.3	60	8.4

覧 表 (法河川内)

H=15m以上

貯水池諸元					発電				かんがい				工業用水	備考
集水面積 (km ²)	総貯水容量 (千m ³)	計画 洪水量 (m ³ /s)	計画 放流量 (m ³ /s)	放流設備	使用水量 (m ³ /s)		出力 (KW)		使用水量 (m ³ /s)		かんがい 面積 (ha)		(m ³ /s)	
					最大	常時	最大	常時	最大	常時				
直 31 間37.5	31,000	412.7	能力 412.7	ラジアルゲート 7.0×6.0×2	-	-	-	-	8,279	7,851	8,489		0.174	w=0.324m ³ /s 4類ダム
40.5	9,550	350	115	自然越流	1.1	0.564	450	180	-	-	-		-	W=0.422m ³ /s
63	8,200	500	265	クレストゲート 10.15×8×2門	10	2.18	9,200	1,100	-	-	補水 1,765		-	
205	50,000	1,400	300	オリフィスゲート 4.8×5.06×1	20	3.06	8,900	20	7,800		3,841		8,272 m ³ /日	
101.2	51,000	1,000	220	自然越流	12	2.22	10,000	1,200	16,780		7,852.9		-	
11	545	162.4	能力 162.4	クレストゲート 7.8×3.6×2	-	-	-	-	0.200	0.2	269		-	
直5.8 間5.6	2,650	205	能力 205	自然越流	-	-	-	-	0.835	0.856	525.8		-	
21	7,300	385	100	コンジットゲート 2.66×2.70×1	0.91	0.21	480	0	-	-	補水 1,626		-	
21.2	4,400	140	0	ジェットフローゲート Φ1,500 1門	-	-	-	-	-	-	補水 123		-	河崎地点 0.17m ³ /s
19.6	157	167.8	能力 168.4	自然越流	-	-	-	-	0.180		380			
7.2	1,120	95	20	〃	-	-	-	-	-	-	-		-	
1,810	7,660	3,500		ローラーゲート 10.0×12.1×5門	116	24.88	16,200	3,200	-	-	-		-	
73.7	840	650		6.5×14.9×1	7.2	1.64	9,000	2,000	-	-	-		-	3類ダム
259.75	2,075	2,300		ラジアルゲート 10.0×12.8×3門	30	13.80	5,000	1,900	-	-	-		-	本道寺発電所 の逆調整池
18	1,244	485	能力 145.2	自然越流	-	-	-	-	0.543		129		-	準用河川
231	109,000	2,000	300	オリフィスゲート 4×4×2門	62.5	12.44	75,000	5,300	7,682		5,086		-	
15.2	5,300	210	39	自然越流	0.71	0.17	180	18	0.417		補特 521 480		-	N=ダム地点 0.093m ³ /s
21	263	109.2	能力 263	〃	-	-	-	-	0.850	0.130	37		-	

P=発電 A=かんがい F=治水 W=上水道 D=防災 I=工業用水 N=維持用水

最＝最上川水系、赤＝赤川水系、荒＝荒川水系、月＝月光川水系、温＝温海川水系

番号	水系名	河川名	ダム名	管理者	用途	形式	竣工年	ダムの所在地	堤 体 諸 元		
									堤高 (m)	堤長 (m)	堤体積 (千m3)
最－19	最上川	丹生川	新鶴子	県農林 村山北部 土地改良区	A P	R	H2	尾花沢市鶴子	96	283.9	2.91
〃－20	〃	鮭川	高坂	県土整備部	F P	G	S42	真室川町高坂	57	118.7	67.8
〃－21	〃	桺沢川	桺沢	(県農林) 泉田川 土地改良区	A	G	S41	金山町下野明	65.8	194.8	155.8
〃－22	〃	金山川	神室	県土整備部	F N W P	G	H5	金山町有屋	60.6	257	307
〃－23	〃	最上小国川	最上小国川 流水型	県土整備部	F	G	R2	最上町富澤	41	143	40.7
〃－24	〃	立谷沢川	立谷沢川 第一	東北電力	P	G	S14	庄内町立谷沢	18.50	58.5	9
〃－25	〃	京田川	三又	(農水省) 鶴岡市	A	E	S52	鶴岡市羽黒町川代	24	107	76
〃－26	〃	田沢川	田沢	県土整備部	F N W管P	G	H13	酒田市山元滝の下	81	185	217
赤－1	赤川	赤川	荒沢	〃	F N P	G	S30	鶴岡市荒沢	63	195.5	156
〃－2	〃	〃	新落合	東北電力	P	G	S33	鶴岡市大針	15.5	63	9
〃－3	〃	梵字川	八久和	〃	P	G	S33	鶴岡市上田沢	97.5	269	371
〃－4	〃	〃	梵字川	〃	P	G	S8	鶴岡市上名川	40.91	62.37	18
〃－5	〃	〃	月山	国土交通省	FW NP	G	H13	鶴岡市上名川	123	393	1,160
荒－1	荒川	荒川	赤芝	東芝 セラミックス	P	G	S29	小国町赤芝	31.8	57.3	15
〃－2	〃	横川	横川	国土交通省	FN IP	G	H20	小国町綱木箱口	72.5	277	239.8
月－1	月光川	月光川	月光川	県土整備部	F	G R 管P	S54	遊佐町杉沢	48	205	G122.5 R 49.6
温－1	温海川	温海川	温海川	〃	F N P	G	S61	鶴岡市一霞	60	167	135

H=15m以上

貯水池諸元					発電				かんがい			工業用水 (m3/s)	備考
集水面積 (km2)	総貯水容量 (千m3)	計画 洪水量 (m3/s)	計画 放流量 (m3/s)	放流設備	使用水量 (m3/s)		出力 (KW)		使用水量 (m3/s)		かんがいの 面積 (ha)		
					最大	常時	最大	常時	最大	常時			
56	31,500	1,100	能力 1,100	自然越流	5.0	0.172	3,700	0	8.553	6.844	3,433.5	-	
68.2	19,050	610	200	クレストゲート 14.6×10.5×1	12	4.08	5,000	1,000	-	-	-	-	
直 3.8 間 26.4	6,805	55	能力 55	テンダーゲート 4.1×2.7×2	-	-	-	-	5.561	1.628	1,940.6	-	
22.5	7,400	390	190	自然越流	1.4	0.74	420	220	不特定 2.674	1.764	658.1	-	W=0.261m3/s 金山橋0.5m3/s
37.4	2,300	330.0	80.0	自然越流	-	-	-	-	-	-	-	-	
70	108	630		〃	8.35	1.72	12,400	2,500	-	-	-	-	
5.5	142	138.1	能力 138.1	〃	-	-	-	-	0.179	0.179	138	-	
23.2	9,100	250	50	〃	1.00	0.23	490	55			補水 585	-	W=0.390m3/s
162	41,420	1,200	360	クレストゲート 15.998×7.5×2	22	8.7	14,000	4,800	不特定		補水 12,000	-	
223	656	1,850		ローラーゲート 10×10.1×3門	45.0	10.06	20,000	4,100	-	-	-	-	
148	48,693	1,120		ローラーゲート 8.4×10.8×4門	29.7	7.91	63,800	15,900	-	-	-	-	
5.2	890	883		自然越流	9.16	1.82	3,000	320	-	-	-	-	
239.8	65,000	2,900	1,000	クレストゲート 8.1×12.8×2門 コンシエントゲート 4.9×4.9×2門	13.0	2.06	8,800	300	-	-	-	-	
736.76	2,078	3,000	3.00	ローラーゲート	30	16.8	5,200		-	-	-	-	
113.1	24,600	880	310	自然越流	13.00	1.37	6,300	0	-	-	-	m3/日 7,000	
27.6	1,780	470	370	〃	4.40	0.82	570	78	-	-	-	-	
31.6	5,700	330	120	〃	3.7	0.78	1,000	140	不特定 0.1503	0.1053	補水 32	-	N葉月橋 1.14m3/s

P=発電 A=かんがい F=治水 W=上水道 D=防災 I=工業用水 N=維持用水

番号	名 称	地 区 名	所 在 地	事 業 主 体	工 期	管 理 者
1	(太 田 川) 杉 沢	築 沢	米 沢 市 築 沢	県農林 (改)	S12	米沢市
2	(前 川 筋) 唐 沢	川 樋	南 陽 市 川 樋	不 明	S20～S39	川樋土地改良区
3	(蛭 沢 川 筋) 蛭 沢	蛭 沢	高 畠 町 安 久 津	県農林	S23 H16 (改)	米沢平野土地改良区
4	(小 白 川 筋) 古 室 堤	小 白 川	飯 豊 町 小 白 川	旧小白川土地改良区 現白川土地改良区	S20～S39	白川土地改良区
5	(思 川 筋) 沼 平 沼	畔 藤	白 鷹 町 畔 藤	白鷹町	S20～S39	白鷹町
6	(送 橋 川 筋) 長 谷 地 第 2		朝 日 町 水 本	不 明	不明	朝日町土地改良区
7	(思 川 筋) 松 沢	松 沢	上 山 市 細 谷	松沢耕地整理組合	T10	上山市土地改良区
8	(沢 上 川 筋) 烏 帽 子 沼	大 杉 向	山 辺 町 北 作	不 明	江戸時代以前	烏帽子沼水利組合
9	(最 上 川 筋) 大 和 沼	中 郷	寒 河 江 市 中 郷	県農林 (改)	H2～H7	寒河江川土地改良区
10	(") 前 田	深 沢	大 江 町 三 郷	大江町土地改良区	S26	大江町土地改良区
11	(最上川大沢川) 藤 田	中 沢	大 江 町 富 沢	" 県農林 (改)	S27 H7～ (改)	"
12	(最 上 川 筋) 伏 熊	伏 熊	大 江 町 三 郷	伏熊水利組合	S20	伏熊水利組合
13	(月 布 川 筋) 滝 の 沢	滝 の 沢	大 江 町 本 郷	大江町土地改良区	S29	大江町土地改良区
14	(最上川筋楯山沢) 川 楯 山	(楯 山) 左 沢	大 江 町 左 沢	大江町	S25	大江町
15	(最上川筋滝の沢川) 平 田	沢 畑	河 北 町 谷 地	寒河江川土地改良区	S33	寒河江川土地改良区
16	(法 師 川) 引 竜 第 1	引 竜	河 北 町 岩 木	県農林	S59	"
17	(法 師 川 筋) 引 竜 第 2	引 竜	河 北 町 岩 木	県農林	S27 H14 (改)	"
18	(日 塔 川 筋) 一 の 沢	一 の 沢	東 根 市 一 の 沢	県農林	S39 H10 (改)	村山東根土地改良区
19	(湯 の 入 川) 院 内	院 内	村 山 市 湯 野 沢	県農林 (改)	H9～ (改)	村山市西部土地改良区

覧 表 （ 普 通 河 川 内 ）

H=15.0m以上

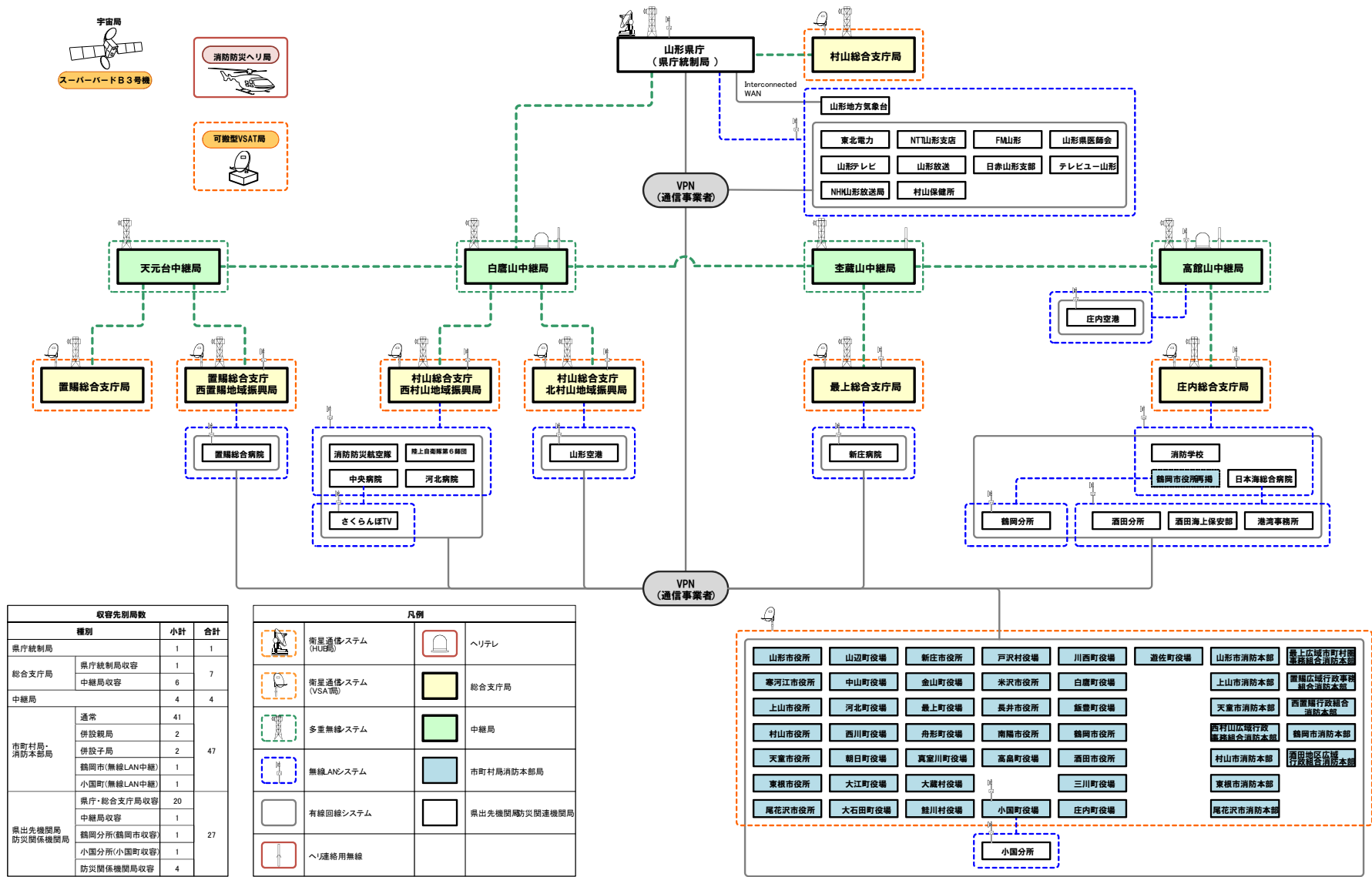
目的	受益面積 ha	型式	貯水量 (m3)	堤 高 (m)	堤 長 (m)	現 況	5 万 分 の 1 地 図 名	備 考
A	3,200	E	460,000	22.5	116.5	使用中	米 沢	
A	99	E	62,000	16.5	109.2	〃	赤 湯	
A	1,400	E	2,075,000	23.5	190	〃	赤 湯	
A	102	E	48,900	16	64	〃	手 の 子	
A	50	E	27,220	18	40	〃	赤 湯	
A	40	E	29,000	15.6	65.5	〃	荒 砥	
A	43	E	339,000	21	209	〃	上 山	
A	8	E	36,000	16.5	107	〃	荒 砥	
A	41.8	E	42,000	15.1	68	〃	左 沢	
A	30	E	37,000	15.2	53.5	〃	〃	
A	23	E	163,000	21.0	70	〃	〃	
A	45	E	148,000	17.5	96	〃	〃	
A	110	E	60,400	15	58.5	〃	〃	
A	12	E	22,800	18.6	86.0	〃	〃	
A	27	E	80,039	16.0	56.9	〃	楯 岡	
A	164	E	93,400	15.7	88	〃	〃	
A	164	E	331,800	25.3	122	〃	〃	
A	305	E	342,000	26.5	128	〃	〃	
A	55	E	48,000	15	100	〃	〃	

番号	名 称	地 区 名	所 在 地	事 業 主 体	工 期	管 理 者
20	(〃) 塔 の 沢	塔 の 沢	村 山 市 湯 野 沢	県農林(改)	S53～S63 (改)	村山市西部土地改良区
21	(千 座 川 筋) 白 石 山	マ ケ ザ	村 山 市 湯 野 沢	〃	S58～H3 (改)	〃
22	(樽 石 川 丁) 洗 馬 丁	樽 石	村 山 市 樽 石	〃	S55～H2 (改)	〃
23	(大 旦 川 筋) 幕 井 貯 水 池	幕 井	村 山 市 馬 場	村山市	不明	村山市
24	(最 上 川 筋) 小 山 ケ 沢 堤	小 山 ケ 沢	大 石 田 町 田 沢	旧横山村 県農林(改)	H4～H12	富並川伊蔵堰土地改良区
25	(網 木 川) 鶴 沢	鶴 沢	尾 花 沢 市 鶴 子	鶴子六沢耕地整理組合	S3	鶴子六沢土地改良区
26	(小 以 良 川) 小 以 良 川	小 以 良 川	新 庄 市 萩 野	泉田川土地改良区 県農林(改)	S59～H11	泉田川土地改良区
27	(新 田 川 筋) 堤 沢	休 場	新 庄 市 鳥 越	新田川土地改良区	S52	新庄土地改良区
28	(荒瀬川大平沢筋) 堂 見 沢	大 平 沢	酒 田 市 下 青 沢	日向川土地改良区	S4	日向川土地改良区
29	(竹 田 川 筋) ド コ 堤	松 嶺	酒 田 市 朴 木 沢	不 明	不明	ドコ沼水利組合
30	(〃) オ ド ヤ 堤	〃	酒 田 市 総 光 寺 沢	〃	〃	オドヤ堤水利組合

目的	受益面積 ha	型式	貯水量 (m ³)	堤 高 (m)	堤 長 (m)	現 況	5 万 分 の 1 地 図 名	備 考
A	90	E	67,000	18	90	使用中	楯 岡	
A	75	E	46,000	15.9	88	〃	〃	
A	278.6	E	112,400	20.5	91.5	〃	尾 花 沢	
A	56	E	82,000	19.2	140	〃	楯 岡	
A	60	E	355,800	17.5	157.3	使用中	楯 岡	
A	0	E	360,000	17	145	〃	〃	
A	134	E	358,000	21.9	67	〃	新 庄	
A	150	E	552,000	17	137	〃	〃	
A	2,985	R	300,000	19.5	145	〃	大 沢	
A	2	E	22,000	15	43	〃	酒 田	
A	2	E	18,000	15	21	〃	〃	

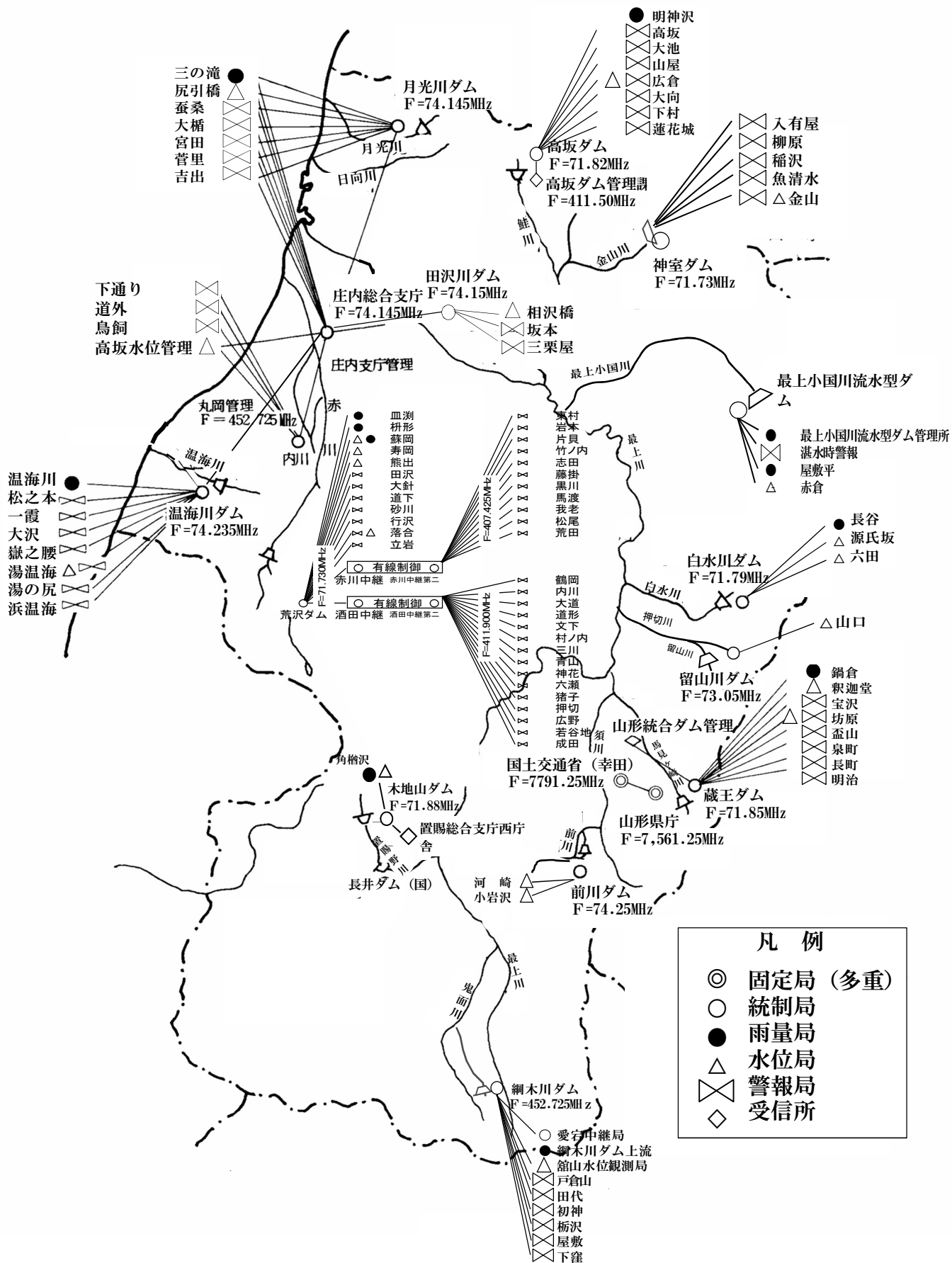
山形県防災行政通信ネットワーク回線構成図

令和7年1月現在



19 水防無線

山形県水防無線回線系統図





水防無線局数調査書

令和6年12月

本庁公所別		無線局数	無線局局種	摘 要	
県庁河川課		1 局	固定局 1	① 対国土交通省及び消防庁（多重無線設備）	
置賜総合支庁	河川砂防課	18 局	固定局 18 うち、中継局 1	① テレメーター局 固定局 17 ② 監視局 "	1
	綱木川ダム 管理所	10 局	固定局 10	① 親局 固定局 2 ② 水位テレメーター局 " ③ 放流警報局 " ④ 雨量テレメーター局 "	1 6 1
置賜総合支庁西 置賜	河川砂防課	6 局	固定局 6 うち、中継局 1	① 親局 固定局 1 ② 監視局 " ③ テレメーター局 "	1 1 4
	木地山ダム管理所	6 局	固定局 3 うち、中継局 1 基地局 1 陸上移動局 2	① 親局 固定局 1 ② テレメーター局 "	1 2
村山総合支庁河川砂防課		34 局	固定局 34 うち、中継局 5	① テレメーター局 固定局 28 ② 監視局 "	1
村山総合支庁 山形統合ダム 管理課	山形統合ダム管理課	4 局	固定局 4	① 親局 固定局 4	
	蔵王ダム 管理所	11 局	固定局 9 基地局 1 陸上移動局 1	① 親局 固定局 1 ② 水位テレメーター局 " ③ 雨量テレメーター局 " ④ 放流警報局 " ⑤ 放流警報水位局 "	1 1 1 5 1
	前川ダム 管理所	6 局	固定局 4 基地局 1 陸上移動局 1	① 親局 固定局 1 ② 水位テレメーター局 " ③ 中継局 "	2 1
	白水川ダム 管理所	7 局	固定局 5 基地局 1 陸上移動局 1	① 親局 固定局 1 ② 水位テレメーター局 " ③ 雨量テレメーター局 " ④ 中継局 "	2 1 1
	留山川ダム 管理所	4 局	固定局 3	① 親局 固定局 1 ② 水位テレメーター局 " ③ 中継局 "	1 1 1
村山総合支庁西村山河川砂防課		10 局	固定局 10 うち、中継局 2	① テレメーター局 固定局 7 ② 監視局 "	1
村山総合支庁北村山河川砂防課		21 局	固定局 21 うち、中継局 1	① テレメーター局 固定局 19 ② 監視局 "	1
最上総合支庁	河川砂防課	23 局	固定局 23 うち、中継局 4	① テレメーター局 固定局 18 ② 監視局 "	1
	神室ダム 管理所	8 局	固定局 6 基地局 1 陸上移動局 1	① 親局 固定局 1 ② 放流警報水位局 " ③ 放流警報局 "	1 1 4
	最上小国川 流水型ダム 管理所	4 局	固定局 4	① 親局 固定局 1 ② 水位テレメーター局 " ③ 雨量テレメーター局 " ④ 放流警報局 "	1 1 1 1
	高坂ダム管理課	12 局	固定局 10 基地局 1 陸上移動局 1	① 親局 固定局 1 ② 放流警報水位 " ③ 雨量テレメーター局 " ④ 放流警報局 " ⑤ 監視局 "	1 1 1 6 1
庄内総合支庁	河川砂防課	50 局	固定局 50 うち、中継局 6	① テレメーター局 固定局 43 ② 監視局 "	1
	月光川ダム 管理所	16 局	固定局 9 基地局 2 陸上移動局 5	① 親局 固定局 (1) 1 ② 水位テレメーター局 " (2) 2 ③ 雨量テレメーター局 " 2 ④ 放流警報局 " 4 () はうち水防警報施設数である	
	田沢川ダム 管理所	9 局	固定局 5 基地局 1 陸上移動局 3	① 親局 固定局 1 ② 水位テレメーター局 " ③ 放流警報局 " ④ 監視局 "	1 2 1
	丸岡管理	5 局	固定局 5	① 親局 固定局 1 ② 水位テレメーター局 " ③ 警報局 " ④ 監視局 "	1 1 3 1
	温海川ダム 管理所	11 局	固定局 9 基地局 1 陸上移動局 1	① 親局 固定局 1 ② 放流警報水位局 " ③ 雨量テレメーター局 " ④ 放流警報局 "	1 1 1 6
	荒沢ダム管理課	48 局	固定局 45 基地局 1 陸上移動局 2	① 親局 固定局 2 ② 水位テレメーター局 " ③ 雨量テレメーター局 " ④ 放流警報局 " ⑤ 中継局 "	3 2 34 4
計		324 局			

20 山形県有水防資器材の取扱要領

昭和 53 年 2 月 22 日河第 1470 号
土 木 部 長 通 知

(目 的)

第 1 条 この要領は県有の水防用資材及び器具(以下「資器材」という。)の管理並びに水防管理団体への資器材の、供与、貸与当に関し必要な事項を定めるものとする。

(管 理)

第 2 条 各建設事務所長(以下「事務所長」という。)は資器材を常に緊急緒に即応できるよう点検整備しておかなければならない。

2 前項の資器材は県有水防倉庫若しくは建設事務所倉庫等に保管しなければならない。

(供与、貸与の原則)

第 3 条 事務所長は次の各号に該当する場合において、関係水防管理団体から資器材の供与等の要請があり、かつその必要を認めたときは、資器材を供与又は貸与することができる。

ただし、器具については、貸与のみとする。

(1) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 16 条による水防警報が発令され水防管理団体の備蓄資器材に不足が生じたとき。

(2) その他水害が予想される緊急事態が生じ水防管理団体の備蓄資器材に不足が生じたとき。

2 前項の資材(器材を除く。)を供与または、貸与できる場合は次のとおり

(1) 水防資材を無償で供与できる場合

水防管理団体等の実施する水防活動区域が国及び県管理の 1 級河川、2 級河川及び海岸保全区域内海岸等の場合とする。

(2) 水防資材を貸与できる場合

水防管理団体等の実施する水防活動区域が上記(1)以外の場合

3 事務所長は前項の規定により資器材の供与等をしたときは当該水防管理団体の受領書(または借用書)を徴しておかなければならない。

(受け払いの確認)

第 4 条 事務所長は、資器材に受け払いが生じたときは水防資器材受払簿を作成し、確認しておかなければならない。

(報 告)

第 5 条 事務所長は第 4 条による受け払いが生じたときは土木部長に報告しなければならない。

(管轄外への適用)

第 6 条 事務所長は山形県行政機関の設置等に関する条例(昭和 44 年 3 月 5 日山形県条例第 2 号)第 8 条に掲げる、管轄区域以外の関係水防管理団体へ資器材の供与及び貸与をすることができる。

附 則

この要領は昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

部 長 (又は次長)	次 長	河川砂防 課 長	担当係長	担 当 者	倉 庫 番

水 防 資 材 受 預 証

下記のとおり受領しました。

1 水 防 資 材

資 材 名	規 格	数 量	摘 要

2 使 用 場 所

郡 市 町 大字 字 川 左 岸 m

平成 年 月 日

市 町 課 職 名

総合支庁建設部長 氏 名
総合支庁建設部次長 殿

㊟

平成 年 月 日 返納

返納確認者	
-------	--

部 長 (又は次長)	次 長	河川砂防 課 長	担当係長	担 当 者	倉 庫 番

水防器材借用証（返納証）

1 借 用 器 材

器 材 名	規 格	数 量	摘 要

2 使 用 場 所

郡 市 町 大字 字 川 左 右 岸

平成 年 月 日

市 町 課 職 名

総合支庁建設部長 氏 名
総合支庁建設部次長 殿

㊞

平成 年 月 日 返納
返納者 職 名 氏 名

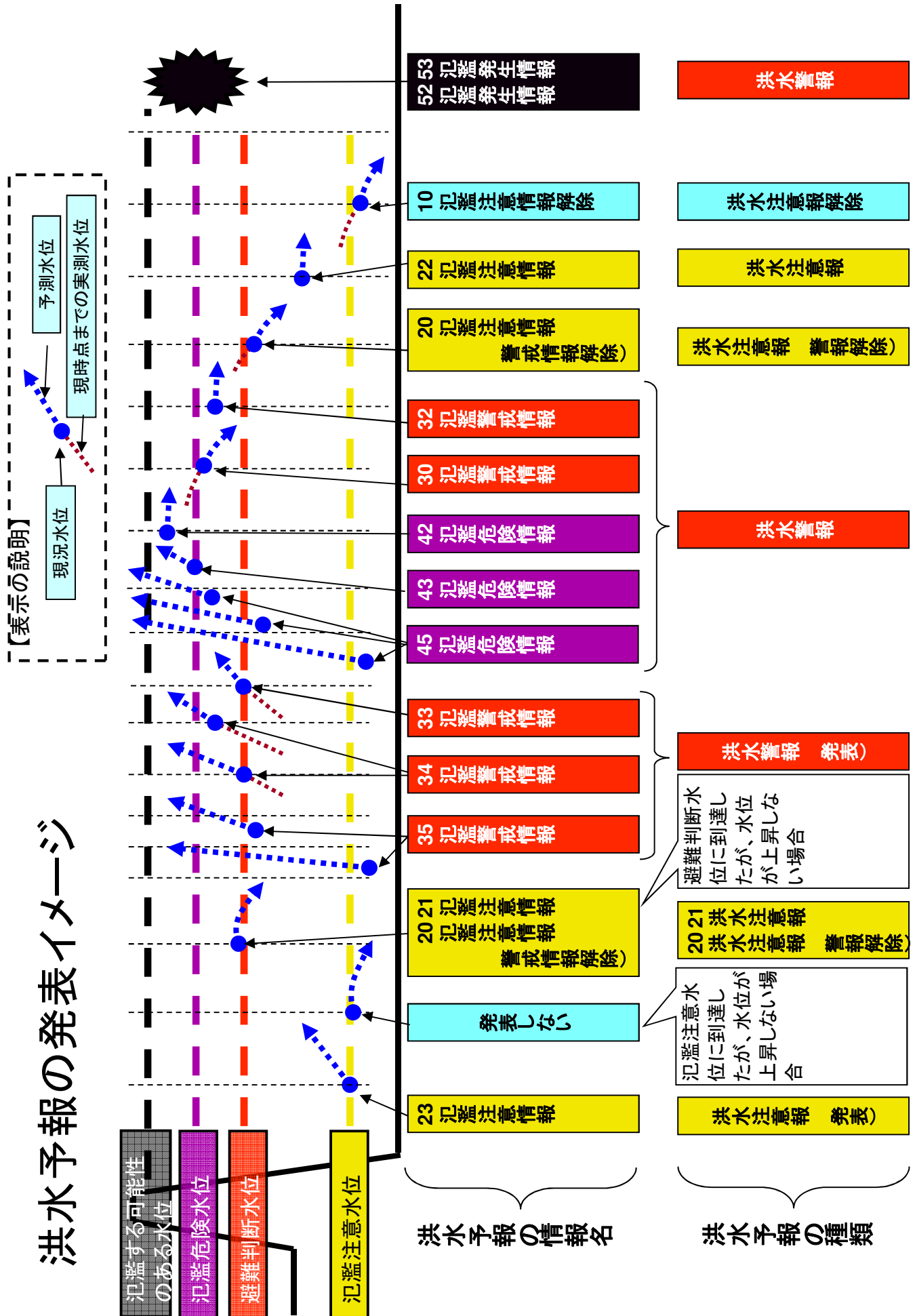
返納確認者	
-------	--

資材名

受 払 簿

購入及び払出 年 月 日	受 入 状 況				受入数量 累 計	払 出 状 況			差引残高
	数 量	単 価	金 額	購 入 先		数 量	払 出 先	使 用 状 況	

2 1 洪水予報、特別警戒水位情報、水防警報伝達文



正規

〇〇川氾濫注意情報解除

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 注 意 報 告 解 除
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇総合支庁 〇〇河川砂防課・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫注意水位を下回る

(主文)

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、「氾濫注意水位」を下回りました。

〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、「氾濫注意水位」を下回りました。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫注意情報解除			
新着・更新	新着・更新	更新	更新
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当		
	現況水位		
	予測水位		
更新	〇〇市		-
更新	△△市		
更新	〇〇町	-	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数值は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

現在、雨はやんでいます。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	—	—	—	—	—	—
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	—	—	—	—	—	—
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

☐ 雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：山形県 ○○総合支庁○○河川砂防課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇〇〇^{かわ}川氾濫注意情報（警戒情報解除） （警戒レベル2相当情報）

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 注 意 報 （ 警 報 解 除 ）
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇^{そうごうしちやう}総合支庁〇〇^{かせん さばう か}河川砂防課・〇〇^{ちばう きしやう だい}地方気象台 共同発表

（見出し）

〇〇川では、 氾濫注意水位を上回る水位が続く見込み

（主文）

【警戒レベル2相当に引下げ】〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、「氾濫注意水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当に引下げ】〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、「氾濫注意水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

（警戒レベル相当情報早見表）

〇〇川氾濫注意情報（警戒情報解除）（警戒レベル2相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	更新
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	2	2
	現況水位	2 （レベル2水位超過）	2 （レベル2水位超過）
	予測水位		
更新	〇〇市	2	—
更新	△△市	2	2
更新	〇〇町	—	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamiho>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

（雨量）

現在、雨は小降りになりました。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

		00日						
基準観測所	水位 (m)	00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
△△ （△△市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

☐ 雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：山形県 ○○総合支庁○○河川砂防課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇〇〇^{かわ}川氾濫注意情報（警戒情報解除） （警戒レベル2相当情報）

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 注 意 報 （ 警 報 解 除 ）
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇^{そうごうしちやう}総合支庁〇〇^{かせん さばう か}河川砂防課・〇〇^{ちほう きしやう だい}地方気象台 共同発表

（見出し）

〇〇川では、避難判断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み

（主文）

【警戒レベル2相当に引下げ】〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、「氾濫注意水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

（警戒レベル相当情報早見表）

〇〇川氾濫注意情報（警戒情報解除）（警戒レベル2相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	2	2
	現況水位	3 （レベル3水位超過）	2 （レベル2水位超過）
	予測水位		
更新	〇〇市	2	-
更新	△△市	2	2
	〇〇町	-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

（雨量）

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
△△ （△△市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所		△△ 水位観測所	
	〇〇市		△△市	
受け持ち区間	〇〇川		〇〇川	
	左岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸	△△市△△地区から△△地区まで
	右岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸	△△市△△地区から△△地区まで

☐ 雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：山形県 ○○総合支庁○○河川砂防課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇〇〇^{かわ}川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 注 意 報
 令和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇^{そうごうしちやう}総合支庁 〇〇^{かせん さばう か}河川砂防課 ・ 〇〇^{ちばう きしやう だい}地方气象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、避難判断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み

(主文)

【警戒レベル2相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫注意情報(警戒レベル2相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	2	2
	現況水位	3 (レベル3水位超過)	2 (レベル2水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	2	-
更新	△△市	2	2
	〇〇町	-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
〇〇 （〇〇市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル 2 相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

☐雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：山形県 ○○総合支庁○○河川砂防課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇川^{〇〇〇〇 かわ}氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 注 意 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇^{そうごうしちやう}総合支庁 〇〇^{かせん さぼう か}河川砂防課・〇〇^{ちほう きしやう だい}地方气象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、当分の間、氾濫注意水位付近の水位が続く見込み
(主文)

【警戒レベル2相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫注意情報(警戒レベル2相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	2	2
	現況水位	2 (レベル2水位超過)	2 (レベル2水位超過)
	予測水位		
	〇〇市	2	-
	△△市	2	2
	〇〇町	-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所		00日						
水位 (m)		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
△△ （△△市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

☐ 雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ

今後の雨（解析雨量、
降水短時間予報）



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：山形県 ○○総合支庁○○河川砂防課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇〇〇^{かわ}川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 注 意 報 (発 表)
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇^{そうごうしちよう}総合支庁〇〇^{かせん さぼう か}河川砂防課・〇〇^{ちほう きしやう だい}地方气象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫注意情報(警戒レベル2相当情報)			
新着・更新	新着・更新	新着	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	2	
	現況水位	2 (レベル2水位超過)	
	予測水位		
新着	〇〇市	2	-
新着	△△市	2	
	〇〇町	-	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在						
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在						
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区からから〇〇〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区からから〇〇〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区からから△△△地区まで 左岸 △△市△△地区からから△△△地区まで	

☐雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：山形県 ○○総合支庁○○河川砂防課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)

〇 〇 川 洪水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇総合支庁 〇〇河川砂防課・〇〇地方气象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、避難判断水位を上回る水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル3相当に引下げ】高齢者等避難の発令の目安に引下げます。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、「避難判断水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	3	
	現況水位	3 (レベル3水位超過)	
	予測水位		
更新	〇〇市	3	-
更新	△△市	3	
	〇〇町	-	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在 X.XX						
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

☐雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：山形県 ○○総合支庁○○河川砂防課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇〇〇^{かわ}川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇^{そうごうしちやう}総合支庁〇〇^{かせん さばう か}河川砂防課・〇〇^{ちばう きしやう だい}地方气象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、当分の間、避難判断水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）			
新 着 ・ 更 新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	3	2
	現況水位	3 (レベル3水位超過)	2 (レベル2水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	3	—
更新	△△市	3	2
	〇〇町	—	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?kev=havamiho>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

		00日						
基準観測所	水位 (m)	00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル3相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
△△ （△△市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

☐ 雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：山形県 ○○総合支庁○○河川砂防課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇〇〇 かわ 〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報 (発 表)
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇総合支庁〇〇河川砂防課・〇〇地方气象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	3	2
	現況水位	3 (レベル3水位超過)	2 (レベル2水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	3	-
更新	△△市	3	2
	〇〇町	-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?kev=havamiho>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

☐雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XX
--------------------	---

☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XX
---------------	---

☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：山形県 ○○総合支庁○○河川砂防課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇〇〇^{かわ}川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報 (発 表)
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇^{そうごうしちやう}総合支庁〇〇^{かせん さばう か}河川砂防課・〇〇^{ちばう きしやう だい}地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	新着
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	3	2
	現況水位	3 (レベル3水位超過)	2 (レベル2水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	3	-
更新	△△市	3	2
新着	〇〇町	-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
〇〇 （〇〇市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
△△ （△△市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

☐雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XX
--------------------	---

☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XX
---------------	---

☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XX
------	---



イメージ

今後の雨（解析雨量、
降水短時間予報）



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：山形県 ○○総合支庁○○河川砂防課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報 (発 表)
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇総合支庁〇〇河川砂防課・〇〇地方气象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	新着
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	3	2
	現況水位	2 (レベル2水位超過)	2 (レベル2水位超過)
	予測水位	(6時間後までにレベル4水位超過)	
更新	〇〇市	3	-
更新	△△市	3	2
新着	〇〇町	-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在						
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル3相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在						
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇	△△	
	水位観測所	水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで	
	右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

☐雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：山形県 ○○総合支庁○○河川砂防課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

〇〇〇〇 かわ 〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
そうごうしちやう かせん さぼう か ちほう きしやう だい
 〇〇総合支庁〇〇河川砂防課・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	4	3
	現況水位	4 (レベル4水位超過)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	4	-
更新	△△市	4	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

		〇〇日						
基準観測所	水位（m）	00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル4相当								
〇〇 （〇〇市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
△△ （△△市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 右岸 △△市△△地区から△△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：山形県 ○○総合支庁○○河川砂防課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇川^{〇〇〇〇 かわ}氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇^{そうごうしちやう}総合支庁 〇〇^{かせん さぼう か}河川砂防課・〇〇^{ちほう きしやう だい}地方气象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	4	3
	現況水位	4 (レベル4水位超過)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	4	-
更新	△△市	4	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

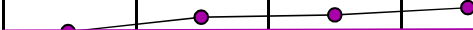
(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル4相当								
〇〇 （〇〇市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

☐雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XX
--------------------	---

☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XX
---------------	---

☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：山形県 ○○総合支庁○○河川砂防課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇〇〇 かわ 〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇総合支庁〇〇河川砂防課・〇〇地方气象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、急激な水位の上昇により、氾濫のおそれあり

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、急激な水位の上昇により、今後、「氾濫危険水位」を超過する見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	4	3
	現況水位	3 (レベル3水位超過)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位	4 (3時間後までに氾濫発生のおそれ)	
更新	〇〇市	4	-
更新	△△市	4	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所		水位 (m)		00日				
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル4相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
△△ （△△市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

☐ 雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XX
---------------------	---

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XX
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

☐ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：山形県 ○○総合支庁○○河川砂防課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇〇〇 かわ 〇〇川氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇総合支庁 〇〇河川砂防課・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、決壊による氾濫が発生中
 氾濫発生箇所：〇〇川〇〇市〇〇地区（右岸）

(主文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地区（右岸）付近より氾濫しています。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	更新
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	5	3
	現況水位	5 (氾濫の確認)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位		
	〇〇市	5	-
	△△市	5	3
更新	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。	5	警戒レベル5相当
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]	4	警戒レベル4相当
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo	3	警戒レベル3相当
	2	警戒レベル2相当
		警戒レベル2未満

(氾濫による浸水が想定される地区)

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
〇〇市〇〇地区（右岸）	■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区）

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル5相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
△△ （△△市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

☐雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
--------------------	---

☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナヒ

問い合わせ先

水位関係：山形県 ○○総合支庁○○河川砂防課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇川^{〇〇〇〇 かわ}氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇総合支庁^{そうごうしちよう} 〇〇河川砂防課^{かせん さぼう か}・ 〇〇地方气象台^{ちほう きしやう だい} 共同発表

(見出し)

〇〇川では、決壊による氾濫が発生
 氾濫発生箇所：〇〇川〇〇市〇〇地区（右岸）

(主文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地区（右岸）付近において堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川 の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	5	3
	現況水位	5 (氾濫の確認)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	5	-
更新	△△市	5	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamiho>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(氾濫による浸水が想定される地区)

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
〇〇市〇〇地区（右岸）	■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区）

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
 この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル5相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
△△ （△△市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

☐雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XX
--------------------	---

☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XX
---------------	---

☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナヒ

問い合わせ先

水位関係：山形県 ○○総合支庁○○河川砂防課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
山形県 総合支庁 河川砂防課		機関名		機関名		機関名

正 規

川 氾濫警戒情報

令和 年 月 日 時 分
山 形 県
(第 号)

【主文】

【警戒レベル3相当情報[洪水]】

川の 水位観測所 (市) では、 日 時 分頃
に、高齢者等避難の発令の目安となる
避難判断水位 (m) に到達しました。

市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(参考)

川 水位観測所 (市)
(受け持ち区間は から)

氾濫危険水位
(相当換算水位)

m

水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位
いつ氾濫してもおかしくない状態
避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

避難判断水位

m

避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

氾濫注意水位

m

氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
山形県 総合支庁：電話

山形県県土整備部：電話023-630-2611

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	
川の水位情報	パソコン、スマホから	
	https://k.river.go.jp/	
山形県 河川・砂防情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.kasen.pref.yamagata.jp/	山形県河川砂防情報 で検索

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
山形県 総合支庁 河川砂防課		機関名		機関名		機関名

正 規

川 氾濫危険情報

令和 年 月 日 時 分
山 形 県
(第 号)

【主文】

【警戒レベル4相当情報[洪水]】

川の 水位観測所 (市) では、 日 時 分頃
に、避難指示の発令の目安となる

氾濫危険水位 (m) に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(参考)

川 水位観測所 (市)
(受け持ち区間は から)

氾濫危険水位
(相当換算水位)

m

水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位
いつ氾濫してもおかしくない状態
避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

避難判断水位

m

避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

氾濫注意水位

m

氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
山形県 総合支庁：電話

山形県県土整備部：電話023-630-2611

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	
川の水位情報	パソコン、スマホから	
	https://k.river.go.jp/	
山形県 河川・砂防情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.kasen.pref.yamagata.jp/	山形県河川砂防情報 で検索

水 防 警 報 ()

発表河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	△△	第0号

令和 年 月 時 分 事務所 発表

【現 況】

〇〇川の△△水位観測所(〇〇市〇〇)の水位は、
〇〇日〇〇時〇〇分現在〇〇. 〇〇mです。

△△水位観測所の水位は、(水防団待機水位、氾濫注意水位、
氾濫危険水位)(に達し、を超え、を下回り)
(上昇しています。横ばい状態です。下降しています。)

または

△△水位観測所の水位は、(水防団待機水位、氾濫注意水位、
氾濫危険水位)
(を上回る見込みです。程度の見込みです。を下回る見込み
です。)

【被災状況】

(自由に記入)

【発 表】

水防機関は出動してください。水防警報を解除します。

【特 記】

(自由に記入)

〇〇河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除

(参考)

〇〇川△△水位観測所(〇〇市〇〇)
(受持ち区間は 左岸:〇〇〇から△△△、右岸:□□□から×××)

問い合わせ先

〇〇〇課 電話:000-000-0000(内線〇〇〇)

(参考)

△△(〇〇市〇〇)

計画高水位 : 〇〇〇m
氾濫危険水位 : 〇〇〇m
避難判断水位 : 〇〇〇m
氾濫注意水位 : 〇〇〇m
水防団待機水位 : 〇〇〇m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://iriver.go.jp/
山形県河川砂防情報システム	パソコンから	携帯電話から
	http://www.kasen.pref.yamagata.jp/	http://www.kasen.pref.yamagata.jp/mobile/

による河川・海岸の緊急点検・応急復旧状況(総括表)

県土整備部 河川課	第	報
-----------	---	---

総括責任者:

月 日 時 分 現在

連絡責任者:

県土整備部河川課の 体制	体制	:	体制	:	体制	:	切替	職員参集状 況(人)	人
	体制	:	体制	:	体制	:	解除		

1 県の管理区間

状況 所属			現在の 防災体制	緊急点検状況(パトロール)									被害状況							応急復旧箇所		
				開始時刻 解除時刻	班数	点検予定河川・海岸			点検完了			洪水による災害(水災)					施設被害			上段:必要箇所、下段完了箇所		
						河川数	〃箇所数	海岸	河川数	〃箇所数	海岸	破堤	越水	内水	その他	計	河川数	〃箇所数	海岸	河川数	〃箇所数	海岸
総合支庁	村山	河川砂防課	体制																			
		西村山河川砂防課	体制																			
		北村山河川砂防課	体制																			
	最上	河川砂防課	体制																			
	置賜	河川砂防課	体制																			
		西置賜河川砂防課	体制																			
	庄内	河川砂防課	体制																			
計																						

2 国の管理区間

状況 所属	防災(水防)体制		概 況	被 害 状 況									応急復旧箇所		
	体制	時刻		洪水による災害(水災)					施設被害			上段:必要箇所、下段完了箇所			
				破堤	越水	内水	その他	計	河川数	〃箇所数	海岸	河川数	〃箇所数	海岸	
山形河川国道事務所	体制														
新庄河川事務所	体制														
酒田河川国道事務所	体制														
計			322												

による《河川・海岸・砂防等》被害・応急対策報告

総合支庁

河川砂防課

第

報

年 月 日 時 分現在

水防体制	総括責任者		連絡責任者		職員参集人数	人
	点検（パトロール）体制	月	日	時 分	班編成で	に出発 時 分に終了
	民間業務協定業者	社の内 社の出動を確認				

水防体制の切替・解除	月	日	時	分	体 制
	月	日	時	分	体 制（切替・解除）
	月	日	時	分	体 制（切替・解除）

点検状況	緊急点検予定箇所	河川数・箇所数	海 岸	砂 防	地すべり	急傾斜地	雪 崩
		河川・ 箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
	上記の内 点検完了箇所	河川・ 箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
	特記事項						

被害状況	災害状況 (周辺の被害状況)		箇所数（箇所）	具体的な河川・箇所名				摘 要（詳細は別紙 のとおり）					
		破堤											
		越水・溢水											
		内水											
		その他											
	計												
	施設等被災箇所		河川数・箇所数		海 岸		砂 防		地すべり		急傾斜地		雪 崩
河川・ 箇所			箇所		箇所		箇所		箇所		箇所		

ホ ッ 施 施 状 状 ラ ラ イ イ ン	市町村	第1報実施日時	実施回数	河川名	備考

※ 水防活動状況については、水防様式－2によること。

22 水防関係機関電話番号表

「注」()は勤務時間外電話

機 関 名		所 在 地	NTT電話		NTT FAX	防災行政 通信電話	備考
			局番	番 号			
(県関係)							
県庁 (水防本部)							
河川課 砂防・災害対策課 道路整備課 道路保全課 空港港湾課 下水道課 管理課 防災くらし安心部 防災危機管理課		山形市松波二丁目8-1	023	630-2615	625-3866	6800-1330	
				630-2635	625-3866	6800-1331	
				630-2156	630-2603	6800-1320	
				630-2610		6800-1321	
				630-2401	630-2664	6800-1301	
				630-2590	624-4755	6800-1310	
				630-3138	630-2573	6800-1300	
				630-2231	633-4711	6800-1202	
						6800-1203 6800-1204	
県 (総合支庁)							
村 山	河川砂防課	山形市鉄砲町二丁目19-68	023	621-8229	623-5532	6810-133	
	山形統合ダム管理課	山形市小白川町四丁目10-7	023	631-3526	625-3240		
	蔵王ダム管理所	山形市大字上宝沢字葉の木沢	023	629-2004	629-2315		
	前川ダム管理所	上山市川口字忠川山1439	023	673-3331	673-3331		
	白水川ダム管理所	東根市大字泉郷元後沢字上山3254	0237	44-1625	44-1625		
	留山川ダム管理所	天童市大字山口字薪山4250-114	023	657-3680	657-3695		
	西村山河川砂防課	寒河江市大字西根字石川西355	0237	86-8162	86-1944	6820-133	
	北村山河川砂防課	村山市楯岡笛田四丁目5-1	0237	47-8677	55-4011	6830-133	
最 上	河川砂防課	新庄市金沢字大道上2034	0233	29-1409	23-2950	6840-833	
	神室ダム管理所	金山町大字有屋字神室山	0233	52-7078	52-7077		
	最上小国川流水型ダム管理所	最上郡最上町大字富澤菅ノ平3784-1	0233	45-2002	45-2002		
	高坂ダム管理課	真室川町大字差首鍋2035	0233	63-2344	63-2548		
置 賜	河川砂防課	米沢市金池七丁目1-50	0238	26-6085	24-1475	6850-133	
	綱木川ダム管理所	米沢市大字築沢字糸畔向6984-78	0238	39-4070	39-4071		
	西置賜河川砂防課	長井市高野町二丁目3-1	0238	88-8232	83-3188	6860-133	
	木地山ダム管理所	長井市寺泉字桶沢4297	0238	88-2332	88-2333		
	小国分所	小国町大字小国小坂町字光岳寺前426-50	0238	62-2153	62-4657	6800-8060	
庄 内	河川砂防課	三川町大字横山字袖東19-1	0235	66-2129	66-2724	6870-133	
	月光川ダム管理所	遊佐町大字吉出字金俣1003	0234	72-3328	72-3328		
	温海川ダム管理所	鶴岡市一霞字布滝56-29	235	43-4009	33-8864		
	田沢川ダム管理所	酒田市山元字奥山110	0234	54-2048	54-2048		
	荒沢ダム管理課	鶴岡市荒沢字狩竈145	0235	55-2021	55-2022		
	港湾事務所	酒田市船場町二丁目5-15	0234	26-5633	22-5216	6800-8100	
県 (企業局)							
県庁水道事業課		山形市松波二丁目8-1	023	630-2345	630-2741		
鶴岡電気水道事務所		鶴岡市行沢字上野166	0235	58-1230	58-1228		
最上電気水道事務所		最上郡金山町大字上台字荒屋山1241-3	0233	52-3809	52-2392		
(国土交通省関係)							
山形河川国道事務所		山形市成沢西4-3-55	023	688-8421	688-8438		
新庄河川事務所		新庄市小田島町5-55	0233	22-0251	23-7351		
酒田河川国道事務所		酒田市上安町一丁目2-1	0234	27-3331	27-3040		
最上川ダム統合管理事務所		西川町大字砂子関158	0237	75-2311	75-2048		
白川ダム管理支所		飯豊町大字高峰字栗梨沢4215	0238	75-2131	75-2635		
長井ダム管理支所		長井市平野字北脇ノ沢4164-9	0238	88-5741	88-5743		
月山ダム管理所		鶴岡市上名川字東山8-112	0235	54-6711	54-6710		
飯豊山系砂防事務所		小国町大字小国小坂町3-48	0238	62-2566	62-2613		
羽越河川国道事務所		新潟県村上市藤沢27-1	0254	62-6038	62-1412		
横川ダム管理支所		小国町大字綱木箱口736	0238	65-2363	65-2364		
(気象庁関係)							
山形地方気象台		山形市緑町一丁目5-77	023	622-0632	633-0620	6800-8220	
(警察関係)							
山形警察本部		山形市松波二丁目8-1	023	626-0110			
警備部警備第二課		山形市松波二丁目8-1	023	626-0110 (内線5792)	630-2942	6800-2942	
(自衛隊関係)							
陸上自衛隊第6師団司令部							
第3部防衛班		東根市神町南3-1-1	0237	48-1151 (内線 5075/5076)	47-1784	6800-8211 (6800-8210)	

(主)水防の主担当

「注」()は勤務時間外電話

機 関 名	水防および危機管理部署名	NTT電話		NTT FAX	防災行政 通信電話	所 在 地	備 考
		局番	番 号				
(市町村・水害予防組合関係)							
山形市役所	河川整備課(主)	023	641-1212	624-8893	7700-507	山形市旅籠町2丁目3-25	東南村山支部
	防災対策課			624-8847	7700-101		
上山市役所	建設課	023	672-1111	672-1112	7701-421	上山市河崎一丁目1-10	〃
	庶務課危機管理室(主)						
天童市役所	建設課(主)	023	654-1111	653-0714	7702-414	天童市老野森1丁目1-1	〃
	危機管理室			653-0704	7702-452		
山辺町役場	防災対策課	023	667-1111	667-1112	7703-101	山辺町緑ヶ丘5	〃
中山町役場	総務広報課	023	662-2111	662-5176	7704-103	中山町大字長崎120	〃
寒河江市役所	防災危機管理課	0237	86-2111	86-7220	7705-904	寒河江市中央一丁目9-45	西村山支部
河北町役場	防災危機管理課	0237	73-2111 (85-0727)	72-7333	7706-401	河北町谷地戊81	〃
大江町役場	総務課 (建設水道課)	0237	62-2111 (62-2116)	62-4736	7709-901	大江町左沢882-1	〃
朝日町役場	総務課 (建設水道課)	0237	67-2111 (67-2115)	67-2117	7708-104	朝日町宮宿1115	〃
西川町役場	総務課 (建設水道課)	0237	74-2111 (74-2116)	74-2601	7707-901	西川町海味510	〃
村山市役所	建設課(主)	0237	55-2111	55-6472	7710-903	村山市中央1丁目3-6	北村山支部
	総務課			55-6443	7710-901		
東根市役所	建設課	0237	42-1111	43-2413	7711-905	東根市中央一丁目1-1	〃
	危機管理室(主)				7711-901		
尾花沢市役所	防災危機管理課	0237	22-1111	22-1239	7712-901	尾花沢市若葉町1丁目2-3	〃
大石田町役場	総務課	0237	35-2111	35-2118	7713-901	大石田町緑町1番地	〃
新庄市役所	環境課地域防災室	0233	22-2111	23-6112	7714-901	新庄市沖の町10-37	最上支部
真室川町役場	総務課	0233	62-2111	62-2731	7718-101	真室川町大字新町124-4	〃
最上町役場	建設課	0233	43-2111	43-2345	7716-504	最上町大字向町644	〃
	総務課危機管理室(主)				7716-503		
舟形町役場	住民税務課	0233	32-0155 (32-2111)	32-2117	7717-101	舟形町舟形263	〃
金山町役場	町民税務課	0233	52-2111	52-2004	7715-101	金山町大字金山324-1	〃
戸沢村役場	総務課危機管理室	0233	32-0125 (72-2111)	72-2116	7721-101	戸沢村大字古口270	〃
大蔵村役場	危機管理室	0233	75-2111	75-2231	7719-503	大蔵村大字清水2528	〃
鮭川村役場	住民税務課危機管理室	0233	55-2111	55-3354	7720-901	鮭川村大字佐渡2003-7	〃
米沢市役所	防災危機管理課	0238	22-5111 (23-7550)	22-0498	7722-901	米沢市金池五丁目2-25	東南置賜支部
南陽市役所	総合防災課 (置賜広域南陽消防署)	0238	(代表)40-3211 (直通)40-0267 (43-3500)	40-3422	7723-101	南陽市三間通436-1	〃
高畠町役場	建設課	0238	52-1111	52-1543	7724-104	高畠町大字高畠436	〃
	総務課危機管理室(主)		(52-3744)				
川西町役場	安全安心課 (置賜広域川西消防署)	0238	42-2111 (42-6612)	42-2724	7725-901	川西町大字上小松1567	〃
長井市役所	総務課危機管理室 (西置賜消防本部)	0238	84-2111 (88-1212)	83-1070	7726-902	長井市栄町1-1	西置賜支部
白鷹町役場	総務課 (西置賜消防白鷹分署)	0238	85-2111 (85-5242)	85-2128	7728-101	白鷹町大字荒砥甲833	〃
小国町役場	町民課町民生活室 (西置賜消防小国分署)	0238	62-2111 (62-2154)	62-5482	7727-901	小国町大字小国小坂町2-70	〃
飯豊町役場	総務課防災管財室 (西置賜消防飯豊分署)	0238	87-0695 (72-2222)	72-3827	7729-501	飯豊町大字椿2888	〃
鶴岡市役所	防災安全課	0235	25-2111	23-7665	7730-801	鶴岡市馬場町9-25	庄内支部
鶴岡市藤島庁舎	総務企画課	0235	64-2111	64-4280		鶴岡市藤島字笹花25	〃
鶴岡市羽黒庁舎	総務企画課	0235	62-2111	62-3755		鶴岡市羽黒町荒川字前田元89	〃
鶴岡市櫛引庁舎	総務企画課	0235	57-2111	57-2117		鶴岡市上山添字文栄100	〃
鶴岡市朝日庁舎	総務企画課	0235	53-2111	53-2119		鶴岡市下名川字落合1	〃
鶴岡市温海庁舎	総務企画課	0235	43-2111	43-4632		鶴岡市温海戊577-1	〃
酒田市役所	危機管理課	0234	22-5111	22-5464	7731-991	酒田市本町二丁目2-45	〃
酒田市八幡総合支所	地域振興課	0234	64-3111	64-3110		酒田市観音寺字寺の下41	〃
酒田市松山総合支所	地域振興課	0234	62-2611	62-2618		酒田市字山田27-4	〃
酒田市平田総合支所	地域振興課	0234	52-3111	52-3116		酒田市飛鳥字契約場30	〃
庄内町役場	環境防災課	0234	43-2211	42-0893	7732-901	庄内町余目字町132-1	〃
三川町役場	総務課	0235	66-3111	66-3138	7737-101	三川町大字横山字西田85	〃
遊佐町役場	総務課	0234	72-3311	72-3310	7740-101	遊佐町遊佐字舞鶴202	〃

「注」()は勤務時間外電話

機 関 名	所 在 地	NTT電話		NTT FAX	防災行政 通信電話	備 考
		局番	番 号			
(報道関係)						
N H K 山形放送局	山形市桜町2-50	023	625-9515	633-2842	6800-8300	報道部
N H K 鶴岡支局	鶴岡市上畑町10-52	0235	22-7711 (22-7713)	25-2606	-	報道室
山形放送(株)(Y B C)	山形市旅籠町二丁目5-12	023	622-6161	632-5942	6800-8310	庶務部
(株)山形テレビ(Y T S)	山形市城西町五丁目4-1	023	645-1211	644-2496	6800-8320	報道部
(株)テレビユー山形(T U Y)	山形市白山71	023	624-8114 (624-8138)	624-8372	6800-8330	夜間報道 8134～6
(株)さくらんぼテレビ(S A Y)	山形市落合町85	023	628-3900	628-3910	6800-8340	報道制作部
(株)エフエム山形	山形市松山3-14-69	023	625-0804	625-0805	6800-8350	報道部
(鉄道・電力関係)						
東日本旅客鉄道株式会社 東北本部山形保線技術センター	山形市香澄町一丁目1-17	023	635-3645			
東日本電信電話株式会社 山 形 支 店	山形市薬師町二丁目18-1	023	621-9181		6800-8270	
東北電力株式会社 山形支店	山形市本町二丁目1-9	023	634-8000	641-5982	6800-8280	総務広報 グループ
東北電力 山形発電技術センター	山形市本町二丁目1-9	023	634-8024	625-8905		
東北電力 庄内発電技術センター	鶴岡市白山字西木村21-3	0235	25-1500	25-1501		
(消防機関関係)						
山形市消防本部	山形市緑町四丁目15-7	023	634-1198	624-6687	7744-901	東南村山支部
上山市消防本部	上山市石崎一丁目7-46	023	672-1190	673-3250	7745-401	〃
天童市消防本部	天童市桜町2-1	023	654-1191	653-2806	7746-101	〃
西村山広域行政事務組合消防本部	寒河江市大字西根字石川西300-1	0237	86-2595	86-3406	7747-101	西村山支部
村山市消防本部	村山市中央一丁目3-13	0237	55-2514	53-3119	7748-905	北村山支部
東根市消防本部	東根市大字東根甲7057-25	0237	42-0134	43-7138	7749-901	〃
尾花沢市消防本部	尾花沢市新町4丁目5-1	0237	22-1131	22-1132	7750-101	〃
最上広域市町村圏事務組合消防本部	新庄市金沢字中村1279-1	0233	22-7521	22-7523	7751-901	最上支部
置賜広域行政事務組合消防本部	米沢市金池5丁目2-41	0238	23-3107	37-9123	7752-401	東南置賜支部
西置賜行政組合	長井市平山4460	0238	88-1212	88-1849	7756-502	西置賜支部
鶴岡市消防本部	鶴岡市美咲町36-1	0235 0235	22-8321 22-8330	23-0119	7757-9013	庄内支部
酒田地区広域行政組合消防本部	酒田市大町字上割43番地の1	0234	31-7124	31-7129	7758-101	〃
(農業用利水ダム関係)						
・水窪ダム						
米沢平野土地改良区	米沢市金池五丁目9番5号	0238	37-8011	21-7521		ダム管理担当
・菖蒲川ダム						
菖蒲川ダム管理事務所	上山市菖蒲字十八坂	023	674-3265	672-0530 (上山土地改良 区事務所)		
・生居川ダム						
生居川ダム管理事務所	上山市中生居字長沖1160-9	023	674-3532	672-0530 (上山土地改良 区事務所)		
・銀山川ダム						
尾花沢市農林課	尾花沢市若葉町1-2-3	0237	22-1115	22-1237	7712-903	農村林務係
・新鶴子ダム						
村山北部土地改良区	尾花沢市大字尾花沢字南原1601-3	0237	23-2515	23-2516		ダム操作受託者
村山北部土地改良区 用水管理センター	尾花沢市若葉町3-21-3	0237	23-3402	23-2213		
・栢沢ダム						
泉田川土地改良区	新庄市大字泉田字上村西407	0233	25-2208	25-2209		ダム管理担当
・三又ダム						
鶴岡市羽黒庁舎 産業建設課	鶴岡市羽黒町荒川字前田元89番地	0235	62-2111 (内線115)	78-0871		ダム管理担当

山形県河川・砂防情報メール登録方法 一般利用者向け

配信する地域を市町村単位で選択可能です！

登録用URL：http://www.kasen.pref.yamagata.jp/mail/register/ (PC・携帯電話両方からアクセス可)



QRコード

1 仮登録

●メール登録

お住まいの市町村で大雨、河川の増水の恐れがある場合にメールでお知らせします。
なお、気象警報・注意報のメール文面には他自治体の情報が含まれます
配信を希望するメールアドレスを入力してください。登録を案内するメールをお送りします。

[\[戻る\]](#)

すでに登録している方の修正・配信停止は[こちら](#)

携帯電話でメールが届かない場合はメールの受信設定にて下記のアドレスまたはドメインの受信許可の設定をおこなってください。

受信許可の設定をいただくドメイン：
mail.kasen.pref.yamagata.jp

●留意事項

- ・配信処理、通信回線の状況により、メールが着信するまでに時間がかかる場合がありますので、ご理解のうえ利用ください。
- ・メール配信エラーが3回連続した場合は、メール配信の確実性向上とシステム負荷軽減のため、当該メールアドレスへのメール配信を自動的に停止し、登録情報を削除する取扱いとしておりますので、あらかじめご了承ください。

仮登録を受け付けました。登録用URLをメールで送信いたします。
メールアドレスを登録いただいた時間から24時間以内に登録完了しない場合、URLは無効となります。
しばらくしてもメールが届かない場合は、迷惑メールとなっているか、登録したメールアドレスが間違っている可能性があります。
迷惑メールの設定をご確認いただくか、もう一度、登録をお願いいたします。

2 本登録

From kasen@mail.kasen.pref.yamagata.jp

新規登録受付

山形県河川砂防情報メール

登録案内メール通知

山形県河川砂防情報メールのご利用ありがとうございます。

以下の登録用URLから河川砂防情報メールの配信内容等を登録ください。

[登録用URL]

http://www.kasen.pref.yamagata.jp/ ~

本メールは、自動的に配信しています。
こちらのメールは送信専用のため、直接ご返信いただいてもお受けできませんので、あらかじめご了承ください。
このメールにお心当たりのない場合は、URLにアクセスせずメールを破棄してください。

山形県土木整備部 河川課/砂防・災害対策課
<http://www.kasen.pref.yamagata.jp>

3 一般情報登録

河川砂防情報メール
登録開始

メールアドレスを確認してください。
「次へ」ボタンを押すと登録を開始します。

ご登録いただくメールアドレス

xxxxx@yamagata.jp

[\[戻る\]](#)

一般情報登録

氏名を入力してください。入力したら「次へ」ボタンを押してください。

[氏名]※必須

[例]山形太郎

[\[戻る\]](#)

4 配信地域・市町村選択

地域選択

配信を希望する市町村を含む地域を選択してください。
複数の地域を選択可能です。



- ☐ [1] 東南村山
- ☐ [2] 西村山
- ☐ [3] 北村山
- ☐ [4] 最上
- ☐ [5] 東南置賜
- ☐ [6] 西置賜
- ☐ [7] 庄内

[\[戻る\]](#)

市町村選択

配信を希望する市町村を選択してください。
複数の市町村を選択可能です。

- 東南村山
- 山形市
- 上山市
- 天童市
- 山辺町
- 中山町

[\[戻る\]](#)

5 配信項目選択

配信項目選択

希望する配信項目を選択して「次へ」ボタンを押してください。
複数の項目を選択できます。

●配信内容

【防災情報】

- ☐ 洪水予報
- ☐ 土砂災害警戒情報(共同発表)

【気象注意報・警報】

- 大雨特別警報/警報
- ☐ 洪水警報
- ☐ 高潮特別警報/警報
- ☐ 大雪特別警報/警報
- ☐ 大雨注意報
- ☐ 洪水注意報
- ☐ 高潮注意報
- ☐ 大雪注意報
- ☐ 雷注意報
- ☐ 融雪注意報

【雨量観測情報】

- ☐ 雨量 警戒値超

【水位観測情報】

- ☐ 水位 氾濫危険水位超
- ☐ 水位 避難判断水位超
- ☐ 水位 氾濫注意水位超
- ☐ 水位 水防団待機水位超

[\[戻る\]](#)

6 登録内容確認

登録内容確認

以下の内容で登録します。
よろしければ「登録する」ボタンを押してください。

●一般情報

[氏名]

山形 太郎

[メールアドレス]

xxxxx@yamagata.jp

●地域

[地域]

山形市

上山市

天童市

山辺町

中山町

●配信内容

大雨特別警報/警報

[\[登録する\]](#)

メール配信(例)

■市町村毎の気象予警報の発表

気象注意報・警報の発表状況をお知らせいたします

▼発表時刻

20XX/XX/XX XX:XX

▼〇〇市

大雨警報

洪水警報

雷注意報

▼〇〇市

大雨警報

洪水警報

雷注意報

河川の急な増水に注意してください。

■河川毎の洪水予報の発表

こちらは山形県です。
洪水予報が発表された河川があります。

▼発表時刻

20XX/XX/XX XX:XX

▼発表番号

第X号

<xx||>

(はん) 氾濫注意情報/洪水注意報(発表)

詳細は次のリンク先をご覧ください。

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

■土砂災害警戒情報の発表

▼発表時刻
20XX/XX/XX XX:XX (第X号)

▼発表市町村

〇〇町 警戒

〇〇村 警戒 *

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

▼警戒文

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域で土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています。

【警戒レベルの相当情報【土砂災害】】、崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域等にお住まいの方は

市町村から発表される避難指示などの情報に留意し、少しでも安全な場所へ

の速やかな避難を心がけてください。

詳細は次のリンク先をご覧ください。

■雨量/水位の観測情報

水位の上昇している河川があります。

▼観測時刻

20XX/XX/XX XX:XX

▼観測状況

●〇〇川

〇〇〇 水位観測所

〇〇市〇〇〇

水防団待機水位を超えています。

観測水位: 1.50m

(はん) 氾濫危険 2.50m

避難判断 2.30m

(はん) 注意 2.00m

水防団待機 1.50m

※本防災メールの利用は無料ですが各携帯電話会社の通信料が発生しますのでご了承ください。

24 地上デジタル放送による河川情報提供一覧表

(水位観測所)

番号	管理者	管理事務 所番号	種別 番号	観測所 番号	所管機関 コード	水系名	河川名	観測所名称 (6文字)	洪水予報 指定河川	洪水、水 防警報指 定河川	水位情報 周知河川	観測所所在地
1	山形河国	21053	4	3	21053	最上川	最上川	糠野目	○	○		山形県東置賜郡高島町糠野目
2	山形河国	21053	4	11	21053	最上川	最上川	小出	○	○		山形県長井市字小出
3	山形河国	21053	4	20	21053	最上川	最上川	長崎	○	○		山形県東村山郡中山町大字長崎字川向
4	山形河国	21053	4	22	21053	最上川	須川	鮎洗	○	○		山形県山形市大字鮎洗
5	山形河国	21053	4	27	21053	最上川	最上川	下野	○	○		山形県西村山郡河北町谷地字下野
6	新庄河川	21054	4	1	21054	最上川	最上川	堀内	○	○		山形県最上郡舟形町大字堀内
7	新庄河川	21054	4	4	21054	最上川	最上小国川	長者原	○	○		山形県最上郡舟形町大字長者原字長者原
8	新庄河川	21054	4	10	21054	最上川	金山川	平岡橋	○	○		山形県最上郡真室川町大字平岡字片杉野
9	新庄河川	21054	4	12	21054	最上川	真室川	真室川	○	○		山形県最上郡真室川町大字新町字野田川原
10	新庄河川	21054	4	15	21054	最上川	鮭川	真木	○	○		山形県最上郡鮭川村大字佐渡字真木
11	新庄河川	21054	4	17	21054	最上川	最上川	古口	○	○		山形県最上郡戸沢村大字古口
12	新庄河川	21054	4	24	21054	最上川	最上川	大石田	○	○		山形県北村山郡大石田町大字四日町
13	酒田河国	21055	4	3	21055	最上川	最上川	白ヶ沢	○	○		山形県酒田市白ヶ沢地内
14	酒田河国	21055	4	5	21055	最上川	相沢川	石名坂		○	○	山形県酒田市石名坂地内
15	酒田河国	21055	4	9	21055	最上川	最上川	下瀬	○	○		山形県酒田市字下瀬地内
16	酒田河国	21055	4	10	21055	最上川	京田川	広田		○	○	山形県酒田市坂野辺新田字下割地内
17	酒田河国	21055	4	18	21055	赤川	赤川	熊出	○	○		山形県鶴岡市熊出地内
18	酒田河国	21055	4	20	21055	赤川	赤川	羽黒橋	○	○		山形県鶴岡市羽黒町赤川地内
19	酒田河国	21055	4	22	21055	赤川	赤川	浜中	○	○		山形県酒田市浜中字小浜地内
20	山形県	1537	4	1	1538	最上川	前川	北町			○	山形県上山市北町
21	山形県	1537	4	3	1538	最上川	須川	石堂	○	○		山形県上山市裏町大字石堂
22	山形県	1537	4	4	1538	最上川	須川	坂巻	○	○		山形県山形市大字蔵王桜田
23	山形県	1537	4	5	1538	最上川	馬見ヶ崎川	松原			○	山形県山形市小白川町大字松原
24	山形県	1537	4	6	1538	最上川	馬見ヶ崎川	田中			○	山形県山形市大字渋江
25	山形県	1537	4	7	1538	最上川	馬見ヶ崎川	長町			○	山形県山形市大字長町
26	山形県	1537	4	8	1538	最上川	村山高瀬川	青柳			○	山形県山形市大字青柳
27	山形県	1537	4	9	1538	最上川	立谷川	山寺			○	山形県山形市大字山寺
28	山形県	1537	4	10	1538	最上川	倉津川	老野森			○	山形県天童市大字老野森
29	山形県	1537	4	11	1538	最上川	乱川	川原子			○	山形県天童市大字川原子
30	山形県	1537	4	21	1538	最上川	沼川	本町			○	山形県寒河江市幸町2-37
31	山形県	1537	4	23	1538	最上川	村山野川	若木			○	山形県東根市大字若木
32	山形県	1537	4	33	1538	最上川	白水川	蟹沢			○	山形県東根市大字蟹沢
33	山形県	1537	4	34	1538	最上川	富並川	深沢			○	山形県村山市大字深沢
34	山形県	1537	4	35	1538	最上川	臈気川	臈気			○	山形県尾花沢市大字臈気
35	山形県	1537	4	36	1538	最上川	丹生川	丹袋	○	○		山形県尾花沢市大字丹袋
36	山形県	1537	4	37	1538	最上川	丹生川	行沢	○	○		山形県尾花沢市大字行沢
37	山形県	1537	4	38	1538	最上川	丹生川	岩ヶ袋	○	○		山形県北村山郡大石田町大字岩ヶ袋
38	山形県	1537	4	39	1538	最上川	野尻川	野黒沢			○	山形県尾花沢市大字野黒沢
39	山形県	1537	4	51	1538	最上川	馬見ヶ崎川	防原			○	山形県山形市大字釈迦堂字三本川原
40	山形県	1537	4	52	1538	最上川	前川	河崎			○	山形県上山市長清水字鞍掛
41	山形県	1537	4	54	1538	最上川	白水川	源氏坂			○	山形県東根市大字東根元東根字内堀
42	山形県	1537	4	55	1538	最上川	白水川	六田			○	山形県東根市大字六田字長谷
43	山形県	1537	4	61	1541	最上川	最上小国川	瀬見	○	○		山形県最上郡最上町大字大堀
44	山形県	1537	4	62	1541	最上川	指首野川	堀端			○	山形県新庄市五日町
45	山形県	1537	4	63	1541	最上川	泉田川	朴沢			○	山形県新庄市大字荻野字朴沢
46	山形県	1537	4	64	1541	最上川	升形川	升形			○	山形県新庄市大字升形
47	山形県	1537	4	65	1541	最上川	角川	角川			○	山形県最上郡戸沢村大字角川字滝下
48	山形県	1537	4	66	1541	最上川	金山川	金山			○	山形県最上郡金山町大字金山
49	山形県	1537	4	67	1541	最上川	鮭川	矢ノ沢			○	山形県最上郡真室川町大字大沢
50	山形県	1537	4	72	1542	最上川	羽黒川	花沢			○	山形県米沢市花沢町六部
51	山形県	1537	4	73	1542	最上川	鬼面川	館山			○	山形県米沢市大字館山
52	山形県	1537	4	74	1542	最上川	掘立川	中央			○	山形県米沢市中央
53	山形県	1537	4	76	1542	最上川	屋代川	中橋	○	○		山形県東置賜郡高島町大字高島
54	山形県	1537	4	77	1542	最上川	大川	中小松			○	山形県東置賜郡川西町大字中小松
55	山形県	1537	4	78	1542	最上川	吉野川	赤湯			○	山形県南陽市赤湯
56	山形県	1537	4	79	1542	最上川	最上川	相生			○	山形県米沢市相生
57	山形県	1537	4	94	1542	最上川	置賜野川	平山			○	山形県長井市平山
58	山形県	1537	4	101	1544	最上川	立谷川	木の沢			○	山形県東田川郡庄内町木の沢
59	山形県	1537	4	102	1544	最上川	相沢川	田沢			○	山形県酒田市田沢
60	山形県	1537	4	103	1544	最上川	京田川	三和			○	山形県鶴岡市三和
61	山形県	1537	4	105	1544	最上川	京田川	十五軒			○	山形県酒田市広野字十五軒
62	山形県	1537	4	106	1544	最上川	藤島川	藤島			○	山形県鶴岡市藤島
63	山形県	1537	4	107	1544	赤川	大山川	大山	○	○		山形県鶴岡市大山
64	山形県	1537	4	108	1544	赤川	大山川	面野山	○	○		山形県鶴岡市面野山
65	山形県	1537	4	109	1544	月光川	月光川	吹浦			○	山形県飽海郡遊佐町大字菅里
66	山形県	1537	4	110	1544	日向川	荒瀬川	市条			○	山形県酒田市市条
67	山形県	1537	4	111	1544	新井田川	新井田川	北新橋			○	山形県酒田市鶴田
68	山形県	1537	4	112	1544	月光川	月光川	尻引			○	山形県飽海郡遊佐町大字遊佐
69	山形県	1537	4	113	1544	日向川	日向川	穂積	○	○		山形県酒田市穂積
70	山形県	1537	4	114	1544	最上川	田沢川	相沢橋			○	山形県酒田市田沢
71	山形県	1537	4	115	1544	赤川	青竜寺川	高坂			○	山形県鶴岡市丸岡
72	山形県	1537	4	116	1544	最上川	小牧川	小牧川上流			○	山形県酒田市あきほ町
73	山形県	1537	4	117	1544	五十川	五十川	五十川			○	山形県鶴岡市五十川
74	山形県	1537	4	118	1544	庄内小国川	庄内小国川	大岩川			○	山形県鶴岡市大岩川
75	山形県	1537	4	119	1544	鼠ヶ関川	鼠ヶ関川	小名部			○	山形県鶴岡市小名部
76	山形県	1537	4	120	1544	温海川	温海川	湯温海			○	山形県鶴岡市湯温海
77	山形県	1537	4	125	1544	赤川	赤川	朝日落合			○	山形県鶴岡市本郷字向平
78	山形県	1537	4	127	1538	最上川	押切川	山口			○	山形県天童市大字山口
79	山形県	1537	4	128	1538	最上川	乱川	大町			○	山形県天童市大字大町
80	山形県	1537	4	129	1538	最上川	立谷川	清池			○	山形県天童市大字清池
81	山形県	1537	4	130	1538	最上川	小鶴沢川	大寺			○	山辺町大寺
82	山形県	1537	4	139	1542	最上川	砂川	入生田			○	山形県東置賜郡高島町大字入生田
83	山形県	1537	4	140	1542	最上川	誕生川	堀金			○	山形県東置賜郡川西町大字中小松堀金
84	山形県	1537	4	145	1544	赤川	湯尻川	湯尻川			○	山形県鶴岡市矢馳

(雨量観測所)

番号	管理者	管理事務 所番号	種別 番号	観測所 番号	所管機関 コード	水系名	河川名	観測所名称 (6文字)	観測所所在地
1	山形河国	21053	1	2	21053	最上川	羽黒川	刈安	山形県米沢市万世町刈安字川越石四24309番5号
2	山形河国	21053	1	3	21053	最上川	最上川	米沢	山形県米沢市中田町260番地2号
3	山形河国	21053	1	5	21053	最上川	鬼面川	吾妻山	山形県米沢市大字関字湯入沢3934番18号
4	山形河国	21053	1	7	21053	最上川	鬼面川	入田沢	山形県米沢市大字入田沢字大西604-9
5	山形河国	21053	1	8	21053	最上川	吉野川	赤湯	山形県南陽市三間通14番地
6	山形河国	21053	1	9	21053	最上川	吉野川	二井宿	山形県東置賜郡高畠町大字二井宿字田沢2773番3号
7	山形河国	21053	1	12	21053	最上川	最上川	小出	山形県長井市字小出地内
8	山形河国	21053	1	13	21053	最上川	置賜野川	平山	山形県長井市九野本3118
9	山形河国	21053	1	15	21053	最上川	朝日川	白倉	山形県西村山郡朝日町大字白倉童児屋敷827番地
10	山形河国	21053	1	20	21053	最上川	須川	山形	山形県山形市成沢西4丁目3番55号
11	山形河国	21053	1	21	21053	最上川	須川	大沼	山形県東村山郡山辺町大字畑谷字大沼1933番地
12	山形河国	21053	1	23	21053	最上川	須川	関沢	山形県山形市関沢字大谷沢
13	山形河国	21053	1	24	21053	最上川	最上川	長崎	山形県寒河江市大字島東239番地
14	山形河国	21053	1	25	21053	最上川	乱川	関山	山形県東根市大字関山字萱倉山3-184
15	山形河国	21053	1	27	21053	最上川	乱川	田麦野	山形県天童市田麦野字大畑683番5号
16	新庄河川	21054	1	1	21054	最上川	寒河江川	海味	山形県西村山郡西川町大字海味字下モ山916-2
17	新庄河川	21054	1	3	21054	最上川	最上川	堀内	山形県最上郡舟形町大字堀内
18	新庄河川	21054	1	5	21054	最上川	最上小国川	瀬見	山形県最上郡最上町大字志茂
19	新庄河川	21054	1	7	21054	最上川	銅山川	豊牧	山形県最上郡大蔵村大字南山字横道1036
20	新庄河川	21054	1	9	21054	最上川	金山川	金山	山形県最上郡金山町大字金山字羽場926
21	新庄河川	21054	1	11	21054	最上川	真室川	真室川	山形県最上郡真室川町大字新町字野田川原209-6
22	新庄河川	21054	1	16	21054	最上川	鮭川	新庄	山形県新庄市小田島町5-55
23	新庄河川	21054	1	17	21054	最上川	最上川	古口	山形県最上郡戸沢村大字古口地内
24	新庄河川	21054	1	18	21054	最上川	角川	明戸	山形県最上郡戸沢村大字角川字明戸1900
25	新庄河川	21054	1	20	21054	最上川	角川	平根	山形県最上郡戸沢村大字角川字平根1182
26	新庄河川	21054	1	23	21054	最上川	立谷沢川	玉川第六ダム	山形県東田川郡庄内町立立谷沢字玉川1-77
27	新庄河川	21054	1	24	21054	最上川	立谷沢川	羽黒山	山形県鶴岡市羽黒町手向字羽黒山120-11
28	新庄河川	21054	1	25	21054	最上川	立谷沢川	肝煎	山形県東田川郡庄内町立立谷沢字肝煎地内
29	新庄河川	21054	1	27	21054	最上川	銅山川	大遠田	山形県最上郡大蔵村大字南山字塩台野5315
30	新庄河川	21054	1	28	21054	最上川	銅山川	肘折ダム	山形県最上郡大蔵村大字南山字川向611
31	新庄河川	21054	1	33	21054	最上川	最上川	大石田	山形県北村山郡大石田町大字四日町2-122
32	酒田河国	21055	1	1	21055	最上川	立谷沢川	大中島	山形県東田川郡庄内町立立谷沢字大谷28 地内
33	酒田河国	21055	1	2	21055	最上川	相沢川	海ヶ沢	山形県酒田市北俣字海ヶ沢 5 8
34	酒田河国	21055	1	3	21055	最上川	相沢川	白糸の滝	山形県酒田市中野俣字村上94 地内
35	酒田河国	21055	1	4	21055	最上川	田沢川	坂本	山形県酒田市山元字坂本 地内
36	酒田河国	21055	1	5	21055	最上川		酒田	山形県酒田市上安町一丁目2-1 地内
37	酒田河国	21055	1	15	21055	赤川	赤川	大針	山形県鶴岡市大針字仲村50 地内
38	最上統管	21057	1	1	21057	最上川	置賜白川	岳谷	山形県西置賜郡飯豊町大字岩倉
39	最上統管	21057	1	2	21057	最上川	置賜白川	下屋地	山形県西置賜郡飯豊町大字上原
40	最上統管	21057	1	4	21057	最上川	置賜白川	高峰	山形県西置賜郡飯豊町大字高峰字栗梨沢
41	最上統管	21057	1	5	21057	最上川	置賜白川	棒	山形県西置賜郡飯豊町大字松原
42	最上統管	21057	1	8	21057	最上川	寒河江川	中村	山形県西村山郡西川町大井沢字川原996番4号
43	最上統管	21057	1	9	21057	最上川	寒河江川	志津	山形県西村山郡西川町大字志津字裏41
44	最上統管	21057	1	12	21057	最上川	寒河江川	寒河江ダム	山形県西村山郡西川町大字砂子関
45	月山	21058	1	1	21058	赤川	梵字川	月山ダム	山形県鶴岡市上名川
46	月山	21058	1	2	21058	赤川	梵字川	湯殿山	山形県鶴岡市田麦俣
47	月山	21058	1	3	21058	赤川	田麦川	田麦俣	山形県鶴岡市田麦俣
48	山形県	1537	1	1	1538	最上川	須川	山辺	山形県東村山郡山辺町大字山辺字嶋ノ前3地先
49	山形県	1537	1	2	1538	最上川	馬見ヶ崎川	松原	山形県山形市小白川地内
50	山形県	1537	1	3	1538	最上川	須川	狸森	山形県上山市大字狸森字須刈田
51	山形県	1537	1	4	1538	最上川	須川	蔵王上野	山形県山形市大字蔵王上野字南坂
52	山形県	1537	1	5	1538	最上川	須川	錦山	山形県上山市大字橋下字熊林2609-3
53	山形県	1537	1	6	1538	最上川	乱川	山口	山形県天童市大字山口字原ノ前1952番内
54	山形県	1537	1	7	1538	最上川	立谷川	大森	山形県山形市大字大森字岩下372-2地先
55	山形県	1537	1	8	1538	最上川	須川	山形監視	山形県山形市鉄砲町2-19-68
56	山形県	1537	1	11	1538	最上川	沼川	寒河江監視	山形県寒河江市大字西根字石川西355
57	山形県	1537	1	17	1538	最上川	月布川	沢口	山形県西村山郡大江町大字沢口字屋敷山846-32
58	山形県	1537	1	22	1538	最上川		土生田	山形県村山市大字土生田地内
59	山形県	1537	1	24	1538	最上川	野尻川	寺内	山形県尾花沢市大字寺内地内
60	山形県	1537	1	25	1538	最上川	丹生川	鶴子	山形県尾花沢市鶴子地内
61	山形県	1537	1	27	1538	最上川	村山野川	大森橋	山形県東根市大字若木地内
62	山形県	1537	1	28	1538	最上川	丹生川	行沢	山形県尾花沢市大字行沢地内
63	山形県	1537	1	31	1538	最上川	馬見ヶ崎川	蔵王ダム	山形県山形市大字上宝沢字葉の木沢外
64	山形県	1537	1	33	1538	最上川	前川	前川ダム	山形県上山市川口字志川山1439
65	山形県	1537	1	34	1538	最上川	白水川	白水川ダム	山形県東根市大字泉郷元後沢字上山平山3254
66	山形県	1537	1	43	1541	最上川	鮭川	野崎	山形県最上郡真室川町大字大沢字野崎1336-1
67	山形県	1537	1	44	1541	最上川	金山川	山崎	山形県最上郡金山町大字金山字愛宕山2144-2 (A)
68	山形県	1537	1	45	1541	最上川	泉田川	泉田	山形県新庄市大字泉田字往還東398-1 (A)
69	山形県	1537	1	46	1541	最上川	鮭川	庭月	山形県最上郡鮭川村大字庭月字切欠上野3530-1
70	山形県	1537	1	47	1541	最上川	最上小国川	瀬見	山形県最上郡最上町大字大堀字上野々地内
71	山形県	1537	1	51	1541	最上川	金山川	神室ダム	山形県最上郡金山町大字有屋字神室山国有林154林班内
72	山形県	1537	1	52	1541	最上川	鮭川	高坂ダム	山形県最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山外20国有林48林班イ小班
73	山形県	1537	1	61	1542	最上川	最上川	米沢監視	山形県米沢市金池7-1-50
74	山形県	1537	1	65	1542	最上川	最上川	天元台	山形県米沢市関白布温泉天元台
75	山形県	1537	1	67	1542	最上川	屋代川	中橋	山形県東置賜郡高畠町大字高畠字沢田2291-2地先
76	山形県	1537	1	81	1542	最上川	置賜野川	長井監視	山形県長井市高野町2-3-1
77	山形県	1537	1	86	1542	最上川	置賜白川	小白川	山形県西置賜郡飯豊町小白川1501
78	山形県	1537	1	88	1542	最上川	置賜野川	木地山ダム	山形県長井市寺泉字桶沢4297-5
79	山形県	1537	1	101	1544	赤川	赤川	庄内監視	山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1
80	山形県	1537	1	102	1544	赤川	大山川	大山	山形県鶴岡市大山1-20
81	山形県	1537	1	103	1544	赤川	大山川	面野山	山形県鶴岡市面野山鶴の瀬
82	山形県	1537	1	106	1544	最上川	京田川	添川	山形県鶴岡市添川字新地315
83	山形県	1537	1	108	1544	赤川	青竜寺川	高坂	山形県鶴岡市高坂字ヶ沢 46
84	山形県	1537	1	110	1544	日向川	荒瀬川	市条	山形県酒田市市条地内
85	山形県	1537	1	111	1544	東北その他	月光川	菅里	山形県飽海郡遊佐町大字菅里字菅野299
86	山形県	1537	1	112	1544	東北その他	その他	飛島	山形県酒田市飛島字中村甲92-190内
87	山形県	1537	1	113	1544	東北その他	月光川	月光川ダム	山形県飽海郡遊佐町大字吉出字金俣1003
88	山形県	1537	1	116	1544	日向川	荒瀬川	大蔵	山形県酒田市大蔵字滝山1-45
89	山形県	1537	1	121	1544	東北その他	温海川	温海支所	山形県鶴岡市湯温海字湯之尻521-1
90	山形県	1537	1	122	1544	東北その他	温海川	温海川ダム	山形県鶴岡市一霞字布滝56-29
91	山形県	1537	1	124	1544	最上川	田沢川	田沢川ダム	山形県酒田市山元字奥山110
92	山形県	1537	1	125	1544	東北その他	月光川	大平	山形県飽海郡遊佐町大字吹浦字島海山1
93	山形県	1537	1	127	1544	日向川	日向川	大八重川	山形県酒田市升田字奥山国有林24林班わ小班
94	山形県	1537	1	128	1541	最上川	最上小国川	赤倉	山形県最上郡最上町大字富澤字湯ノ原2537-9

25 ホットラインの運用

県管理河川 ホットラインについて

ホットラインとは、中小河川におけるホットライン活用ガイドライン（平成29年2月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）に基づき、市町村長が行う避難指示の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者から、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の見通し等を市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みのことである。

ホットライン運用方法

運用方針

- 河川管理者と市町村首長（以下「首長」）との直接対話での伝達を重視
（メールは活用しない）
- 首長による住民の避難判断を支援するホットライン（以下「H.L.」）の実施
 - ・ 首長からの相談や助言の求めに対し、河川管理者は随時対応
- 必要な情報の選択と情報発信タイミングの適正な運用（情報量のコントロール）
 - ・ 市町村側の情報収集・監視体制（HP等からの水位情報の把握）が整えば、氾濫危険水位（Lv.4）到達時や再度水位上昇時のH.L.は省略可能

具体的な実施内容

- 避難判断水位（Lv3）到達時に電話によるH.L.を実施 …①
 - ・ 伝達内容は、河川状況・今後の水位上昇見込み・ダム情報等
- 状況に応じて、①のH.L.伝達時に次の項目等について協議・確認

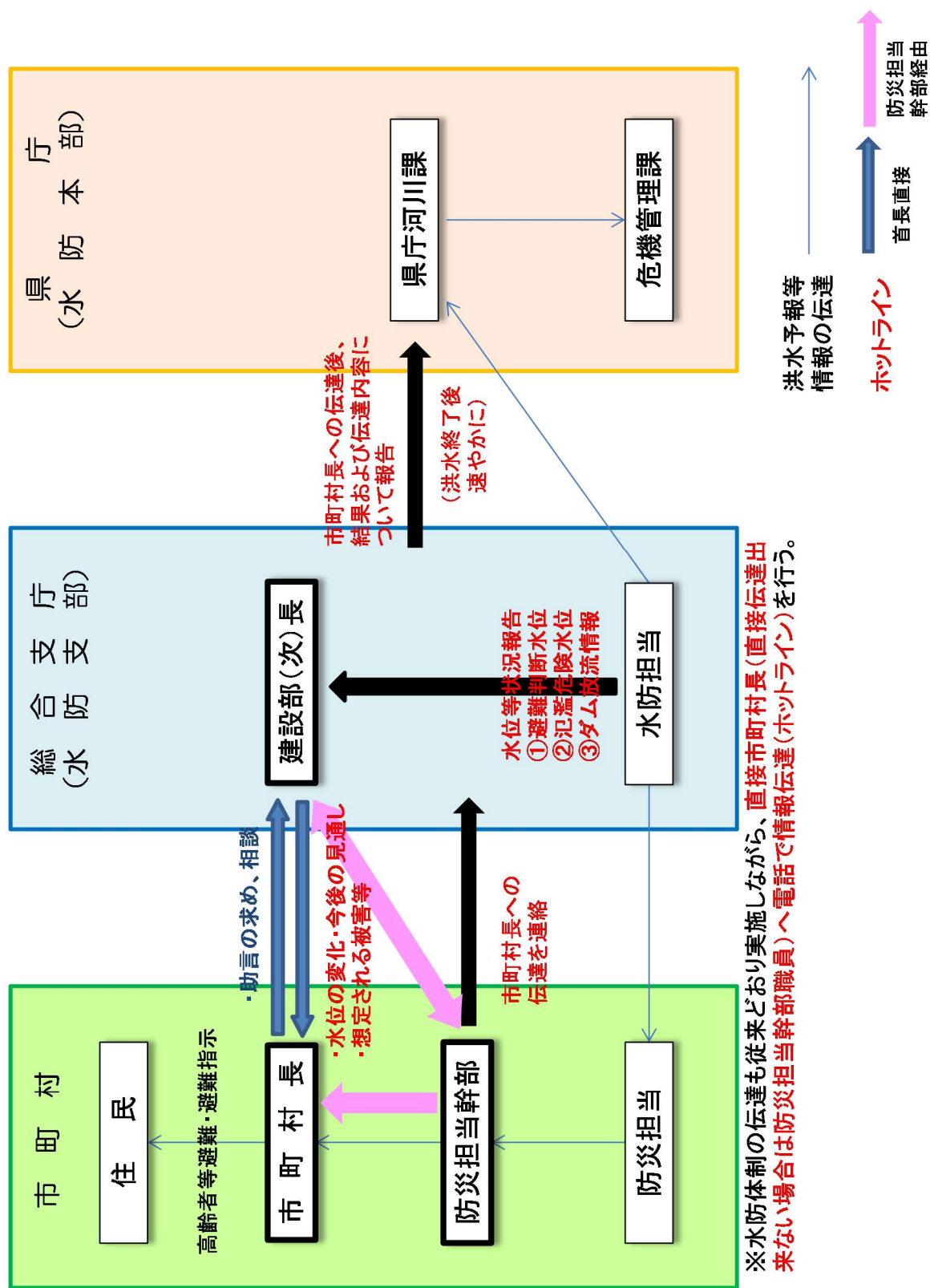
（例）今後○時間以内で生じる事象について

- a) 氾濫危険水位（Lv4）到達時にH.L.を行うかどうか
- b) 二山出水となった場合、H.L.を行うかどうか
- c) 同一河川の他水位観測所でLv3、Lv4に達した場合、H.L.を行うかどうか

河川管理者と首長が協議のうえ、今後の伝達要否を確認

- 首長側からのH.L.（助言の求め、相談）は電話とし、随時対応

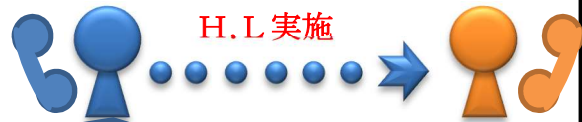
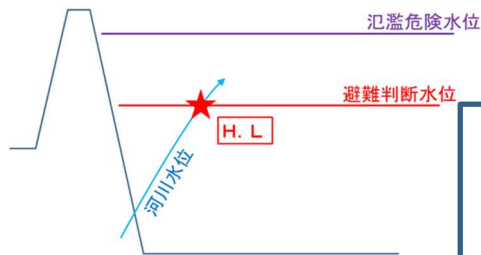
(山形県) 洪水予報河川／水位周知河川におけるホットラインの運用



避難判断水位(Lv.3)到達時に H.L を実施

県

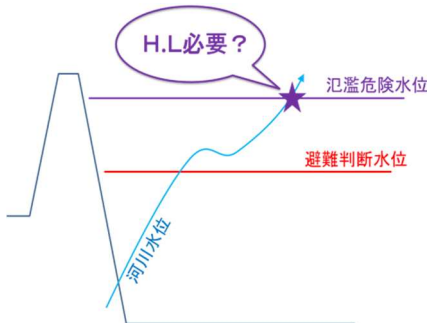
首長



状況に応じて、今後の伝達要否を協議・確認

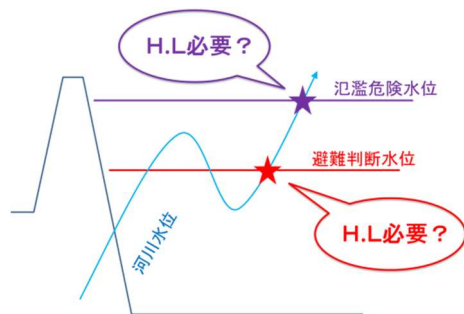
- a) 氾濫危険水位 (Lv4) 到達時に H.L は必要か?
- b) 二山出水となった場合、H.L が必要か
- c) 同一河川のお水位観測所で Lv3、Lv4 に達した場合、H.L が必要か

例 a) 氾濫危険水位 (Lv4) 到達時に H.L は必要か?



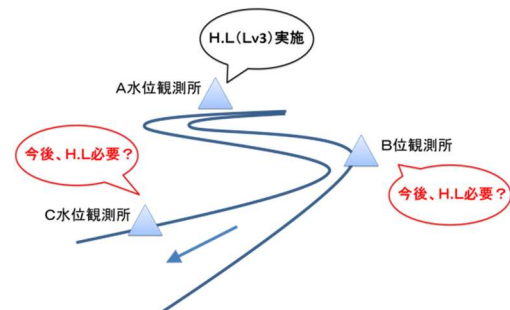
〇〇川◆◆水位で避難判断水位に達したため H.L します。今後の状況は… (中略)
今後水位上昇した場合、Lv.4 時点の H.L は必要でしょうか?

例 b) 二山出水となった場合、H.L が必要か



〇〇川◆◆水位で避難判断水位に達したため H.L します。今後の状況は… (中略)
今後水位が下降・再上昇した場合、再度の H.L は必要でしょうか?

例 c) 同一河川のお水位観測所で Lv.3、Lv.4 に達した場合、H.L は必要か?



〇〇川 A 水位で避難判断水位に達したため H.L します。今後の状況は… (中略)
今後、同じ〇〇川にある B、C 水位が Lv.3、Lv.4 に達した場合、H.L は必要でしょうか?

首長から県へのホットライン (相談や助言の求め) は随時対応。

県

首長



▲▲地区の避難を検討している。◎◎川の今後の水位見込みはどうか?

山形県排水ポンプパッケージ運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県管理河川の氾濫等による住宅地等への浸水被害の防止・軽減を図り、市町村の水防活動を支援することを目的とした、操作盤のほかホースや投光器などの付属品が一体となった排水ポンプパッケージ（以下「排水ポンプ」という。）の運用方法について必要な事項を定める。

(排水ポンプの管理・運用の責任者)

第2条 排水ポンプの管理・運用の責任者は、山形県水防計画における各水防支部の支部水防長である総合支庁建設部長及び建設部次長（以下「建設部長等」という。）とする。

(排水ポンプの配備)

第3条 排水ポンプは次のとおり配備する。

- (1) 村山総合支庁管内 2台
- (2) 村山総合支庁西村山地域振興局管内 1台
- (3) 村山総合支庁北村山地域振興局管内 1台
- (4) 最上総合支庁管内 1台
- (5) 置賜総合支庁管内 1台
- (6) 置賜総合支庁西置賜地域振興局管内 1台
- (7) 庄内総合支庁管内 2台

2 配備する排水ポンプ（10 m³/min タイプ）の規格は次のとおりとする。

- (1) パッケージ 寸法 W1600×D1200×H1500、総重量約 915kg
- (2) 排水ポンプ 口径φ200mm、吐出量 5 m³/min、全揚程 10m、35kg/台 2台
- (3) 排水ホース φ200mm×20m、約 30kg/本 4本
- (4) 制御盤 AC220V、60Hz 3相3線
- (5) 主な付属品 フロート2個、投光器2基（500W、AC200V、ハロゲン灯）、吸込ノズル、フロート押出棒、係留杭、係留ロープ、ハンマー、電源供給ケーブル等

(出動待機)

第4条 建設部長等は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、指定する河川維持修繕業者や災害応急対策に関する協定業者等（以下「維持修繕業者等」という。）に対して排水ポンプを貸与し、出動待機を指示することができる。

- (1) 停滞前線や台風接近時など、河川の水位上昇が見込まれ、住宅地、商業施設、工場等（以下「住宅地等」という。）への浸水被害の発生が懸念されるとき
- (2) その他建設部長等が必要と認めるとき

2 県土整備部河川課長（以下「河川課長」という。）は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、建設部長等に対して河川維持修繕業者等の出動待機の指示を要請することができる。

- (1) 停滞前線や台風接近時など、河川の水位上昇が見込まれ、住宅地等への浸水被害の発生が懸念されるとき
- (2) 他管内への応援派遣が見込まれるとき

(3) その他河川課長が必要と認めるとき

- 3 河川維持修繕業者等は、排水ポンプの稼働に必要な作業員を確保するとともに、発動発電機及び運搬車両を調達し、第5条の出動指示があるまで待機する。
- 4 建設部長等は、出動待機が完了した場合は口頭により速やかに河川課長に報告する。
- 5 気象状況等の変化により出動待機を解除する場合も同様とする。

(出動)

第5条 排水ポンプの出動及び出動先は、管内の出水状況及び第6条に定める市町村長等からの応援派遣の要請を踏まえ、第7条に定める出動の基本方針に基づき建設部長等が決定する。

- 2 建設部長等は、排水ポンプの出動先が決定次第、速やかにあらかじめ指定する河川維持修繕業者等に口頭により出動を指示するとともに、河川課長にその旨を報告するものとする。
- 3 河川課長は、広域的な応援派遣に向けて、県内全域の出動状況を取りまとめ、建設部長等に情報共有を行うものとする。また、河川課長は必要と認めるときは建設部長等に出動の指示を行うことができるものとする。

(応援派遣)

第6条 建設部長等への排水ポンプ出動の応援派遣については、次に掲げる各号により定めるものとする。建設部長等自らの判断による出動は、本条によらず第5条の規定によるものとする。

- (1) 管内の市町村や道路管理者等（以下「市町村等」という。）が応援派遣を要請する場合は、要請者は要請機関の長とする。
- (2) 管外の総合支庁へ応援派遣を要請する場合は、要請者は建設部長等とする。
- (3) (1)において、対応困難なためやむを得ず管外の建設部長等へ応援派遣を要請する場合は、市町村等から要請を受けた建設部長等を介するものとする。
- 2 排水ポンプ出動の応援派遣の要請は、建設部長等に口頭もしくはメールで要請するものとし、要請後速やかに様式－1を用いて応援派遣要請手続きを行うものとする。
- 3 建設部長等は、出動の可否について口頭もしくはメールで回答し、第2項の応援要請書の受付後に様式－2を用いて応援受諾の手続きを行うものとする。
- 4 河川課長は、広域的な状況を踏まえ必要と認めるときは、被災箇所の管外の建設部長等に対し応援派遣を要請することができる。

(出動の基本方針)

第7条 建設部長等は、次の各号のいずれかに掲げる場合に排水ポンプの出動を決定するものとする。

- (1) 管内の県管理河川の越水や破堤による氾濫等のため、住宅地等に浸水被害が生じたとき又はそのおそれがあるとき
- (2) (1)による出動の見込みがなく、管内の市町村や他管内の建設部長等から第6条に定める応援派遣の要請があり、出動の必要があると認められるとき
- 2 出動が必要な箇所が管内に複数存在する場合は、建設部長等は想定される浸水規模（浸水戸数、浸水面積、湛水継続時間等）、要配慮者利用施設の有無、孤立集落の発生状況等から総合的に判断し出動先を決定する。

(出動の条件)

第8条 排水ポンプの出動に際しては、次の各号に掲げる事項について事前に確認を行うものとする。

- (1) 排水ポンプを積載した車両の進入が可能な通路を確保できること
- (2) 排水ポンプの設置、稼働に必要なスペースを確保できること
- (3) 排水ポンプの設置、稼働に著しい危険が生じる恐れがないこと
- (4) 排水ポンプによる排水の影響で、排水先に新たな被害が生じるおそれのないこと

2 第6条に定める応援派遣の要請に基づき出動する場合は、第1項の各号に掲げる事項について要請者が事前に確認を行うものとする。

(安全管理)

第9条 建設部長等は、河川維持修繕業者等に現地責任者の配置を指示するものとし、現地における適切な安全管理を行うものとする。

2 第6条に定める応援派遣の要請に基づく出動の場合は、要請者が現場に精通した連絡員を派遣するものとする。

3 現地責任者は、排水作業を行う者が作業継続することが危険と判断した場合は、作業員に対し速やかに退避を指示するものとする。

(排水作業の制限)

第10条 建設部長等は、次に該当する場合は排水作業を行ってはならない。既に排水作業中であっても速やかに排水作業を中止しなければならない。

- (1) 作業員の安全が確保できないとき
- (2) 排水先の河川の水位が計画高水位を超過またはそのおそれがあるとき、又は、計画高水位以下であっても堤防において洗掘、漏水などの変状が見られるなど、堤防の安全が確保できないとき
- (3) 排水先において二次被害の発生が懸念されるとき

(関係機関への協議、連絡)

第11条 建設部長等は、河川維持修繕業者等への排水ポンプの出動指示にあたり、あらかじめ排水先の河川や水路、交通規制が必要な道路等の施設管理者との協議を行い、了解を得ておくものとする。

2 第6条に定める出動要請に基づき出動する場合は、要請者が第1項の協議等を行い、了解を得ておくものとする。

(費用負担)

第12条 第6条に定める応援派遣の要請に基づく出動に要した費用は、排水ポンプの使用料及び修繕費、出動待機に係る費用を除き、原則として要請者が負担するものとする。

2 費用負担に同意が得られない場合は、建設部長等は応援派遣を行わないものとする。

(出動に関する記録)

第13条 建設部長等は、排水ポンプが出動した場合は、様式-3に定める日報を記録し、保管するものとする。日報の保管期間は5年とする。

- 2 第6条に定める応援派遣の要請に基づき出動した場合は、要請者が様式－3に定める日報を作成し、建設部長等に様式－4を用いて運用報告を行うものとする。

（訓練及び排水計画の作成）

第14条 建設部長等は、出水時に円滑に排水作業を行えるよう、出水期前に河川維持修繕業者等を対象に運転操作訓練を実施するものとする。

- 2 建設部長等は、出水時における作業指示の円滑化を図るため、排水ポンプの出動が想定される場所ごとに、運搬車両の進入経路や排水ポンプの設置場所、排水先等を記載した排水計画を作成するものとする。排水計画は、排水実績に基づき適宜追加、修正等を行い、次の出水に備えるものとする。なお、作成した排水計画は、河川課長、他の建設部長等、市町村及び国土交通省と共有するものとする。

（維持管理・保守点検）

第15条 排水ポンプは、次により適正に維持管理・保守点検を行い、出水時に備えるものとする。

- (1) 河川課長は、保管先のリストを整備し、各建設部長等と共有するものとする。
- (2) 建設部長等は、定期的な点検、修理等のメンテナンスを行うものとする。なお、点検については、従来方法と同等以上の成果が得られる場合は、新たなデジタル技術を用いた方法によることができる。

附則

この要領は、令和3年3月25日より適用する。

附則

この要領は、令和6年7月3日より適用する。

排水ポンプ運用要領様式
様式－１

○ ○ 第 ○ ○ 号
令和 年 月 日

○○総合支庁建設部長 殿
(○○総合支庁○○地域振興局建設部次長) 殿

応援を要請する構成機関の長
(公 印 省 略)

排水ポンプ応援派遣要請書

「山形県排水ポンプパッケージ運用要領」第６条の規定に基づき、次のとおり県が
所有する排水ポンプについて応援要請します。

記

- 1 派遣場所
○○市○○地内（位置図等を添付）
- 2 応援要請内容
排水ポンプ応援派遣 ○台
- 3 担当者
所 属
職氏名
連絡先 Tel
- 4 その他
「要領」第12条に基づく費用負担について同意します。

様式－２

○ ○ 第 ○ ○ 号
令和 年 月 日

応援を要請する構成機関の長 殿

○○総合支庁建設部長
(○○総合支庁○○地域振興局建設部次長)
(公 印 省 略)

排水ポンプ応援派遣の実施について（通知）

「山形県排水ポンプパッケージ運用要領」第６条の規定に基づき、令和○○年○○月○○日付け○○第○○号で要請のあった排水ポンプの応援派遣について実施します。

排水作業終了後は、速やかに様式－３により「同要領」第13条第２項の規定に基づく運用報告をお願いします。

記

- 1 派遣場所
○○市○○地内（位置図等を添付）
- 2 応援要請内容
排水ポンプ応援派遣 ○台
- 3 担当者
所 属
職氏名
連絡先 Tel

様式－３

排水ポンプパッケージ作業日報

所 属 ○○総合支庁○○河川砂防課
担当者職氏名 ○○ ○○

出勤年月日	令和○年○月○日（○曜日）
異常気象名	梅雨前線豪雨、台風第○号等
応援要請元 第6条に基づく 応援要請の場合	○○市○○課 担当者 ○○ ○○ 連絡先 ○○ ○○
派遣業者	○○建設株式会社 担当者 ○○ ○○ 連絡先 ○○ ○○
出勤場所※	○○市○○地内 （○○川○岸）
総出勤時間	○月○日○時○分から○月○日○時○分まで （○日○時間）
排水ポンプ 稼働時間※	○月○日○時○分から○月○日○時○分まで （○日○時間） （排水作業休止時間があれば記入し、稼働時間から控除する。）
作業従事者数	普通作業員 ○時間×人／8時間／日＝ ○人
使用した 資機材	発動発電機（規格 リース・自社所有） ○台 ○時間 運搬車両（規格、調達方法） ○台 ○時間 使用燃料（軽油） ○リットル その他の資器材 （排水作業に使用したものがあれば記入）
連絡事項	現地での指示・確認事項、排水作業を中止した理由等を記入。 あらかじめ作成した排水計画を使用した場合は写しを添付し、改善 が必要な点など必ずメモを残すこと。 排水計画がない場合は、地図等で搬入経路やポンプ設置箇所本出水時 の対応を踏まえた排水計画を作成する。

※ 1 回の出水で出勤場所が複数ある場合は、①②と番号を振って記入

様式－４

○ ○ 第 ○ ○ 号
令和 年 月 日

○○総合支庁建設部長 殿
(○○総合支庁○○地域振興局建設部次長) 殿

応援を要請する構成機関の長
(公 印 省 略)

排水ポンプ応援派遣運用報告

「山形県排水ポンプパッケージ運用要領」第13条第２項の規定に基づき、次のとおり運用報告します。

記

1 派遣場所

○○市○○地内

2 応援要請内容

排水ポンプ応援派遣 ○台

派遣場所における排水ポンプ運転日数（又は運転時間）

令和○○年○○月○○日（○曜日）○○時○○分から

令和○○年○○月○○日（○曜日）○○時○○分まで

○日（又は○○時間）

3 担当者

所 属

職氏名

連絡先 Tel

排水ポンプ運用要領様式
様式－１

○ ○ 第 ○ ○ 号
令和 年 月 日

○○総合支庁建設部長 殿
(○○総合支庁○○地域振興局建設部次長) 殿

応援を要請する構成機関の長
(公 印 省 略)

排水ポンプ応援派遣要請書

「山形県排水ポンプパッケージ運用要領」第６条の規定に基づき、次のとおり県が
所有する排水ポンプについて応援要請します。

記

- 1 派遣場所
○○市○○地内（位置図等を添付）
- 2 応援要請内容
排水ポンプ応援派遣 ○台
- 3 担当者
所 属
職氏名
連絡先 Tel
- 4 その他
「要領」第12条に基づく費用負担について同意します。

様式－２

○ ○ 第 ○ ○ 号
令和 年 月 日

応援を要請する構成機関の長 殿

○○総合支庁建設部長
(○○総合支庁○○地域振興局建設部次長)
(公 印 省 略)

排水ポンプ応援派遣の実施について（通知）

「山形県排水ポンプパッケージ運用要領」第６条の規定に基づき、令和○○年○○月○○日付け○○第○○号で要請のあった排水ポンプの応援派遣について実施します。

排水作業終了後は、速やかに様式－３により「同要領」第13条第２項の規定に基づく運用報告をお願いします。

記

- 1 派遣場所
○○市○○地内（位置図等を添付）
- 2 応援要請内容
排水ポンプ応援派遣 ○台
- 3 担当者
所 属
職氏名
連絡先 Tel

様式－ 3

排水ポンプパッケージ作業日報

所 属 ○○総合支庁○○河川砂防課
担当者職氏名 ○○ ○○

出勤年月日	令和○年○月○日（○曜日）
異常気象名	梅雨前線豪雨、台風第○号等
応援要請元 第6条に基づく 応援要請の場合	○○市○○課 担当者 ○○ ○○ 連絡先 ○○ ○○
派遣業者	○○建設株式会社 担当者 ○○ ○○ 連絡先 ○○ ○○
出勤場所※	○○市○○地内 （○○川○岸）
総出勤時間	○月○日○時○分から○月○日○時○分まで （○日○時間）
排水ポンプ 稼働時間※	○月○日○時○分から○月○日○時○分まで （○日○時間） （排水作業休止時間があれば記入し、稼働時間から控除する。）
作業従事者数	普通作業員 ○時間×人／8時間／日＝ ○人
使用した 資機材	発動発電機（規格 リース・自社所有） ○台 ○時間 運搬車両（規格、調達方法） ○台 ○時間 使用燃料（軽油） ○リットル その他の資器材 （排水作業に使用したものがあれば記入）
連絡事項	現地での指示・確認事項、排水作業を中止した理由等を記入。 あらかじめ作成した排水計画を使用した場合は写しを添付し、改善 が必要な点など必ずメモを残すこと。 排水計画がない場合は、地図等で搬入経路やポンプ設置箇所本出水時 の対応を踏まえた排水計画を作成する。

※ 1 回の出水で出勤場所が複数ある場合は、①②と番号を振って記入

様式－４

○ ○ 第 ○ ○ 号
令和 年 月 日

○○総合支庁建設部長 殿
(○○総合支庁○○地域振興局建設部次長) 殿

応援を要請する構成機関の長
(公 印 省 略)

排水ポンプ応援派遣運用報告

「山形県排水ポンプパッケージ運用要領」第13条第２項の規定に基づき、次のとおり運用報告します。

記

1 派遣場所

○○市○○地内

2 応援要請内容

排水ポンプ応援派遣 ○台

派遣場所における排水ポンプ運転日数（又は運転時間）

令和○○年○○月○○日（○曜日）○○時○○分から

令和○○年○○月○○日（○曜日）○○時○○分まで

○日（又は○○時間）

3 担当者

所 属

職氏名

連絡先 Tel

排水ポンプの運用について

排水ポンプパッケージの運用について

【水害・内水被害軽減緊急対策事業】

山形県県土整備部河川課
令和3年3月

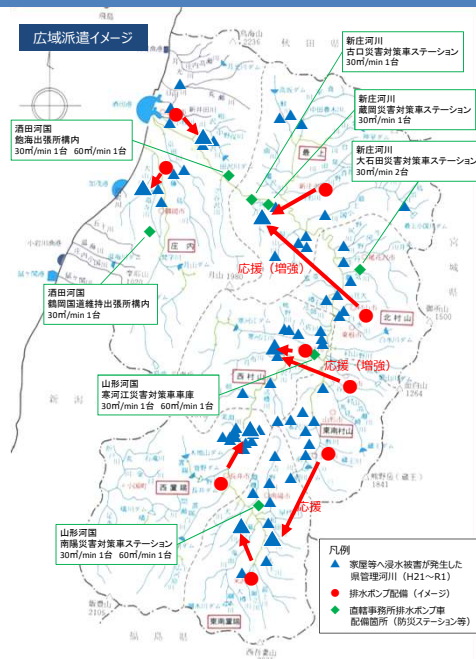
排水ポンプ配備計画（案）

配備計画

- 市町村の報告に基づく『水害統計（H21～R1）』から、過去10年間の家屋等の浸水被害発生箇所を抽出
- 浸水被害の発生箇所は県内に広範囲に点在しており、内水全ての箇所において河川改修のみで浸水被害を防止、軽減するのは困難
- 全ての合流点の水門、排水樋管の位置にポンプ場を整備することは多大な費用、時間を要するため、可搬式のポンプを配備し出水状況に応じて柔軟に対応する方式とする。
- 管外への広域派遣も視野に入れた迅速かつ機動的な出動体制を確保するため、各水防支部（総合支庁）へ1又は2台ずつ配備する。

地域	家屋等に浸水被害が発生した県管理河川 水害統計（H21～R1）、R2年7月豪雨被害報告より抽出	配備 台数
村山	前川、須川、逆川、本沢川、送橋川、沢上川、八幡堂川、藤沢川	2
西村山	月布川、市の沢川、田沢川、熊野川、送橋川、古佐川、横川、寺川、朝日川、実沢川	1
北村山	丹生川、新川、沢の目川、小国沢川、白水川、大旦川、五十沢川、野尻川	1
最上	最上小国川、真室川、鮭川、小又川、赤松川、松橋川、堂ヶ沢川、角川、銅山川、角間沢川	1
置賜本	和田川、吉野川、機機川、蛭川、天王川、前川、砂川、大川、黒川	1
西置賜	中の沢川、大鮎貝川、白ヶ沢、実瀬川、思川、具生川、荒砥川、荻野川、耳堂川、絹市川、八幡川、中沢川	1
庄内	新井田川、田沢川、竹田川、相沢川、日向川、豊川、相沢川、藤島川、大山川、京田川、青竜寺川、新内川	2
合計		9

広域派遣イメージ



排水ポンプ出動先選定の考え方（案）

➤ 水防責任（水防法）

- 市町村の水防責任（第3条） 市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。
- 都道府県の水防責任（第3条の6） 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。（資機材等の備蓄を含む都道府県の役割が規定）

➤ 排水ポンプ出動の基本的な考え方（要請元の整理）

- 【優先①】 外水はん濫による被害の軽減
- 県管理河川の越水や破堤等により浸水被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合は河川管理者の判断で出動
⇒ 河川管理者として特に積極的な支援が必要なもの
- 【優先②】 内水はん濫による被害の軽減
- 準用・普通河川や水路等からのはん濫、内水による浸水は市町村からの応援派遣要請による
⇒ 内水対策を含む水防責任は市町村の役割、国・県は必要に応じてこれを支援するもの
- 【優先③】 管理施設の機能確保のための派遣
- 道路管理者や上下水道管理者等も要請者となりうる。

《樋門等の閉操作に伴う浸水箇所への出動の考え方》 … Q&A No.23
 ✓ 樋門等の閉鎖は、堤防機能の発現のために必要な操作であり、堤内地側の湛水は内水であり、排水作業は市町村の責において実施する水防活動のひとつと整理される。
 ✓ 支川の県管理河川がはん濫した場合、すべてが内水と説明することは困難なため、①の外水ははん濫の次に優先的に支援すべき箇所と整理し、対応にあたる。

➤ その他の出動先の優先順位の方等

- 河川管理者（建設部長等）が沿川の保全対象の状況から総合的に判断する。水位上昇中は、まずは事象の把握順、要請順とならざるを得ない。
- 被害が想定される区域内に人家がない場合、人家があっても被害が比較的軽微と想定される場合等は、次の要請先を優先させることができる。
- 応援派遣の期間は、要請者側が応急対策資機材の現場配備を整えるまでの必要最小限の期間とする。

《判断基準》

- ・ 浸水戸数（特に床上浸水）、浸水深、浸水範囲、湛水時間等で優先順位を判断

《特に優先すべき事例》

- ・ 家屋等が浸水し、人命に関わる場合
- ・ 災害時における要配慮者利用施設が浸水した場合
- ・ 孤立集落が発生した場合

《応援要請に応じられない例》 ※既に排水作業に着手している場合でも中止する場合がある。

- ・ 優先すべき「外水はん濫」が想定される場合
- ・ 作業に必要なスペースや釜場が現地に確保できない場合、排水距離が遠い場合
- ・ 排水先の河川の水位がH.W.L.を超過、洗堀、漏水の発生など、変状が見られる場合
- ・ 要請元の市町村等が配備している排水ポンプ車の運用が可能な場合
- ・ 運用要領に定めた費用負担に同意が得られない場合

運用要領策定（方針）

- ✓ 河川管理者としては、外水はん濫発生箇所を最優先
- ✓ ポンプに空きがあれば、市町村等からの応援派遣要請にも対応
- ✓ 応援要請に基づく派遣先は、優先順位の方等を踏まえて出動先を決定
- ✓ 市町村からの応援要請時の手続きや費用負担のあり方等を規定

その他の排水ポンプ運用方法（案）

➤ 広域的な応援体制の構築

- 管内において複数箇所での対応が必要な場合、降雨が収まった後においても湛水が長時間継続することが見込まれる場合等を想定し、他の管内からの応援体制を構築する。国が広域配備している排水ポンプ車の派遣要請も想定する。

《業務内容》

- | | |
|------|--|
| 河川課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の出動状況把握と出動状況の情報提供 ・ 国の排水ポンプ車の派遣要請（東北地方整備局地域河川課経由） ※県の排水ポンプのみでは対応できない場合 |
| 総合支庁 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の出動要請の受付（首長とのホットラインを活用） ・ 他の総合支庁からの要請への対応可否の判断（自公所において今後の出動の可能性から判断） ・ 建設業者への出動要請、出動状況報告（水防報告） ・ 他の総合支庁への広域派遣の要請 |

➤ 排水ポンプの貸与先、保管場所（管内の実情に応じて検討）

- パッケージ寸法 W1600×D1200×H1500 重量 915kg ⇒ クレーン付トラック等による荷上げ（荷下ろし）が必要、高天井の保管場所を確保
- 出水期は河川維持修繕業者等に貸与し、保管を依頼（県有地など保管場所が確保できる場合は、この限りでない。）
- 非出水期は、各総合支庁の除雪車両基地等に保管（道路保全課了解済み、各総合支庁建設部内で調整）

➤ 排水ポンプの設置に必要な車両、発動発電機の確保

- 運搬車両 ユニック付 4 tトラック等 （1台で運搬する場合。2 tトラックの場合は総重量に注意）
- 発動発電機 45KVA 浸水被害発生時に速やかに出動できるよう一定の期間のリース等を検討（梅雨、台風接近時）

➤ 点検整備

- 非出水期に入ったら、次の出水期に備え点検・整備を実施

➤ 予算の確保（河川維持修繕費 13節委託料を想定） ※市町村等の応援要請による場合は要請者負担

- 出動に要する費用（人件費、燃料費、運搬車両や発動発電機の賃料又は損料）
- ポンプの点検・整備費、修繕費

➤ 今後検討が必要な事項

- 実動訓練の実施（R3年度出水期前）
- 排水計画の策定（R3年度以降検討）
 - ・ 浸水被害発生箇所について、排水作業実施を想定した現地調査を実施
 - ・ ポンプの設置場所、運搬車両の進入ルート、排水先をあらかじめ選定
 - ・ 必要に応じて、進入路等の環境整備（管理用道路の拡幅、隅切、転回場、釜場等）を検討
 - ・ 作業実績に基づき、排水計画を適宜追加・修正
- 河川維持修繕業務委託の特記仕様書に、総合支庁管外及び管内他工区への広域派遣の可能性について明記

特 長

1 超低水位まで排出可能

新聞発の磁込ノズルにより水深8cm[※]まで排水可能です。
人の通行はもちろん、マフラーがつからない水深ですので車の通行も可能となります。

※1:コンクリート等の平均な強度での数値です。
また、初期収縮率は全厚200mm以上必要です



2 人力で持ち運べる抜群の機動性

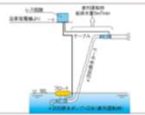
軽便ポンプの採用により人力で持ち運び可能!です。
そのため、狭い場所や奥まった場所にも設置が可能です。

● 本ソフトは個人・法人ともに利用できます。



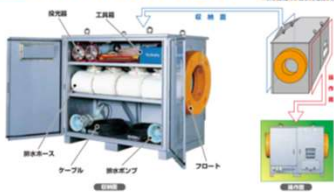
3 2台直列運転

2台目のポンプを直列に接続すれば、標準揚程10mが20mになります。



機器構成

排水活動に必要な機器[※]をコンパクトにパッケージングしています



運用例

1 2tトラック(ロング)、自家発電機をリースして「簡易型排水ポンプ車」として活用

自家発電機を含めても2tトラック(ロング)に積載可能なため、普通免許で簡易型排水ポンプ車としての排水活動が可能です。



簡易型排水ポンプ車



※トラック、自家用車場合はお客様でのリースとなります。自家用車の仕様によっては、重量オーバーとなることがありますので、積載重量を御確認の上ご使用ください。

2 常時設置したまま、
緊急時に発電機をリースして活用

レスキューの設置場所があれば、緊急時に自家発電機
だけリリースで調達することで、より迅速に排水活動
が開始できます。



納入事例

